

合併協定項目 1 4 号 「使用料、手数料等の取扱い」

# 参 考 資 料

( 使 用 料 現 況 調 査 表 )

川薩地区法定合併協議会

現況調査表

使用料,手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政 国際交流	業務コード・NO, 事務事業名 B3a20 国際交流の沿革
------------------------	----------------------------------

協議事業(使用料)名  
国際交流施設等使用料

川内市

川内市国際交流センター使用料		(2) 冷暖房装置使用料		(4) 関係条例・規則等	
(1) 施設使用料				市又は市の機関が主催する行事等に関する条例 ・川内市国際交流センター管理運営規則	
1階	区分	使用料	区分	使用料(1時間当たり)	(5) 減免, 免除規程 条例第8条及び規則第12条 使用料全額免除 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき (ただし, 使用者が入場料等を徴収しない場合) 使用料のうち施設使用料を免除 ・公共的団体が市又は市の機関と共催する行事等に使用するとき ・公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき 使用料のうち施設使用料の5割相当額を減額 市又は市の機関が後援等に使用するとき (ただし, 使用者が入場料等を徴収しない場合)
	コンベンションホール	1時間 2,500円	コンベンションホール	2,000円	
	研修室A	1時間 250円	研修室A	200円	
	研修室B	1時間 300円	研修室B	200円	
	和室	1時間 200円	和室	100円	
	楽屋	1回 500円	楽屋	100円	
	控室1	1回 100円	控室1	100円	
	控室2	1回 100円	控室2	100円	
2階	シャワー室	1回 100円	展示室	200円	
	展示室	1日 4,000円	会議室A	200円	
	会議室A	1時間 300円	会議室B	200円	
	会議室B	1時間 350円	映写室	100円	
	映写室	1回 100円	ミキサー室	100円	
	ミキサー室	1回 100円	同時通訳1	100円	
	同時通訳室1	1回 100円	同時通訳2	100円	
	同時通訳室2	1回 100円			
		(3) 設備使用料		(6) 平成13年度実績	
		区分	使用料	・件数 575件 ・金額 2,267,250円(産業振興センター分含む)	
		ピアノ	1回 2,000円		
		16mm映写機	1回 500円		

川内市

川内市産業振興センター使用料					課題・問題点	調整方針案
区分	施設使用料	冷暖房装置使用料 (1時間当たり)	(1) 関係条例・規則等		川内市以外の市町村は該当なし	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
研修室C	1時間 250円	200円	・川内市産業振興センターの設置及び管理に関する条例 ・川内市産業振興センター管理運営規則			
研修室D	1時間 250円	200円	(2) 減免, 免除規程			
調理研修室	1時間 300円	200円	条例第8条及び規則第12条 使用料全額免除 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき (ただし, 使用者が入場料等を徴収しない場合) 使用料のうち施設使用料を免除 ・公共的団体が市又は市の機関と共催する行事等に使用するとき ・公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき 使用料のうち施設使用料の5割相当額を減額 市又は市の機関が後援等に使用するとき (ただし, 使用者が入場料等を徴収しない場合)			
展示ギャラリー	1日 2,500円	200円	(3) 平成13年度実績			
			・件数 176件 ・金額 2,267,250円(国際交流センター分含む)		・鹿児島県の国際交流プラザ等を参考に, 幅広いイベントの企画, 検討が必要である。  ・将来的に国際交流団体の拠点施設となるよう調整すべきである。	

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政専門部会 自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名 B 5 b 1 0 集会所建設及び維持管理																																	
協議事業(使用料)名 総合保養会館使用料																																		
樋脇町	川内市・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村																																	
部会、分科会名(企画財政部会) 樋脇町上之湯集会所使用料	樋脇町総合保養会館使用料 該当なし																																	
1 個人使用料	1 個人使用料																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">使用時間 使用区分</th> <th style="width: 15%;">9:00~ 13:00</th> <th style="width: 15%;">13:01~ 17:00</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ - ル</td> <td>120円</td> <td>120円</td> <td>一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料)</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	摘 要	ホ - ル	120円	120円	一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">使用時間 使用区分</th> <th style="width: 15%;">9:00~ 13:00</th> <th style="width: 15%;">13:01~ 17:00</th> <th style="width: 60%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ - ル</td> <td>150円</td> <td>150円</td> <td rowspan="3">一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料) 冷暖房装置使用料を含む。</td> </tr> <tr> <td>娯 楽 室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	摘 要	ホ - ル	150円	150円	一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料) 冷暖房装置使用料を含む。	娯 楽 室	200円	200円	和 室	200円	200円											
使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	摘 要																															
ホ - ル	120円	120円	一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料)																															
使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	摘 要																															
ホ - ル	150円	150円	一 般(中学生以上) 小学生(一般の2分の1の額) 幼 児(無料) 冷暖房装置使用料を含む。																															
娯 楽 室	200円	200円																																
和 室	200円	200円																																
2 団体使用料	2 団体使用料																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">使用時間 使用区分</th> <th style="width: 15%;">9:00~ 13:00</th> <th style="width: 15%;">13:01~ 17:00</th> <th style="width: 15%;">17:01~ 22:00</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ - ル</td> <td>2,700円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	17:01~ 22:00	摘 要	ホ - ル	2,700円	2,500円	3,000円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">使用時間 使用区分</th> <th style="width: 15%;">9:00~ 13:00</th> <th style="width: 15%;">13:01~ 17:00</th> <th style="width: 15%;">13:01~ 17:00</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ - ル(半室使用)</td> <td>2,700円</td> <td>2,700円</td> <td>3,200円</td> <td rowspan="3">舞台付半室のホール使用は 1割増しとする。 冷暖房装置使用料を含む。</td> </tr> <tr> <td>ホ - ル(全室使用)</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>娯 楽 室</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>和 室</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	13:01~ 17:00	摘 要	ホ - ル(半室使用)	2,700円	2,700円	3,200円	舞台付半室のホール使用は 1割増しとする。 冷暖房装置使用料を含む。	ホ - ル(全室使用)	4,200円	4,200円	5,200円	娯 楽 室	2,100円	2,100円	2,600円	和 室	2,100円	2,100円	2,600円	
使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	17:01~ 22:00	摘 要																														
ホ - ル	2,700円	2,500円	3,000円																															
使用時間 使用区分	9:00~ 13:00	13:01~ 17:00	13:01~ 17:00	摘 要																														
ホ - ル(半室使用)	2,700円	2,700円	3,200円	舞台付半室のホール使用は 1割増しとする。 冷暖房装置使用料を含む。																														
ホ - ル(全室使用)	4,200円	4,200円	5,200円																															
娯 楽 室	2,100円	2,100円	2,600円																															
和 室	2,100円	2,100円	2,600円																															
(1) 本町住民以外の者が使用する場合は、上記(団体)に掲げる使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とする。 (2) 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間(1時間未満は1時間とみなす)毎に、その属する使用時間区分の使用料に2割5分を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、22時以降の延長は、原則として認めない。	(1) 本町住民以外の者が使用する場合は、上記(団体)に掲げる使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とする。 (2) 許可時間を延長した場合の使用料は、延長1時間(1時間未満は1時間とみなす)毎に、その属する使用時間区分の使用料に2割5分を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、22時以降の延長は、原則として認めない。																																	
課題・問題点	調整方針案																																	
・特になし	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																	

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政専門部会 自治振興分科会	業務コード・NO、事務事業名 B 5 b 1 0 集会所建設及び維持管理
-------------------------------	---

協議事業(使用料)名  
集会所使用料

上甌村						下甌村			上甌村・下甌村以外の市町村
施設使用料調									該当なし
集会所の設置及び管理に関する条例	上甌村江石集会所 (基礎自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		17時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
集会所の設置及び管理に関する条例	中野地区集会所 (基礎自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		18時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
集会所の設置及び管理に関する条例	瀬上地区集会所 (校区自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		19時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
生活館の設置及び管理に関する条例	上甌村生活館 (校区自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		20時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
住民センターの設置及び管理に関する条例	上甌村住民センター (基礎自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		21時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
保健福祉館の設置及び管理に関する条例	上甌村保健福祉館 (校区自治会)	区 分	日本間	ホ-ル	使用時間				
		半 日	300円	500円					
		全 日	500円	1,000円					
		23時以降の使用	450円	750円					
		個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき、4,000円						
						公の施設の名称 単 位 使用料 子岳へき地保険福祉館 1時間までごとに 150円 長浜生活館 1時間までごとに 150円 高齢者保健福祉館 1時間までごとに 150円 下甌村振興センター 1時間までごとに 150円 下甌村青瀬児童館 1時間までごとに 150円 下甌村住民生活センター 1時間までごとに 150円 手打へき地保険福祉館 1時間までごとに 150円 内川内集会所 1時間までごとに 150円 瀬尾地区集会所 1時間までごとに 150円 片野浦浜田地区集会所 1時間までごとに 150円 高齢者コミュニティセンター 1時間までごとに 150円			
						備考 冷暖房装置を使用するときは、1時間までごとに381円を上記使用料に加算する。  減免規定 ・国又は地方公共団体が直接その用に供するとき その他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。  関係条例・規則等 ・下甌村使用料条例			
						課題・問題点 ・管理については、地元に委託することとする。			
						調整方針案 6 廃止の方向で調整する。			

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政専門部会 管財分科会		業務コード・NO、事務事業名 B 8 a 3 0 公有財産の目的外使用許可及び賃借契約			
協議事業(使用料)名 行政財産使用料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 行政財産使用料  使用料の明細(各項目・金額) (1)財政課分 1,417,717円 (2)総務課分 5,004,630円 (3)市民会館分 1,480円 (4)川内港待合所分 463,959円 (5)生活環境課分 13,420円 (6)教育総務課分 70,580円 (7)勤労青少年ホーム分 3,310円 (8)すやかふれあいプラザ分 15,480円 (9)福祉課分 4,620円 (10)クリーンセンター分 33,543円 (11)区画整理課分 2,001,220円 (12)都市計画課分 188,490円 (13)中央公民館分 22,160円 (14)八幡校区公民館分 605,000円 (15)少年自然の家分 7,200円 (16)農林水産課分 449,440円  減免・免除規定 第10条 土地又は建物等の行政財産の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料及び加算金を免除し、若しくは使用料及び加算金の一部を減額し、または徴収を延期することができる。 (1) 他の地方公共団体、その他公共団体に於いて公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。  関係条例・規則等 川内市行政財産の使用料徴収条例  実績(平成13年度件数・金額) 76件 10,302,249円	名称 使用料の明細(各項目・金額等) (1)総合休養会館 232,440円 (2)上之湯集会所 55,220円 (3)老人福祉センター 523,340円 (4)もくもくふれあい館 229,400円 (5)婦人の館 509,840円 (6)教育総務課分 1,761,540円 (7)社会教育課分 5,969,710円  減免・免除規程 各条例の減免・免除規定による  関係条例・規則等 樋脇町総合休養会館の設置及び管理に関する条例、樋脇町上之湯集会所の設置及び管理に関する条例、樋脇町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、樋脇町もくもくふれあい館の設置及び管理に関する条例、樋脇町婦人の館の設置及び管理に関する条例、樋脇町立学校建物の使用に関する条例、樋脇町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例、樋脇町総合プール施設の管理及び運営に関する条例、樋脇町総合体育施設の設置及び管理に関する条例  平成13年度実績(件数、金額) 9,281,490円	名称 行政財産の目的外使用による使用料徴収  使用料の明細(各項目・金額等) 自動販売機の設置:タバコ類 1台につき月額1,030円 清涼飲料水類 1台につき月額4,120円 売店・食堂:月額 月額売上額の100分の5相当額 その他:1日3.3平方メートルにつき10円  減免・免除規程 (1)使用者が地区内の公共的団体又は産業文化等の団体で、公共的な活動のために一時的に使用するとき。 (2)使用者が個人又は地域外の公共団体で、公共性を有し、かつ、営利を伴わないとき。 (3)その他町長が必要と認めるとき。  関係条例・規則等 行政財産の目的外使用による使用料徴収条例  平成13年度実績(件数、金額) 18件 29,339,298円	参考資料 名称 本町は行政財産使用料ではなく、財産貸付収入の名称となる。  使用料の明細(各項目・金額等) (1)総務課管財係 1,264,352円 (土地・建物・電柱)行政・普通財産共  減免・免除規程 なし  関係条例・規則等 東郷町公有財産管理規則  平成13年度実績(件数、金額) 22件 1,264,352円	参考資料 名称 各施設使用料  使用料の明細(各項目・金額等) 改善センター使用料 110千円 生態系保存資料館使用料 1,964千円 生活センター使用料 516千円 砂石会館使用料 610千円  減免・免除規程 町長は必要があるときは、免除することができる  関係条例・規則等 各施設ごとに設置条例を作成  平成13年度実績(件数、金額) 5件 3,200千円	参考資料 名称 財産貸付収入  使用料の明細(各項目・金額等) (1)経済課分 120,000円 (2)管財係分 22,040円  減免・免除規程 なし  関係条例・規則等 里村公有財産管理規則  平成13年度実績(件数、金額) 貸付料 3件 142,040円
	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案
	参考資料 名称 土地賃貸借料 行政財産使用料 使用料の明細(各項目・金額等) (1)自動販売機土地分 37,800円 (2)土木事務所所長宅用地 197,100円 (3)土木事務所職員住宅用地 108,690円 (4)川内警察署敷地分 53,110円 (5)法務局敷地分 66,800円 (6)バス企業団敷地分 53,550円 (7)上村真珠会社敷地分 13,330円 (8)西村真珠会社敷地分 36,980円 (9)江石郵便局敷地分 6,000円 (10)福岡観測気象台敷地分 2,580円 (11)建設業協会敷地分 276,370円 (12)防災科学研究所敷地分 2,000円  減免・免除規程 特に規程はないが、長が認めるものについて承認する。 減免・免除するときは、その理由、根拠を添える。(現在9件) 関係条例・規則等 上甌村公有財産管理規則 平成13年度実績(件数、金額) 12件 819,510円	参考資料 行政財産使用料 役場会議室 1時間までごとに 150円 青瀬小学校へき地集会所 " 300円 手打小学校へき地集会所 " 300円 海星中学校へき地集会所 " 300円 海陽中学校へき地集会所 " 300円 長浜小学校へき地集会所 " 300円 西山小学校へき地集会所 " 300円 子岳小学校へき地集会所 " 300円  減免規定 国又は地方公共団体が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。 関係条例・規則等 下甌村使用料条例  財産貸付収入 使用料の明細(各項目・金額等) (1)総務課管財係 1,045,776円 (土地・建物・電柱)行政・普通財産共  減免・免除規程 なし  関係条例・規則等 下甌村公有財産管理規則 平成13年度実績(件数、金額) 12件 1,045,776円	参考資料 名称 使用料の明細(各項目・金額等) 経済土木課分 18,840円  減免・免除規程 なし  関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例  平成13年度実績(件数、金額) 2件 18,840円	使用料及び貸付料の算定基礎 について調整が必要である。  2 合併時に、川内市の例により調整する。	

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名 A 4 a 60 自治会放送施設		
協議事業(使用料)名 有線放送使用料			
樋脇町	樋脇町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
名称 有線放送使用料  手数料の明細 ア．基本料 1月につき150円 イ．放送料 【公共団体又は公共的団体】 所定の原稿用紙1枚1回放送・・・200円 1枚分又は1回増すごとに200円 【個人】 所定の原稿用紙1枚1回放送・・・400円 1枚又は1回増すごとに400円 【商業広告】 1枚分1回放送・・・700円、 1枚又は1回増すごとに700円  1年連続の場合・・・年間 230,000円  減免、免除規定 なし  関係条例・規則等 樋脇町有線放送の設置及び管理に関する条例  平成13年度実績(件数、金額) 【基本料】 加入戸数1,788戸(加入率68.2%)3,215,700円 【放送料】 428件、429,090円	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋脇町にのみ制度がある。</li> <li>・樋脇町には、防災無線が整備されていないので、有線放送を使用している。</li> <li>・防災無線が整備されるまでの間は現行の施設を使用する必要がある。</li> <li>・有線放送施設設置からこれまでの経緯もあり、現行のまま維持することが望ましいのではないか。</li> </ul>	5 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。  ・新市移行後も、樋脇町の区域のみ適用する。 ・修繕費用等、実費徴収する場合もある。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1a210 共同利用農機具維持管理事業(単独)		
協議事業(使用料)名 農機具等使用料				
里村	里村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案	
農機具等使用料 使用料の明細		該当なし	里村のみの農機具使用料である。使用料を徴収する以上故障の場合、村が修理を行う。担当者は操作及び使用方法は、覚えなければならない。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
使用機械名	使用単位	使用料		
農業用トラクター(アタッチメント用マルチャー、堀取機)	4時間につき	1,500 円		
マルチ作業機械	1時間につき	200 円		
予冷庫	1㎡以内1回(10日以内)につき	200 円		
選別機及び乾燥装置	1日につき	2,500 円		
減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、利用料を減免することができる。 関係条例・規則等 里村農林業機械センターの設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 トラクター 9件 59,810円 マルチ 3件 6,300円 乾燥機 1件 78,750円				

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1a210 共同利用農機具維持管理事業(単独)		
協議事業(使用料)名 農業施設使用料				
上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案	
農業施設使用料 使用料の明細 年8万円(ただし契約の年から3年間は無料とする。) 契約年月日 平成12年12月25日		該当なし	上甌村のみの農業施設使用料である。管理委託契約により現在は使用料は発生していない。実質平成16年度からの徴収となる。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
減免・免除規定 「上甌村共同利用農業施設の管理委託契約書」により契約の年から3年間は無料 関係条例・規則等 ・上甌村共同利用農業施設設置及び管理に関する条例 ・上甌村共同利用農業施設の管理委託契約書 平成13年度実績 0円				

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1a420 特産品加工センター管理																																																																			
協議事業(使用料)名 農作物加工センター使用料																																																																					
川内市		樋脇町																																																																			
川内市農産物加工センター使用料 使用料の明細 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前~午後</th> </tr> <tr> <td>9時~12時</td> <td>13時~17時</td> <td>9時~17時</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>300円</td> <td>410円</td> <td>610円</td> </tr> </table> 減免・免除規定 1 市又は市の機関が主催する行事等 2 市又は市の機関が公共的団体等と共催する行事、研修等 3 公益上必要と認める行事 備考 1 使用時には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。 2 市民以外の者が使用する場合は使用料の額は、上表に掲げる使用料に100分の50を乗じて得た額を加算したものとす。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。 3 許可を受けて使用時間を延長しようとするときは、1時間以内に限ることとし、当該使用料の額は、上表に掲げる使用料又は前記2により算出した使用料にそれぞれ100分の20を乗じて得たものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。 関係条例・規則等 川内市農産物加工センターの設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 利用日数 173日 利用人数延べ966人 使用量総額399,8605円 その他 13年度維持管理費 2,104,600円		使用時間	午前	午後	午前~午後	9時~12時	13時~17時	9時~17時	1人につき	300円	410円	610円	婦人の館使用料 使用料の明細 減免・免除規定 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。 (全額を免除する場合) 町が主催又は共催して行う加工技術等の研修 関係条例・規則等 樋脇町婦人の館の設置及び管理に関する条例 樋脇町婦人の館の設置及び管理に関する条例施行規則 平成13年度実績 (日数) 162日 (使用人数) 926人 (使用料) 509,840円 共同加工室 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間(1時間当り)</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <td>婦人交流室</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">共同加工室</td> <td>味噌</td> <td>1,000円</td> <td>1セット(麦20kg・大豆7kg・塩5kg)</td> </tr> <tr> <td>ビン類(633ml標準)</td> <td>30円</td> <td>ジュース・めんつゆ・カルピス・タレ</td> </tr> <tr> <td>蒸し器使用</td> <td>200円</td> <td>ふくれ菓子・ゆべし等(1セロ)</td> </tr> <tr> <td>三重釜使用</td> <td>700円</td> <td>ちまき(1回2時間)</td> </tr> <tr> <td>三重釜使用</td> <td>300円</td> <td>箱他(水炊きしたもの(1回につき))</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金</td> <td>真空パック</td> <td>20円</td> <td>1回につき</td> </tr> <tr> <td>漬物・佃煮等</td> <td>300円</td> <td>出来上がり1kgにつき</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>洗毛布1枚(シングル) 150円 洗毛布1枚(ダブル) 300円 コタツブトン1枚 400円 金家具調コタツブトン1枚 600円</td> <td></td> </tr> </table> 町外使用者の使用料は、上表使用料の倍額とする。		区分	昼間		夜間(1時間当り)	半日	1日	婦人交流室	200円	400円	100円	共同加工室	味噌	1,000円	1セット(麦20kg・大豆7kg・塩5kg)	ビン類(633ml標準)	30円	ジュース・めんつゆ・カルピス・タレ	蒸し器使用	200円	ふくれ菓子・ゆべし等(1セロ)	三重釜使用	700円	ちまき(1回2時間)	三重釜使用	300円	箱他(水炊きしたもの(1回につき))	金	真空パック	20円	1回につき	漬物・佃煮等	300円	出来上がり1kgにつき	洗濯室	洗毛布1枚(シングル) 150円 洗毛布1枚(ダブル) 300円 コタツブトン1枚 400円 金家具調コタツブトン1枚 600円																				
使用時間	午前		午後	午前~午後																																																																	
	9時~12時	13時~17時	9時~17時																																																																		
1人につき	300円	410円	610円																																																																		
区分	昼間		夜間(1時間当り)																																																																		
	半日	1日																																																																			
婦人交流室	200円	400円	100円																																																																		
共同加工室	味噌	1,000円	1セット(麦20kg・大豆7kg・塩5kg)																																																																		
	ビン類(633ml標準)	30円	ジュース・めんつゆ・カルピス・タレ																																																																		
	蒸し器使用	200円	ふくれ菓子・ゆべし等(1セロ)																																																																		
	三重釜使用	700円	ちまき(1回2時間)																																																																		
	三重釜使用	300円	箱他(水炊きしたもの(1回につき))																																																																		
金	真空パック	20円	1回につき																																																																		
	漬物・佃煮等	300円	出来上がり1kgにつき																																																																		
	洗濯室	洗毛布1枚(シングル) 150円 洗毛布1枚(ダブル) 300円 コタツブトン1枚 400円 金家具調コタツブトン1枚 600円																																																																			
大馬越農村研修館 使用料の明細 <table border="1"> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>使用</th> <th>料</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">農産加工</td> <td>8:00 ~ 13:00</td> <td>1人</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>13:00 ~ 20:00</td> <td>1人</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>8:00 ~ 20:00</td> <td>1人</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>時間外1時間当たり</td> <td>1人</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>製麹機使用</td> <td>1回</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>料理実習</td> <td>1人</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>洗たく</td> <td>1回転</td> <td></td> <td>900円</td> </tr> </table> 減免・免除規定 町長は、公益上特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 大馬越農村研修館の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 使用料192,500円		区	分	使用	料	農産加工	8:00 ~ 13:00	1人	300円	13:00 ~ 20:00	1人	400円	8:00 ~ 20:00	1人	600円	時間外1時間当たり	1人	100円	製麹機使用	1回		500円	料理実習	1人		100円	洗たく	1回転		900円																																							
区	分	使用	料																																																																		
農産加工	8:00 ~ 13:00	1人	300円																																																																		
	13:00 ~ 20:00	1人	400円																																																																		
	8:00 ~ 20:00	1人	600円																																																																		
	時間外1時間当たり	1人	100円																																																																		
製麹機使用	1回		500円																																																																		
料理実習	1人		100円																																																																		
洗たく	1回転		900円																																																																		
下甌村		鹿島村	東郷町・祁答院町・里村・上甌村																																																																		
下甌村農産物加工センター使用料 <table border="1"> <tr> <th>部 屋 区 分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>手作り農産加工室</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>土壌消毒機械</td> <td>1時間につき (使用燃料は使用者負担) 100円</td> </tr> <tr> <td>畝立機</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>中耕ロータリ</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>刈取機</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>収草・反転機</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>梱包機</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>被覆機</td> <td>1時間につき //</td> </tr> <tr> <td>予冷庫</td> <td>2日までケースにつき (1ケースの規格は、長さ45cm幅27cm高さ13cmと2日を超える場合1日に1ケースとする。) 5円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">槽製油室</td> <td>加工原料</td> <td>1kgにつき 212円</td> </tr> <tr> <td>加工原料</td> <td>1kgにつき 210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">椎茸乾燥室</td> <td>50kg</td> <td>177円</td> </tr> <tr> <td>50kgを超え60kgまで</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>60kg</td> <td>152円</td> </tr> <tr> <td>70kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>80kg</td> <td>134円</td> </tr> <tr> <td>90kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>100kg</td> <td>119円</td> </tr> <tr> <td>110kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>120kg</td> <td>108円</td> </tr> <tr> <td>130kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>140kg</td> <td>98円</td> </tr> <tr> <td>150kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>160kg</td> <td>83円</td> </tr> <tr> <td>170kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>180kg</td> <td>78円</td> </tr> <tr> <td>190kg</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>製茶室</td> <td>生葉100gにつき (生葉100g未満は100gとする) 21円</td> </tr> </table>		部 屋 区 分	使用料	手作り農産加工室	1時間につき 100円	土壌消毒機械	1時間につき (使用燃料は使用者負担) 100円	畝立機	1時間につき //	中耕ロータリ	1時間につき //	刈取機	1時間につき //	収草・反転機	1時間につき //	梱包機	1時間につき //	被覆機	1時間につき //	予冷庫	2日までケースにつき (1ケースの規格は、長さ45cm幅27cm高さ13cmと2日を超える場合1日に1ケースとする。) 5円	槽製油室	加工原料	1kgにつき 212円	加工原料	1kgにつき 210円	椎茸乾燥室	50kg	177円	50kgを超え60kgまで	//	60kg	152円	70kg	//	80kg	134円	90kg	//	100kg	119円	110kg	//	120kg	108円	130kg	//	140kg	98円	150kg	//	160kg	83円	170kg	//	180kg	78円	190kg	//	製茶室	生葉100gにつき (生葉100g未満は100gとする) 21円	鹿島村物産加工センター使用料 使用料の明細 <table border="1"> <tr> <td>手づくり加工室</td> <td>1日につき(1,000円)</td> </tr> <tr> <td>槽油製油室加工原料</td> <td>1kg(100円)</td> </tr> </table> 減免・免除規定 村長は特別な事情があると認めるときは使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 鹿島村物産加工センター設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 槽油製油加工室使用料 193,540円 手づくり加工室使用料 6,300円	手づくり加工室	1日につき(1,000円)	槽油製油室加工原料	1kg(100円)	該当なし	課題・問題点 使用料について、それぞれ単価が違っている。各施設で管理方法が違っている。	調整方針案 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
部 屋 区 分	使用料																																																																				
手作り農産加工室	1時間につき 100円																																																																				
土壌消毒機械	1時間につき (使用燃料は使用者負担) 100円																																																																				
畝立機	1時間につき //																																																																				
中耕ロータリ	1時間につき //																																																																				
刈取機	1時間につき //																																																																				
収草・反転機	1時間につき //																																																																				
梱包機	1時間につき //																																																																				
被覆機	1時間につき //																																																																				
予冷庫	2日までケースにつき (1ケースの規格は、長さ45cm幅27cm高さ13cmと2日を超える場合1日に1ケースとする。) 5円																																																																				
槽製油室	加工原料	1kgにつき 212円																																																																			
	加工原料	1kgにつき 210円																																																																			
椎茸乾燥室	50kg	177円																																																																			
	50kgを超え60kgまで	//																																																																			
	60kg	152円																																																																			
	70kg	//																																																																			
	80kg	134円																																																																			
	90kg	//																																																																			
	100kg	119円																																																																			
	110kg	//																																																																			
	120kg	108円																																																																			
	130kg	//																																																																			
	140kg	98円																																																																			
	150kg	//																																																																			
	160kg	83円																																																																			
	170kg	//																																																																			
180kg	78円																																																																				
190kg	//																																																																				
製茶室	生葉100gにつき (生葉100g未満は100gとする) 21円																																																																				
手づくり加工室	1日につき(1,000円)																																																																				
槽油製油室加工原料	1kg(100円)																																																																				



## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 <b>産業経済部会 農林畜産分科会</b>		業務コード・NO、事務事業名 C1a420 特産品加工センター管理																																																																																																										
協議事業(使用料)名 <b>生活センター使用料</b>																																																																																																												
<b>祁答院町</b>	<b>里村</b>	<b>上甌村</b>		祁答院町・里村・上甌村以外の市町村																																																																																																								
祁答院町大村北部生活センター  使用料の明細 農産加工室一品につき 午前9時～正午まで 600円 午後1時～午後5時まで750円 洗濯室1回につき 800円  減免・免除規定 町長は特に必要があると認めたときは前条に規定する使用料を減免することができる。  関係条例・規則等 祁答院町大村北部生活センターの設置及び管理に関する条例  平成13年度実績 516,250円	里村定住センター  使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>終日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>終日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>集出荷場</td> <td>終日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> 関係条例・規則等 里村定住センターの設置及び管理に関する条例	種 別	単 位	使用料	研修室	終日	2,000円		半日	1,000円	会議室	終日	1,000円		半日	500円	集出荷場	終日	2,000円		半日	1,000円	上甌村生活改善センター  使用料の明細  減免・免除規定 町長は公益上その他必要があると認めたときは前条に規定する使用料を減免することができる。  関係条例・規則等 上甌村生活改善センターの設置及び管理に関する条例 ・上甌村生活改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則  平成13年度実績 113件 153,720円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <th>半 日</th> <th>1 日</th> <th>1時間当たり</th> </tr> <tr> <td>研 修 室</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>農 産 加 工 室</td> <td colspan="3">1時間につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加工原料 50kg</td> <td colspan="2">1kgにつき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50kg を超え 60kg まで</td> <td colspan="2">210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60kg " 70kg "</td> <td colspan="2">175円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70kg " 80kg "</td> <td colspan="2">150円</td> </tr> <tr> <td>椎 茸 乾 燥 室</td> <td>80kg " 90kg "</td> <td colspan="2">132円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90kg " 100kg "</td> <td colspan="2">117円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kg " 110kg "</td> <td colspan="2">106円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110kg " 120kg "</td> <td colspan="2">96円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>120kg " 130kg "</td> <td colspan="2">80円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130kg " 140kg "</td> <td colspan="2">75円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>140kg " 150kg "</td> <td colspan="2">69円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150kg " 160kg "</td> <td colspan="2">65円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>160kg " 170kg "</td> <td colspan="2">62円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>170kg " 180kg "</td> <td colspan="2">58円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>180kg " 190kg "</td> <td colspan="2">55円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>190kg を超える場合は</td> <td colspan="2">52円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">50円</td> </tr> </table> 備考 1 半日とは午前9時から午後1時まで、又は午後1時から午後5時までをいう。 2 1日とは午前9時から午後5時までをいう。 3 夜間とは午後5時から午後10時までをいう。	区 分	昼 間		夜 間	半 日	1 日	1時間当たり	研 修 室	1,000円	2,000円	300円	農 産 加 工 室	1時間につき				加工原料 50kg	1kgにつき			50kg を超え 60kg まで	210円			60kg " 70kg "	175円			70kg " 80kg "	150円		椎 茸 乾 燥 室	80kg " 90kg "	132円			90kg " 100kg "	117円			100kg " 110kg "	106円			110kg " 120kg "	96円			120kg " 130kg "	80円			130kg " 140kg "	75円			140kg " 150kg "	69円			150kg " 160kg "	65円			160kg " 170kg "	62円			170kg " 180kg "	58円			180kg " 190kg "	55円			190kg を超える場合は	52円				50円		該当なし  <div style="background-color: #ADD8E6; text-align: center; padding: 5px;">                     課題・問題点                 </div> 3 町村の実施である。使用料はそれぞれ単価が違っている。各施設で管理方法が違っている。  <div style="background-color: #ADD8E6; text-align: center; padding: 5px;">                     調整方針案                 </div> 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
種 別	単 位	使用料																																																																																																										
研修室	終日	2,000円																																																																																																										
	半日	1,000円																																																																																																										
会議室	終日	1,000円																																																																																																										
	半日	500円																																																																																																										
集出荷場	終日	2,000円																																																																																																										
	半日	1,000円																																																																																																										
区 分	昼 間		夜 間																																																																																																									
	半 日	1 日	1時間当たり																																																																																																									
研 修 室	1,000円	2,000円	300円																																																																																																									
農 産 加 工 室	1時間につき																																																																																																											
	加工原料 50kg	1kgにつき																																																																																																										
	50kg を超え 60kg まで	210円																																																																																																										
	60kg " 70kg "	175円																																																																																																										
	70kg " 80kg "	150円																																																																																																										
椎 茸 乾 燥 室	80kg " 90kg "	132円																																																																																																										
	90kg " 100kg "	117円																																																																																																										
	100kg " 110kg "	106円																																																																																																										
	110kg " 120kg "	96円																																																																																																										
	120kg " 130kg "	80円																																																																																																										
	130kg " 140kg "	75円																																																																																																										
	140kg " 150kg "	69円																																																																																																										
	150kg " 160kg "	65円																																																																																																										
	160kg " 170kg "	62円																																																																																																										
	170kg " 180kg "	58円																																																																																																										
	180kg " 190kg "	55円																																																																																																										
	190kg を超える場合は	52円																																																																																																										
		50円																																																																																																										

専門部会・分科会名 <b>産業経済部会 農林土木分科会</b>		業務コード・NO、事務事業名 C3b10 特産品販売所管理運営															
協議事業(使用料)名 <b>特産品販売所使用料</b>																	
<b>東郷町</b>	<b>祁答院町</b>		東郷町・祁答院町以外の市町村	課題・問題点													
藤川特産品販売所使用料  使用料の明細 年額 60,000円  減免・免除規定 町長は、特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。  関係条例・規則等 東郷町藤川ふれあい交流施設特産品販売所の設置及び管理に関する条例 東郷町藤川ふれあい交流施設特産品販売所の設置及び管理に関する条例施行規則	体験交流施設地域特産品直売所「祁答院ロード51」  使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">直 売 所 名</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>個 人</th> <th>団体・グループ</th> <th>法 人</th> </tr> <tr> <td>体験交流施設地域特産品直売所(祁答院ロード51)</td> <td>1月</td> <td>100円</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> </table> 備考 使用の期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもちて計算する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。  関係条例・規則等 体験交流施設地域特産品直売所の設置及び管理に関する条例		直 売 所 名	単 位	使 用 料			個 人	団体・グループ	法 人	体験交流施設地域特産品直売所(祁答院ロード51)	1月	100円	300円	500円	該当なし	2 町の実施地域のみである。金額がそれぞれ違っている。  <div style="background-color: #ADD8E6; text-align: center; padding: 5px;">                     調整方針案                 </div> 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
直 売 所 名	単 位	使 用 料															
		個 人	団体・グループ	法 人													
体験交流施設地域特産品直売所(祁答院ロード51)	1月	100円	300円	500円													

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1a440 研修センター(公民館関係)管理運営									
協議事業(使用料)名 農村広場使用料											
入来町	入来町以外の市町村		課題・問題点	調整方針案							
入来地区農村広場使用料 使用料の明細		該当なし		入来町のみ農村広場使用料である。  5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">8:00～13:00</th> <th style="width: 20%;">13:00～17:00</th> <th style="width: 20%;">17:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 村 広 場</td> <td style="text-align: center;">500 円</td> <td style="text-align: center;">400 円</td> <td style="text-align: center;">400 円</td> </tr> </tbody> </table> 備 考 1. 使用料は消費税相当額を含むものとする。 2. 使用料の適用は営利を目的とした催し等に適用し、地域活性化を目的とする催しには適用しないものとする。		区 分	8:00～13:00		13:00～17:00	17:00～22:00	農 村 広 場	500 円	400 円	400 円	
区 分	8:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00								
農 村 広 場	500 円	400 円	400 円								
減免・免除規定 町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。											
関係条例・規則等 入来町地区農村広場設置及び管理に関する条例											

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1g91 共同利用畜産管理事業(単独)																					
協議事業(使用料)名 共同畜舎使用料																							
里村	鹿島村	里村・鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																			
共同畜舎使用料 利用料の明細 年額(1施設につき) 24,000円		共同畜舎使用料 利用料の明細		2村の実施のみである。今後施設の老朽化や使用料金等の改正も予想される。  5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																			
減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、前条の利用料を減免することができる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">月齢区分</th> <th style="width: 20%;">1日1頭の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ほ乳子牛</td> <td>生後満3ヶ月未満のもの</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>生後満3ヶ月以上のもの</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">育 成 牛</td> <td>生後満18ヶ月未満のもの</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td>生後満18ヶ月以上のもの</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほ乳子山羊</td> <td>生後満6ヶ月未満のもの</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>生後満6ヶ月以上のもの</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> 2 濃厚飼料を給与した場合の使用料は、基本使用料に給与した濃厚飼料の代価を加算した額とする。 3 村外の者の使用料は、特に村長が認めた者の他は基本使用料に10円を加算した額とする。			種 別	月齢区分	1日1頭の使用料	ほ乳子牛	生後満3ヶ月未満のもの	0円	生後満3ヶ月以上のもの	80	育 成 牛	生後満18ヶ月未満のもの	80	生後満18ヶ月以上のもの	80	ほ乳子山羊	生後満6ヶ月未満のもの	0	生後満6ヶ月以上のもの	10	
種 別	月齢区分	1日1頭の使用料																					
ほ乳子牛	生後満3ヶ月未満のもの	0円																					
	生後満3ヶ月以上のもの	80																					
育 成 牛	生後満18ヶ月未満のもの	80																					
	生後満18ヶ月以上のもの	80																					
ほ乳子山羊	生後満6ヶ月未満のもの	0																					
	生後満6ヶ月以上のもの	10																					
減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。																							
関係条例・規則等 里村共同畜舎の設置及び管理に関する条例																							
関係条例・規則等 鹿島村畜牧場設置及び管理に関する条例																							

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会	業務コード・NO、事務事業名 C1g90 公共牧場に関すること																							
協議事業(使用料)名 牧場使用料																								
下甌村	下甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: left; padding: 2px;">下甌村牧場使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%; padding: 2px;">名称</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">位置</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">用途</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">面積</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">使用料(年額)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">下甌村弓折牧場</td> <td style="padding: 2px;">下甌村手打弓折</td> <td style="padding: 2px;">採草・放牧</td> <td style="padding: 2px;">4.6ヘクタール</td> <td style="padding: 2px;">1ヘクタールにつき年額8,820円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 2px;">備考 上記金額に消費税を加算する</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定                      村長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減免することができる。                      (1)天災その他特別な事情があると認めるとき。                      (2)農業後継者で新たに家畜の飼育を始める者で、減免の必要があるとき。                      関係条例                      下甌村牧場の設置及び管理に関する条例                      平成13年度実績                      40,572円                 </p>		下甌村牧場使用料					名称	位置	用途	面積	使用料(年額)	下甌村弓折牧場	下甌村手打弓折	採草・放牧	4.6ヘクタール	1ヘクタールにつき年額8,820円	備考 上記金額に消費税を加算する					該当なし	下甌村のみの牧場使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
下甌村牧場使用料																								
名称	位置	用途	面積	使用料(年額)																				
下甌村弓折牧場	下甌村手打弓折	採草・放牧	4.6ヘクタール	1ヘクタールにつき年額8,820円																				
備考 上記金額に消費税を加算する																								

専門部会・分科会名 産業経済部会 農業土木分科会	業務コード・NO、事務事業名 C3c60 「アクアタイム」管理運営																					
協議事業(使用料)名 生態系保存資料館使用料																						
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left; padding: 2px;">生態系保存資料館使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="font-size: small; padding: 2px;">使用料の明細</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%; padding: 2px;">区分</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">料金</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">団体割引</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">大 人</td> <td style="padding: 2px;">200円</td> <td style="padding: 2px;">150円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">小人(中学生以下)</td> <td style="padding: 2px;">100円</td> <td style="padding: 2px;">50円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">                     団体割引の団体は、15人以上とする。                      小人料金は、中学生以下とする。ただし、幼稚園以下は無料                 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定                      町長は、必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。                      関係条例・規則等                      祁答院町生態系保存資料館の設置及び管理に関する条例                      祁答院町生態系保存資料館管理規則                      平成13年度実績                      入館者 14,651人 入館料 1,964,360円                 </p>		生態系保存資料館使用料			使用料の明細			区分	料金	団体割引	大 人	200円	150円	小人(中学生以下)	100円	50円	団体割引の団体は、15人以上とする。 小人料金は、中学生以下とする。ただし、幼稚園以下は無料			該当なし	祁答院町のみの生態系保存資料館使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
生態系保存資料館使用料																						
使用料の明細																						
区分	料金	団体割引																				
大 人	200円	150円																				
小人(中学生以下)	100円	50円																				
団体割引の団体は、15人以上とする。 小人料金は、中学生以下とする。ただし、幼稚園以下は無料																						

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1a420 特産品加工センター管理	
協議事業(使用料)名 製茶工場使用料			
下甌村	下甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
下甌村製茶工場使用料  使用料の明細 生葉100gにつき 21円 (生葉100g未満は100gとする)  減免・免除規定 関係条例・規則等 下甌村製茶工場の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 1,857kg 409千円	該当なし	下甌村のみの製茶工場使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C4b10 水産物地方卸売市場	
協議事業(使用料)名 水産卸売市場使用料			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
水産卸売市場使用料  使用料の明細 月3,000円の定額及び売上総額の1,000分の1に相当する額の合計額  減免・免除規定 市長は、使用者の責めに帰すことができない事由により市場を使用できないとき、その他市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 川内市水産物地方卸売市場条例 平成13年度実績 153,118千円	該当なし	川内市のみの水産卸売市場使用料である。移転計画がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名 C4a50 漁港専用許可		
協議事業(使用料)名 漁港施設使用料			
上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案
小島漁港施設使用料  使用料の明細 漁港内の村有地に養殖施設を作っている。  減免・免除規定  関係条例・規則等 漁港管理条例 漁港管理条例施行規則  平成13年度実績 126,804 円	該当なし	上甌村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名 C4b20 水産関係施設の管理に関する事																																																																										
協議事業(使用料)名 船待施設使用料																																																																											
上甌村	下甌村	鹿島村	上甌村・下甌村・鹿島村以外の市町村																																																																								
船待施設使用料  使用料の明細 1 中甌港旅客待合施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>別</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室・荷物取扱室</td> <td>月</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>月</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>月</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動販売機の設置</td> <td>たばこ</td> <td>1機当たり月</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジュース類</td> <td>1機当たり月</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> 2 平良港旅客待合施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>別</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所・荷物取扱室</td> <td>月</td> <td>15,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土産販売コーナー</td> <td>月</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動販売機の設置</td> <td>たばこ</td> <td>1機当たり</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジュース類</td> <td>1機当たり</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> 関係条例・規則等 中甌港旅客待合施設設置及び管理に関する条例 中甌港旅客待合施設設置及び管理に関する条例施行規則 平良港旅客待合所設置及び管理に関する条例 平良港旅客待合所設置及び管理に関する条例施行規則	種	別	料	金	事務室・荷物取扱室	月	20,000円		食堂	月	10,000円		売店	月	10,000円		自動販売機の設置	たばこ	1機当たり月	5,000円		ジュース類	1機当たり月	2,500円	種	別	料	金	事務所・荷物取扱室	月	15,000円		土産販売コーナー	月	10,000円		自動販売機の設置	たばこ	1機当たり	5,000円		ジュース類	1機当たり	2,500円	手打港待合施設使用料  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室・荷物取扱室</td> <td>月</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>月</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>自動販売機の設置</td> <td>1機当たり月</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定 なし  関係条例・規則等 手打港待合施設の設置及び管理に関する条例 手打港待合施設の設置及び管理に関する条例施行規則	使用目的	料	金	事務室・荷物取扱室	月	20,000円	売店	月	12,000円	自動販売機の設置	1機当たり月	5,500円	船待施設使用料  使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種</th> <th>別</th> <th>料</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室・倉庫</td> <td>月</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>待合室</td> <td>月 1㎡当たり</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>月</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定  関係条例・規則等 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例 鹿島村船待施設設置及び管理に関する条例施行規則	種	別	料	金	事務室・倉庫	月	20,000円		待合室	月 1㎡当たり	5,000円		売店	月	5,000円		該当なし
種	別	料	金																																																																								
事務室・荷物取扱室	月	20,000円																																																																									
食堂	月	10,000円																																																																									
売店	月	10,000円																																																																									
自動販売機の設置	たばこ	1機当たり月	5,000円																																																																								
	ジュース類	1機当たり月	2,500円																																																																								
種	別	料	金																																																																								
事務所・荷物取扱室	月	15,000円																																																																									
土産販売コーナー	月	10,000円																																																																									
自動販売機の設置	たばこ	1機当たり	5,000円																																																																								
	ジュース類	1機当たり	2,500円																																																																								
使用目的	料	金																																																																									
事務室・荷物取扱室	月	20,000円																																																																									
売店	月	12,000円																																																																									
自動販売機の設置	1機当たり月	5,500円																																																																									
種	別	料	金																																																																								
事務室・倉庫	月	20,000円																																																																									
待合室	月 1㎡当たり	5,000円																																																																									
売店	月	5,000円																																																																									
		課題・問題点	調整方針案																																																																								
		上甌村・下甌村・鹿島村の施設使用料である。金額等が違っている。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																																																								

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a30 水産関係施設の管理に関すること																																					
協議事業(使用料)名 離島住民生活センター使用料																																						
鹿島村	鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																																			
離島住民生活センター使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>終日</th> <th>夜間料金 (1時間当たり)</th> <th>冷暖房料使用 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>集会室研修室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>食堂厨房</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td colspan="4">基本料金・男子浴室500円。女子浴室300円 加算料金・1人につき100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規定                      使用料は、公的行事の                      目的で利用する場合の                      ほか、管理者が特に認                      める場合は、減額し又                      は免除することができる。</p> <p>備考                      1 半日とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう                      2 終日とは、午前9時から午後5時までをいう。                      3 夜間とは、午後5時からをいう。                      4 夜間料金、冷暖房料については1時間満たないときも1時間とみなす。</p> <p>関係条例・規則等                      鹿島村離島住民生活センター設置及び管理に関する条例                      鹿島村離島住民生活センター設置及び管理に関する条例施行規則</p>		区分	使 用 料				半日	終日	夜間料金 (1時間当たり)	冷暖房料使用 (1時間当たり)	会議室	500円	1,000円	300円	300円	集会室研修室	500円	1,000円	300円	300円	食堂厨房	1,000円	2,000円	500円	300円	談話室	500円	1,000円	300円	300円	浴室	基本料金・男子浴室500円。女子浴室300円 加算料金・1人につき100円				該当なし	鹿島村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
区分	使 用 料																																					
	半日	終日	夜間料金 (1時間当たり)	冷暖房料使用 (1時間当たり)																																		
会議室	500円	1,000円	300円	300円																																		
集会室研修室	500円	1,000円	300円	300円																																		
食堂厨房	1,000円	2,000円	500円	300円																																		
談話室	500円	1,000円	300円	300円																																		
浴室	基本料金・男子浴室500円。女子浴室300円 加算料金・1人につき100円																																					

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名 C4b20 水産関係施設の管理に関すること							
協議事業(使用料)名 加工施設使用料								
鹿島村	鹿島村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案					
水産加工センター使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日につき</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規定                      村長は、特別な事情があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>関係条例・規則等                      鹿島村水産加工センター設置及び管理に関する条例                      鹿島村水産加工センター設置及び管理に関する条例施行規則</p>		使用期間	使用料	1日につき	1,800円	該当なし	現在は、1村が直営で管理している。使 用料徴収はなし。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用期間	使用料							
1日につき	1,800円							

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 商工業・運輸分科会		業務コード・NO、事務事業名 C5b10 商工会議所及び商工会に関する事																																							
協議事業(使用料)名 産業施設使用料																																									
入来町	里村		入来町・里村以外の市町村																																						
技術研修館使用料 (1)施設使用料 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名\使用時間</th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>9:00~17:00</th> <th>冷暖房料(時間当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>技術研修室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> (2)研修館の休館日及び夜間使用 研修館は、土曜の午後及び日曜・祝祭日を休館とするが、町長が必要であると認められた場合は、使用する。なお、17時以降の使用についても町長が必要を認められた場合のみとする。		室名\使用時間	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	9:00~17:00	冷暖房料(時間当)	大研修室	400	500	1,200	1,000	500	技術研修室	200	300	600	500	150	小研修室	200	300	600	500	100	産業振興会館使用料 使用料の明細 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務室</td> <td>月 7,500円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1回当たり 1,100円</td> </tr> <tr> <td>自動販売機の設置</td> <td>1機当たり月 600円</td> </tr> <tr> <td>たばこ</td> <td>1機当たり月 2,400円</td> </tr> <tr> <td>ジュース類</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定 町長が特に必要と認められたときは、使用料を免除することができる。 関係条例・規則等 里村産業振興会館設置管理条例 里村産業振興会館設置管理条例施行規則 平成13年度実績 94,500円		種別	料 金	事務室	月 7,500円	会議室	1回当たり 1,100円	自動販売機の設置	1機当たり月 600円	たばこ	1機当たり月 2,400円	ジュース類		該当なし	課題・問題点 入来町・里村の施設使用料である。内容・金額等が違っている。
室名\使用時間	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	9:00~17:00	冷暖房料(時間当)																																				
大研修室	400	500	1,200	1,000	500																																				
技術研修室	200	300	600	500	150																																				
小研修室	200	300	600	500	100																																				
種別	料 金																																								
事務室	月 7,500円																																								
会議室	1回当たり 1,100円																																								
自動販売機の設置	1機当たり月 600円																																								
たばこ	1機当たり月 2,400円																																								
ジュース類																																									
調整方針案																																									
5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																									
減免・免除規定 町長は、必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。 関係条例・規則等 入来町勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例 入来町勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例施行規則																																									

専門部会・分科会名 産業経済部会 企業誘致・港振興分科会		業務コード・NO、事務事業名 C6c30 勤労青少年・婦人福祉施設																			
協議事業(使用料)名 勤労青少年ホーム使用料																					
川内市		川内市以外の町村																			
勤労青少年ホーム使用料 使用料の明細 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設使用料(1時間当たり)</th> <th>冷暖房装置使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動室</td> <td>250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習室(和室)</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>アトリ工室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。		区分	施設使用料(1時間当たり)	冷暖房装置使用料(1時間当たり)	屋内運動室	250円		講習室(和室)	200円	200円	料理講習室	300円	200円	集会室	200円	200円	アトリ工室	200円	200円	該当なし	
区分	施設使用料(1時間当たり)	冷暖房装置使用料(1時間当たり)																			
屋内運動室	250円																				
講習室(和室)	200円	200円																			
料理講習室	300円	200円																			
集会室	200円	200円																			
アトリ工室	200円	200円																			
減免・免除規定関係 市長が特に必要と認められた場合		課題・問題点 川内市のための施設使用料である。																			
条例・規則等 川内市勤労青少年ホーム設置条例 川内市勤労青少年ホーム設置条例施行規則		調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。																			

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理																																																																																														
協議事業(使用料)名 キャンプ場使用料																																																																																															
東郷町	里村	下甌村																																																																																													
とうごう五色親水公園キャンプ場使用料 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設備</th> <th>利用料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バンガロー5棟・定員4名</td> <td>1棟1泊</td> <td>6,000円</td> <td>炊事用具6人分、台所、シャワー温水、クーラー別料金</td> </tr> <tr> <td>バンガロークーラー</td> <td>1棟1泊</td> <td>1,000円</td> <td>リモコン</td> </tr> <tr> <td>テントサイト10基・定員</td> <td>1基1泊</td> <td>2,000円</td> <td>炊事用具6人分</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1枚</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーベキュー卓</td> <td>1卓</td> <td>300円</td> <td>アミ若しくは鉄板付き</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定関係                      町長は、公共団体等の使用又は公益その他必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。                      条例・規則等                      東郷町五色親水公園の設置及び管理に関する条例                      東郷町五色親水公園の設置及び管理に関する規則                 </p>	施設名	設備	利用料金	備考	バンガロー5棟・定員4名	1棟1泊	6,000円	炊事用具6人分、台所、シャワー温水、クーラー別料金	バンガロークーラー	1棟1泊	1,000円	リモコン	テントサイト10基・定員	1基1泊	2,000円	炊事用具6人分	毛布	1枚	300円		バーベキュー卓	1卓	300円	アミ若しくは鉄板付き	市の浦キャンプ場使用料 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1泊につき</td> <td>8,000円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td>テントサイト</td> <td>1泊につき</td> <td>1,000円</td> <td>6人用テントを含む</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1泊につき</td> <td>500円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td>炊事用具</td> <td>1セット1日につき</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>1枚1日につき</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷物</td> <td>1枚1日につき</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薪</td> <td>1束につき</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回につき</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>1人1時間につき</td> <td>大人100円 小人50円</td> <td>小人とは満6歳以上満15歳未満の者をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定                      村長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。                      関係条例・規則等                      里村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例                      里村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則                 </p>	種別	単位	使用料	備考	バンガロー	1泊につき	8,000円	6人用	テントサイト	1泊につき	1,000円	6人用テントを含む	テント	1泊につき	500円	6人用	炊事用具	1セット1日につき	300円		毛布	1枚1日につき	200円		敷物	1枚1日につき	100円		薪	1束につき	100円		シャワー	1人1回につき	100円		休憩室	1人1時間につき	大人100円 小人50円	小人とは満6歳以上満15歳未満の者をいう。	下甌村有料公園施設使用料 (キャンプ場) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バンガロー</td> <td>1棟につき1日</td> <td>10,000円</td> <td>8人用</td> </tr> <tr> <td>1棟につき1日</td> <td>5,000円</td> <td>5人用</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1張り1日につき</td> <td>2,000円</td> <td>6人用</td> </tr> <tr> <td>テント台</td> <td>1台1日につき</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャンプセット</td> <td>1セット1日につき</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定                      村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは使用料の全部又は一部を免除することができる。                      関係条例・規則等                      ・下甌村公園の設置及び管理に関する条例                 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     下甌村海水浴施設使用料                 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td>コインロッカー</td> <td>1回 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規定 なし                      関係条例・規則等                      下甌村海水浴施設の設置及び管理に関する条例                 </p>	種別	単位	使用料	備考	バンガロー	1棟につき1日	10,000円	8人用	1棟につき1日	5,000円	5人用	テント	1張り1日につき	2,000円	6人用	テント台	1台1日につき	300円		キャンプセット	1セット1日につき	1,000円		区分	金額	温水シャワー	1回 100円	コインロッカー	1回 100円
施設名	設備	利用料金	備考																																																																																												
バンガロー5棟・定員4名	1棟1泊	6,000円	炊事用具6人分、台所、シャワー温水、クーラー別料金																																																																																												
バンガロークーラー	1棟1泊	1,000円	リモコン																																																																																												
テントサイト10基・定員	1基1泊	2,000円	炊事用具6人分																																																																																												
毛布	1枚	300円																																																																																													
バーベキュー卓	1卓	300円	アミ若しくは鉄板付き																																																																																												
種別	単位	使用料	備考																																																																																												
バンガロー	1泊につき	8,000円	6人用																																																																																												
テントサイト	1泊につき	1,000円	6人用テントを含む																																																																																												
テント	1泊につき	500円	6人用																																																																																												
炊事用具	1セット1日につき	300円																																																																																													
毛布	1枚1日につき	200円																																																																																													
敷物	1枚1日につき	100円																																																																																													
薪	1束につき	100円																																																																																													
シャワー	1人1回につき	100円																																																																																													
休憩室	1人1時間につき	大人100円 小人50円	小人とは満6歳以上満15歳未満の者をいう。																																																																																												
種別	単位	使用料	備考																																																																																												
バンガロー	1棟につき1日	10,000円	8人用																																																																																												
	1棟につき1日	5,000円	5人用																																																																																												
テント	1張り1日につき	2,000円	6人用																																																																																												
テント台	1台1日につき	300円																																																																																													
キャンプセット	1セット1日につき	1,000円																																																																																													
区分	金額																																																																																														
温水シャワー	1回 100円																																																																																														
コインロッカー	1回 100円																																																																																														
川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・上甌村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案																																																																																													
該当なし	今後見直しが必要であるが、急激な変動は控えるべきである。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。																																																																																													



## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a10 観光イベント事業																						
協議事業(使用料)名 寺山いこいの広場使用料																							
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案																				
寺山いこいの広場使用料 使用料の明細																							
1 施設使用料																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">食堂・厨房</td> <td style="width: 15%;">月額</td> <td style="width: 15%;">月間売上額の100分の5相当額</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>ゴーカートコース施設</td> <td>月額</td> <td>月間売上額の100分の1.5相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニ電気自動車コース施設</td> <td>月額</td> <td>月間売上額の100分の1.5相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動販売機等 (1台につき)</td> <td>たばこ</td> <td>月額</td> <td>月間売上額の100分の2相当額</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>月額</td> <td>月間売上額の100分の5相当額</td> </tr> </table>		食堂・厨房	月額	月間売上額の100分の5相当額		ゴーカートコース施設	月額	月間売上額の100分の1.5相当額		ミニ電気自動車コース施設	月額	月間売上額の100分の1.5相当額		自動販売機等 (1台につき)	たばこ	月額	月間売上額の100分の2相当額	その他	月額	月間売上額の100分の5相当額	該当なし	運営等の検討が必要。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
食堂・厨房	月額	月間売上額の100分の5相当額																					
ゴーカートコース施設	月額	月間売上額の100分の1.5相当額																					
ミニ電気自動車コース施設	月額	月間売上額の100分の1.5相当額																					
自動販売機等 (1台につき)	たばこ	月額	月間売上額の100分の2相当額																				
	その他	月額	月間売上額の100分の5相当額																				
2 ポニー広場の乗馬料・乗車料																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ポニー広場</td> <td style="width: 15%;">乗馬料</td> <td style="width: 15%;">1人当たり</td> <td style="width: 55%;">300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗車料</td> <td>1人当たり</td> <td>200円</td> </tr> </table>		ポニー広場	乗馬料	1人当たり	300円		乗車料	1人当たり	200円														
ポニー広場	乗馬料	1人当たり	300円																				
	乗車料	1人当たり	200円																				
関係条例・規則等 寺山いこいの広場の設置及び管理に関する条例 寺山いこいの広場の設置及び管理に関する条例施行規則																							

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理																				
協議事業(使用料)名 宇宙館入館料																					
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案																		
宇宙館入館料 使用料の明細																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> <th>年間入館券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回 500円</td> <td>1人につき1回 400円</td> <td>1人1年間 1,000円</td> </tr> <tr> <td>小中学校児童生徒</td> <td>1人1回 300円</td> <td>1人につき1回 250円</td> <td>1人1年間 500円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	入館料			個人	団体(20人以上)	年間入館券	大人	1人1回 500円	1人につき1回 400円	1人1年間 1,000円	小中学校児童生徒	1人1回 300円	1人につき1回 250円	1人1年間 500円	該当なし	開館して5年たち、利用者も減少傾向にあるので、リニューアルの必要がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
区分	入館料																				
	個人	団体(20人以上)	年間入館券																		
大人	1人1回 500円	1人につき1回 400円	1人1年間 1,000円																		
小中学校児童生徒	1人1回 300円	1人につき1回 250円	1人1年間 500円																		
備考 (1) 大人とは、中学生及び小学生以外の者で15歳以上のものをいう。 (2) 小学校に就学するまでの者は、無料とする。																					
減免・免除規定 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、入館料を免除し、又は減額することができる。																					
関係条例・規則等 せんだい宇宙館の設置及び管理に関する条例 せんだい宇宙館の設置及び管理に関する条例施行規則																					
平成13年度実績 入館料 5,817,400円																					

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理																																																																																					
協議事業(使用料)名 遊具使用料																																																																																						
入来町	里村	上甌村																																																																																				
観光施設遊具使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">施 設</th> <th style="width: 40%;">用 具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛宕ビスタパーク</td> <td>管理棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向山自然公園</td> <td>会議室、休憩施設</td> <td>パラグライダーセット (1人用, 2人用), ソリ</td> </tr> <tr> <td>鉄道記念公園</td> <td>鉄道記念館会議室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">料 金 (消費税相当額を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>1時間につき 200円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき 200円</td> </tr> <tr> <td>シャワー施設</td> <td>1人1回につき 100円</td> </tr> <tr> <td>休憩施設</td> <td>1時間につき 200円</td> </tr> <tr> <td>パラグライダーセット</td> <td>1時間 1人用 200円・2人用 300円</td> </tr> <tr> <td>ソリ</td> <td>1日 1人 100円</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>3.3㎡当たり 1日10円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定関係 町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。 条例・規則等 入来町観光施設の設置及び管理に関する条例	名 称	施 設	用 具	愛宕ビスタパーク	管理棟		向山自然公園	会議室、休憩施設	パラグライダーセット (1人用, 2人用), ソリ	鉄道記念公園	鉄道記念館会議室		区 分	料 金 (消費税相当額を含む)	管理棟	1時間につき 200円	会議室	1時間につき 200円	シャワー施設	1人1回につき 100円	休憩施設	1時間につき 200円	パラグライダーセット	1時間 1人用 200円・2人用 300円	ソリ	1日 1人 100円	その他の施設	3.3㎡当たり 1日10円	市の浦キャンプ場遊具使用料 使用料の明細 (遊具使用料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーカヤック</td> <td>1艇1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>テニスラケット</td> <td>1本1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>テニスボール</td> <td>1セット(2個)につき</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定 村長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。 関係条例・規則等 里村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例 里村自然レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例施行規則	種 別	単 位	使用料	シーカヤック	1艇1時間につき	500円	テニスコート	1面1時間につき	300円	テニスラケット	1本1時間につき	100円	テニスボール	1セット(2個)につき	50円	県民自然レクリエーション村遊具使用料 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">料</th> <th style="width: 40%;">金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ボート</td> <td>最初の1時間は</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1時間増ごとに</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テント</td> <td>5人用 1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>サイト用 1日</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>キャンプ用炊飯用具</td> <td>1セット 1日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ビーチパラソル</td> <td>1本 1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>テニスラケット</td> <td>1本</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>テニスボール</td> <td>1セット(2個)</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>テニスシューズ</td> <td>1足</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ゴーカート車</td> <td>1周</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>釣り竿</td> <td>1本</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>パーベキューセット</td> <td>1セット 1日</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>バ タ</td> <td>1本</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> 関係条例・規則等 上甌村観光用遊具の設置及び管理に関する条例		種 類	料	金	ボート	最初の1時間は	300円	1時間増ごとに	100円	テント	5人用 1日	500円	サイト用 1日	2,100円	キャンプ用炊飯用具	1セット 1日	500円	ビーチパラソル	1本 1日	200円	テニスラケット	1本	200円	テニスボール	1セット(2個)	50円	テニスシューズ	1足	100円	ゴーカート車	1周	200円	釣り竿	1本	100円	パーベキューセット	1セット 1日	300円	バ タ	1本	200円
名 称	施 設	用 具																																																																																				
愛宕ビスタパーク	管理棟																																																																																					
向山自然公園	会議室、休憩施設	パラグライダーセット (1人用, 2人用), ソリ																																																																																				
鉄道記念公園	鉄道記念館会議室																																																																																					
区 分	料 金 (消費税相当額を含む)																																																																																					
管理棟	1時間につき 200円																																																																																					
会議室	1時間につき 200円																																																																																					
シャワー施設	1人1回につき 100円																																																																																					
休憩施設	1時間につき 200円																																																																																					
パラグライダーセット	1時間 1人用 200円・2人用 300円																																																																																					
ソリ	1日 1人 100円																																																																																					
その他の施設	3.3㎡当たり 1日10円																																																																																					
種 別	単 位	使用料																																																																																				
シーカヤック	1艇1時間につき	500円																																																																																				
テニスコート	1面1時間につき	300円																																																																																				
テニスラケット	1本1時間につき	100円																																																																																				
テニスボール	1セット(2個)につき	50円																																																																																				
種 類	料	金																																																																																				
ボート	最初の1時間は	300円																																																																																				
	1時間増ごとに	100円																																																																																				
テント	5人用 1日	500円																																																																																				
	サイト用 1日	2,100円																																																																																				
キャンプ用炊飯用具	1セット 1日	500円																																																																																				
ビーチパラソル	1本 1日	200円																																																																																				
テニスラケット	1本	200円																																																																																				
テニスボール	1セット(2個)	50円																																																																																				
テニスシューズ	1足	100円																																																																																				
ゴーカート車	1周	200円																																																																																				
釣り竿	1本	100円																																																																																				
パーベキューセット	1セット 1日	300円																																																																																				
バ タ	1本	200円																																																																																				
下甌村	川内市・樋脇町・東郷町・祁答院町・鹿島村	課題・問題点	調整方針案																																																																																			
下甌村スクーバダイビング拠点施設使用料 (タンク使用料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 村外のダイバーが使用する場合</td> <td>1本 2,000円</td> </tr> <tr> <td>2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合</td> <td>1本 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> (器材使用料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイビング用ジャケット</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>レギュレーター</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>スーツ</td> <td>1日 1,000円</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>1日 500円</td> </tr> <tr> <td>フィン</td> <td>1日 500円</td> </tr> <tr> <td>ブーツ</td> <td>1日 500円</td> </tr> <tr> <td>グローブ</td> <td>1日 500円</td> </tr> </tbody> </table> (施設使用料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1日 100円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定 ・条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書を村長に提出しなければならない。 関係条例・規則等 ・下甌村スクーバダイビング拠点施設の管理運営に関する規則	区 分	金 額	1 村外のダイバーが使用する場合	1本 2,000円	2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合	1本 1,000円	区 分	金 額	ダイビング用ジャケット	1日 1,000円	レギュレーター	1日 1,000円	スーツ	1日 1,000円	マスク	1日 500円	フィン	1日 500円	ブーツ	1日 500円	グローブ	1日 500円	区 分	金 額	温水シャワー	1日 100円	該当なし	それぞれ用具・金額が違っている。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。																																																									
区 分	金 額																																																																																					
1 村外のダイバーが使用する場合	1本 2,000円																																																																																					
2 村内の漁業者及び村内のダイバーが使用する場合	1本 1,000円																																																																																					
区 分	金 額																																																																																					
ダイビング用ジャケット	1日 1,000円																																																																																					
レギュレーター	1日 1,000円																																																																																					
スーツ	1日 1,000円																																																																																					
マスク	1日 500円																																																																																					
フィン	1日 500円																																																																																					
ブーツ	1日 500円																																																																																					
グローブ	1日 500円																																																																																					
区 分	金 額																																																																																					
温水シャワー	1日 100円																																																																																					

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理						
協議事業(使用料)名 観光センター「ながめ」使用料								
上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案					
観光センター「ながめ」使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施 設</th> <th style="width: 50%;">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 セ ン タ ー</td> <td style="text-align: center;">月 額 2 1 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>		施 設	料 金	観 光 セ ン タ ー	月 額 2 1 , 0 0 0 円	該当なし	上甌村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
施 設	料 金							
観 光 セ ン タ ー	月 額 2 1 , 0 0 0 円							
関係条例・規則等 観光センター設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 252,000円								

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理																																						
協議事業(使用料)名 県民自然レクリエーション施設使用料																																								
上甌村	上甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																																					
県民自然レクリエーション施設使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施 設</th> <th style="width: 10%;">料</th> <th style="width: 10%;">金</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バースハウス (ロッカー)</td> <td>1個につき1回</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td>1人 1日</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バンガロー</td> <td>4人用 1棟 1泊</td> <td>9,000円</td> <td rowspan="3">電気・ガス・水道完備・寝具(タオルケット)・冷蔵庫・炊事用具一式(米・調味料はセット)・扇風機等の設備</td> </tr> <tr> <td>6人用 1棟 1泊</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>12人用 1棟 1泊</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面 (1時間)</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釣 台</td> <td>1回 (1日)</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バーベキュー 施 設</td> <td>1回</td> <td>500円</td> <td>アミ若しくは鉄板付き、日除け屋根付き10基施設</td> </tr> <tr> <td>バターゴルフ 施 設</td> <td>1ラウンド(2時間)</td> <td>300円</td> <td>人工芝18ホール</td> </tr> </tbody> </table>		施 設	料	金	備 考	バースハウス (ロッカー)	1個につき1回	100円		キャンプ場	1人 1日	200円		バンガロー	4人用 1棟 1泊	9,000円	電気・ガス・水道完備・寝具(タオルケット)・冷蔵庫・炊事用具一式(米・調味料はセット)・扇風機等の設備	6人用 1棟 1泊	11,000円	12人用 1棟 1泊	17,000円	テニスコート	1面 (1時間)	500円		釣 台	1回 (1日)	500円		バーベキュー 施 設	1回	500円	アミ若しくは鉄板付き、日除け屋根付き10基施設	バターゴルフ 施 設	1ラウンド(2時間)	300円	人工芝18ホール	該当なし	上甌村のみの施設使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
施 設	料	金	備 考																																					
バースハウス (ロッカー)	1個につき1回	100円																																						
キャンプ場	1人 1日	200円																																						
バンガロー	4人用 1棟 1泊	9,000円	電気・ガス・水道完備・寝具(タオルケット)・冷蔵庫・炊事用具一式(米・調味料はセット)・扇風機等の設備																																					
	6人用 1棟 1泊	11,000円																																						
	12人用 1棟 1泊	17,000円																																						
テニスコート	1面 (1時間)	500円																																						
釣 台	1回 (1日)	500円																																						
バーベキュー 施 設	1回	500円	アミ若しくは鉄板付き、日除け屋根付き10基施設																																					
バターゴルフ 施 設	1ラウンド(2時間)	300円	人工芝18ホール																																					
関係条例・規則等 上甌村県民自然レクリエーション村の設置及び管理に関する条例																																								

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会	業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理																																																																																								
協議事業(使用料)名 公園施設等使用料																																																																																									
祁答院町	祁答院町以外の市町村																																																																																								
蘭牟田池自然公園施設等使用料 使用料の明細	公園施設等の使用料		該当なし																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">公園施設の使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">公園施設の種類及び名称</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売 店</td> <td>3.3㎡につき</td> <td>月額 300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出 店</td> <td>基本料金</td> <td>1日 500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.3㎡につき</td> <td>1日 200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボートによる湖面の使用</td> <td>1隻につき</td> <td>月額 1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自転車による公園の使用</td> <td>1人乗1台につき</td> <td>月額 800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人乗1台につき</td> <td>月額 1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園施設の使用料				公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	備 考	売 店	3.3㎡につき	月額 300円		出 店	基本料金	1日 500円			3.3㎡につき	1日 200円		ボートによる湖面の使用	1隻につき	月額 1,200円		自転車による公園の使用	1人乗1台につき	月額 800円			2人乗1台につき	月額 1,000円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キャンプ村利用料金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)入村料(町内)</td> <td>1人1泊</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>" (町外)</td> <td>"</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(2)テント1号(4人用)</td> <td>1張1泊</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>テント2号(8人用)</td> <td>"</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(3)テント持込料</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>(4)炊事用具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>釜</td> <td>1 個</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>鍋</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>飯 盒</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>"</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>(5)寝 具 類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td>1枚1泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>グランドシート</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ゴ ザ</td> <td>"</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>(6)管理棟、集会室</td> <td>3時間ごと1室</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>2 つ り 料 金</td> <td>1人1日</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 キャンプ村利用料金			(1)入村料(町内)	1人1泊	50円	" (町外)	"	150円	(2)テント1号(4人用)	1張1泊	1,000円	テント2号(8人用)	"	1,500円	(3)テント持込料	"	1,000円	(4)炊事用具			釜	1 個	100円	鍋	"	100円	飯 盒	"	100円	食 器	"	20円	(5)寝 具 類			毛 布	1枚1泊	150円	グランドシート	"	100円	ゴ ザ	"	50円	(6)管理棟、集会室	3時間ごと1室	1,000円	2 つ り 料 金	1人1日	200円		
公園施設の使用料																																																																																									
公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	備 考																																																																																						
売 店	3.3㎡につき	月額 300円																																																																																							
出 店	基本料金	1日 500円																																																																																							
	3.3㎡につき	1日 200円																																																																																							
ボートによる湖面の使用	1隻につき	月額 1,200円																																																																																							
自転車による公園の使用	1人乗1台につき	月額 800円																																																																																							
	2人乗1台につき	月額 1,000円																																																																																							
区 分	単 位	金 額																																																																																							
1 キャンプ村利用料金																																																																																									
(1)入村料(町内)	1人1泊	50円																																																																																							
" (町外)	"	150円																																																																																							
(2)テント1号(4人用)	1張1泊	1,000円																																																																																							
テント2号(8人用)	"	1,500円																																																																																							
(3)テント持込料	"	1,000円																																																																																							
(4)炊事用具																																																																																									
釜	1 個	100円																																																																																							
鍋	"	100円																																																																																							
飯 盒	"	100円																																																																																							
食 器	"	20円																																																																																							
(5)寝 具 類																																																																																									
毛 布	1枚1泊	150円																																																																																							
グランドシート	"	100円																																																																																							
ゴ ザ	"	50円																																																																																							
(6)管理棟、集会室	3時間ごと1室	1,000円																																																																																							
2 つ り 料 金	1人1日	200円																																																																																							
減免・免除規定 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。																																																																																									
関係条例・規則等 蘭牟田池自然公園施設の設置及び管理に関する条例																																																																																									

専門部会・分科会名 産業経済部会 商工業・運輸分科会	業務コード・NO、事務事業名 C5d50 市営駐車場に関する事												
協議事業(使用料)名 駐車場使用料													
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案										
市営市街地駐車場使用料 使用料の明細	該当なし	川内市のみの使用料である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用区分</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え7時間以内</td> <td>1時間を超える1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき150円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>7時間を超え48時間以内</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>48時間を超える場合</td> <td>900円に48時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき900円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料	1時間以内	無料	1時間を超え7時間以内	1時間を超える1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき150円を加算した額	7時間を超え48時間以内	900円	48時間を超える場合	900円に48時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき900円を加算した額			
使用区分	使用料												
1時間以内	無料												
1時間を超え7時間以内	1時間を超える1時間(1時間未満のときは、1時間とする。)につき150円を加算した額												
7時間を超え48時間以内	900円												
48時間を超える場合	900円に48時間を超える24時間(24時間未満のときは、24時間とする。)につき900円を加算した額												
関係条例・規則等 川内市営市街地駐車場の設置及び管理に関する条例 川内市営市街地駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則													

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 <b>産業経済部会 観光イベント分科会</b>	業務コード・NO、事務事業名 C7a40 観光船管理運営																																																					
協議事業(使用料)名 <b>観光船乗船使用料</b>																																																						
里村	上甌村	下甌村																																																				
水中船「きんしゅう」使用料 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>Aコース</th> <th>Bコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小児</td> <td style="text-align: center;">750円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1歳未満の者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1歳以上6歳未満の者1人分 (大人1人と同伴の場合に限る。)</td> <td style="text-align: center;">無料</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">割引</td> <td style="text-align: center;">個人 身体障害者及び精神障害者 (介護者を含む。)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記金額の5割引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記金額の1割引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体 学生</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記金額の3割引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小児</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">上記金額の1割引</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考1 「Aコース」とは、里港を起点として冠崎、白瀬鼻、瀬戸口の沿岸を遊覧するコースをいう。                  2 「Bコース」とは、里港を起点として松島、筒島、近島の小島を遊覧するコースをいう。                  3 「大人」とは、中学生以上の者をいう。                  4 「小児」とは、小学生以下の者をいう。                  5 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(通信教育を含む。以下「学校等」という。)に修学する者をいう。                  6 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている第1種及び第2種の身体障害者をいい、「精神薄弱者」とは、昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている第1種及び第2種の精神薄弱者をいう。介護者は、1身体障害者又は1精神薄弱者につき1人とする。                  7 「団体」とは、一般の場合、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ同一区間を同一便で旅行する者で構成された15人以上の団体をいい、学生の場合、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ同一区間を同一便で旅行する者で構成された15人以上の学校等の学生とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みがあった団体をいう。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">減免・免除規定                  村長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">関係条例・規則等                  里村水中展望船の設置及び管理に関する条例</p>	使用区分		金額		Aコース	Bコース	個人	大人	1,500円	2,000円	小児	750円	1,000円	1歳未満の者	無料	無料	1歳以上6歳未満の者1人分 (大人1人と同伴の場合に限る。)	無料	無料	割引	個人 身体障害者及び精神障害者 (介護者を含む。)	上記金額の5割引		一般	上記金額の1割引		団体 学生	上記金額の3割引		小児	上記金額の1割引		観光船「かこ」乗船料 使用料の明細 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">観 光 船</td> <td style="text-align: center;">西海岸コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">1回 2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小人</td> <td style="text-align: center;">1回 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東海岸コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">1回 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小人</td> <td style="text-align: center;">1回 500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">身体障害者 (介護者含む)</td> <td style="text-align: center;">上記金額の5割引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体 (15名以上)</td> <td style="text-align: center;">上記金額の1割引</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">備考                  1 「大人」とは、12歳以上の者(中学生以上)をいう。                  2 「小人」とは、12歳未満の者(小学生以下)をいい、運賃の適用については、                  (イ) 6歳以上12歳未満の小児                  (ロ) 大人に同伴されずに乗船する1歳以上6歳未満の小児                  (ハ) 大人に同伴されて乗船する1歳以上6歳未満の小児であって大人1名につき1人は無料とし、それを超える小児                  3 (イ) 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている第1種及び第2種の身体障害者をいう。ただし身体障害者手帳を提示し、あらかじめ身体障害者乗船運賃割引申請書を提出した者に限るものとし、介護者は、1名につき1名とする。                  (ロ) 第2種身体障害者にあつては、片道10.1km以上を旅行する場合に限る。                  (ハ) その他「甌島西海岸周遊観光航路、運賃設定認定申請書」による。                  4 「団体」とは、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の団体をいう。                  5 割引は重複して適用しない。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">関係条例・規則等                  上甌村県民自然レクリエーション村の設置及び管理に関する条例</p>	施設	料 金		観 光 船	西海岸コース		大人	1回 2,000円	小人	1回 1,000円	東海岸コース		大人	1回 1,000円	小人	1回 500円	身体障害者 (介護者含む)	上記金額の5割引	団体 (15名以上)	上記金額の1割引	観光船「おとひめ」乗船料 使用料の明細 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(遊覧コース)                  大人一人…2,000円                  小人一人…1,000円                  ・1歳未満の者…無料                  ・1歳以上6歳未満の者…小人1人分(大人1人と同伴の場合)                  割引                  身体障害者(介護者を含む)上記金額の5割引                  精神薄弱者(介護者を含む)上記金額の5割引</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(定置網コース)                  大人一人…1,500円                  小人一人…1,000円                  ・1歳未満の者…無料                  ・1歳以上6歳未満の者…小人1人分(大人1人と同伴の場合)                  割引                  身体障害者(介護者を含む)上記金額の5割引                  精神薄弱</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">関係条例・規則等                  下甌村観光遊覧船の設置及び管理に関する条例</p>
使用区分			金額																																																			
		Aコース	Bコース																																																			
個人	大人	1,500円	2,000円																																																			
	小児	750円	1,000円																																																			
	1歳未満の者	無料	無料																																																			
	1歳以上6歳未満の者1人分 (大人1人と同伴の場合に限る。)	無料	無料																																																			
割引	個人 身体障害者及び精神障害者 (介護者を含む。)	上記金額の5割引																																																				
	一般	上記金額の1割引																																																				
	団体 学生	上記金額の3割引																																																				
	小児	上記金額の1割引																																																				
施設	料 金																																																					
観 光 船	西海岸コース																																																					
	大人	1回 2,000円																																																				
	小人	1回 1,000円																																																				
	東海岸コース																																																					
	大人	1回 1,000円																																																				
	小人	1回 500円																																																				
	身体障害者 (介護者含む)	上記金額の5割引																																																				
	団体 (15名以上)	上記金額の1割引																																																				
川内市・榎脇町・入来町・東郷町・祁答院町・鹿島村																																																						
該当なし																																																						
課題・問題点	調整方針案																																																					
使用料については現行で妥当。これ以上値上げをすると利用者が減少する恐れがある。 甌島においては、海は観光の目玉でもあり今後も運行を続けていきたい。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。																																																					

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 宿泊施設分科会		業務コード・NO、事務事業名 C8a70 利用料								
協議事業(使用料)名 観光研修施設使用料										
上甑村	上甑村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案							
観光研修施設「すのさき荘」使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 55%;">金 額</th> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>月 額</td> <td style="text-align: right;">220,000円</td> </tr> </table> 減免・免除規定 研修等、村が公的行事の目的で利用するとき、特に村長が認める場合は使用料を免除することができる。 関係条例・規則等 観光研修複合施設「すのさき荘」の設置及び管理に関する条例 観光研修複合施設「すのさき荘」の設置及び管理に関する条例施行規則 平成13年度実績 2,640,000円		種 別	単 位	金 額	使用料	月 額	220,000円	該当なし		観光協会との関係もあるが、観光協会が統廃合された場合、使用料の減額等の調整もしくは、委託先の変更が必要となる。  1 現行のまま新市に引き継ぐ。
種 別	単 位	金 額								
使用料	月 額	220,000円								

専門部会・分科会名 産業経済部会 観光イベント分科会		業務コード・NO、事務事業名 C7a30 観光施設維持管理										
協議事業(使用料)名 休養施設使用料												
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案									
休養施設使用料 使用料の明細 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">使 用 料</th> <th style="width: 50%;">利用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">休 養 施 設</td> <td style="text-align: center;">1人1時間につき 50円</td> <td style="text-align: center;">休 憩 料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人1回につき 150円</td> <td style="text-align: center;">入 浴 料</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規定 町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 関係条例・規則等 祁答院町休養施設事業特別会計条例 祁答院町いむた滝の山森林浴の森の設置及び管理に関する条例		区 分	使 用 料	利用区分	休 養 施 設	1人1時間につき 50円	休 憩 料	1人1回につき 150円	入 浴 料	該当なし		祁答院町だけの施設使用料である。使用料は開館以来の額である。  1 現行のまま新市に引き継ぐ。
区 分	使 用 料	利用区分										
休 養 施 設	1人1時間につき 50円	休 憩 料										
	1人1回につき 150円	入 浴 料										

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 宿泊施設分科会	業務コード・NO、事務事業名 C8a70 利用料																																																																												
協議事業(使用料)名 離島体験宿泊施設使用料																																																																													
下甌村	課題・問題点																																																																												
離島体験宿泊施設使用料  1 宿泊料及び食事料 研修室 (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="3">食事料</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>朝食</th> <th>夕食</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人</td> <td>3,700</td> <td>700</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1人</td> <td>2,900</td> <td>700</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>1人</td> <td>別定</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> 個室 (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="3">食事料</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>朝食</th> <th>夕食</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室 (和・洋室)</td> <td>大人1人</td> <td>5,200</td> <td>700</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>(バス・トイレ付)</td> <td>小児1人</td> <td>4,200</td> <td>700</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼児1人</td> <td>別定</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1) 個室に2人以上宿泊する場合は、表中の規定にかかわらず大人1人4,700円・小児3,800円とする。 (2) 食事の追加料及び宴会等の食事料については別に徴収するものとし、表中の規定にかかわらず実費とする。 (3) 宿泊時間は午後3時から翌日の午前10時までとし、以後1時間を経過すると超過使用料金として200円(小学校児童は100円)を加算する。ただし2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除く期間中の当該時間は経過として扱わない。 (4) 幼児の宿泊料は1,000円とし、寝具を使用した場合に徴収する。 (5) 宿泊料を徴収する幼児の年齢は満3歳以上の未就学児とする。 (6) 1団体30人以上の団体が利用した場合は、次の割合で宿泊料を割引くする。 ア 宿泊人員30人以上49人まで 大人10%、小中学生20% イ 宿泊人員50人以上 大人20%、小中学生30%	利用者区分	単位	宿泊料	食事料			合計	朝食	夕食	合計	大人	1人	3,700	700	2,100	2,800	6,500	小学生	1人	2,900	700	2,100	2,800	5,700	幼児	1人	別定	実費			-	利用者区分	単位	宿泊料	食事料			合計	朝食	夕食	合計	個室 (和・洋室)	大人1人	5,200	700	2,100	2,800	8,000	(バス・トイレ付)	小児1人	4,200	700	2,100	2,800	7,000		幼児1人	別定	実費			-	2 休憩料 (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>単位</th> <th>時 間</th> <th>個室</th> <th>時間外割増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">午前10時から 午後3時まで</td> <td>800</td> <td>1時間あたり200円</td> </tr> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人</td> <td>400</td> <td>1時間あたり100円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1) 休憩時間3時間以内は、表中の規定にかかわらず大人600円、小人300円とする。 (2) 1団体10人以上の団体が利用した場合は、次の割合で休憩料を割引くする。 ア 休憩人員10人以上19人まで 大人20%、小中学生40% イ 休憩人員20人以上29人まで 大人30%、小中学生40% ウ 休憩人員30人以上 大人及び小中学生40%	利用者	単位	時 間	個室	時間外割増	大人	1人	午前10時から 午後3時まで	800	1時間あたり200円	小学校児童	1人	400	1時間あたり100円
利用者区分				単位	宿泊料	食事料			合計																																																																				
	朝食	夕食	合計																																																																										
大人	1人	3,700	700	2,100	2,800	6,500																																																																							
小学生	1人	2,900	700	2,100	2,800	5,700																																																																							
幼児	1人	別定	実費			-																																																																							
利用者区分	単位	宿泊料	食事料			合計																																																																							
			朝食	夕食	合計																																																																								
個室 (和・洋室)	大人1人	5,200	700	2,100	2,800	8,000																																																																							
(バス・トイレ付)	小児1人	4,200	700	2,100	2,800	7,000																																																																							
	幼児1人	別定	実費			-																																																																							
利用者	単位	時 間	個室	時間外割増																																																																									
大人	1人	午前10時から 午後3時まで	800	1時間あたり200円																																																																									
小学校児童	1人		400	1時間あたり100円																																																																									
備考 (1) 個室に2人以上宿泊する場合は、表中の規定にかかわらず大人1人4,700円・小児3,800円とする。 (2) 食事の追加料及び宴会等の食事料については別に徴収するものとし、表中の規定にかかわらず実費とする。 (3) 宿泊時間は午後3時から翌日の午前10時までとし、以後1時間を経過すると超過使用料金として200円(小学校児童は100円)を加算する。ただし2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除く期間中の当該時間は経過として扱わない。 (4) 幼児の宿泊料は1,000円とし、寝具を使用した場合に徴収する。 (5) 宿泊料を徴収する幼児の年齢は満3歳以上の未就学児とする。 (6) 1団体30人以上の団体が利用した場合は、次の割合で宿泊料を割引くする。 ア 宿泊人員30人以上49人まで 大人10%、小中学生20% イ 宿泊人員50人以上 大人20%、小中学生30%	3 会場料 (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>室区分</th> <th>金額</th> <th>室区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 2帖</td> <td>2,200</td> <td>和室8帖</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>4帖</td> <td>4,600</td> <td>会議室</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>6帖</td> <td>7,000</td> <td>結婚式場</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1) 和室の利用時間は午前10時から午後3時までとする。 (2) 研修室を結婚式等の披露宴に使用する場合は、表中の規定にかかわらず20,000円とする。 (3) 会議室及び研修室の利用時間は原則として午前10時から午後5時までとする。	室区分	金額	室区分	金額	研修室 2帖	2,200	和室8帖	1,200	4帖	4,600	会議室	2,200	6帖	7,000	結婚式場	30,000																																																												
室区分	金額	室区分	金額																																																																										
研修室 2帖	2,200	和室8帖	1,200																																																																										
4帖	4,600	会議室	2,200																																																																										
6帖	7,000	結婚式場	30,000																																																																										
関係条例・規則等 下甌村離島体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例	(単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>利用者区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>利用者区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふとん</td> <td>1組</td> <td>1,000</td> <td>カラオケセット</td> <td>1回</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>茶羽織</td> <td>1枚</td> <td>200</td> <td rowspan="2">自転車</td> <td>半日</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>浴衣</td> <td>1枚</td> <td>200</td> <td>1日</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>麻雀</td> <td>1式</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者区分	単位	金額	利用者区分	単位	金額	ふとん	1組	1,000	カラオケセット	1回	2,000	茶羽織	1枚	200	自転車	半日	300	浴衣	1枚	200	1日	500	麻雀	1式	1,500																																																		
利用者区分	単位	金額	利用者区分	単位	金額																																																																								
ふとん	1組	1,000	カラオケセット	1回	2,000																																																																								
茶羽織	1枚	200	自転車	半日	300																																																																								
浴衣	1枚	200		1日	500																																																																								
麻雀	1式	1,500																																																																											
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・鹿島村																																																																													
該当なし																																																																													
調整方針案 1 現行のまま新市に引き継ぐ。																																																																													

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3a130高齢者生活福祉センター運営委託事業																																																																											
協議事業(使用料)名 高齢者生活福祉センター																																																																													
里 村		下 飯 村																																																																											
高齢者生活福祉センター使用料 デイサービス部門		高齢者生活福祉センター利用料 1 高齢者生活福祉センター居住部門使用料 デイサービス部門																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>利 用 料 金</td> <td>食事サービスを受ける者</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食事サービスを受けない者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>利 用 料 金 ( 1 回 )</td> <td>訪問給食サービスを受ける者</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問入浴サービスを受ける者</td> <td>300円</td> </tr> </table>		利 用 料 金	食事サービスを受ける者	600円		食事サービスを受けない者	300円	利 用 料 金 ( 1 回 )	訪問給食サービスを受ける者	400円		訪問入浴サービスを受ける者	300円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">利 用 料</td> <td>介護保険法第7条第11項の規定による利用者</td> <td>食事1食につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の利用者</td> <td>利用1回につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>食事1食につき</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>訪問給食の利用者</td> <td>1食につき</td> <td>350円</td> </tr> </table>		利 用 料	介護保険法第7条第11項の規定による利用者	食事1食につき	350円	その他の利用者	利用1回につき	450円	食事1食につき	350円	訪問給食の利用者	1食につき	350円																																																		
利 用 料 金	食事サービスを受ける者	600円																																																																											
	食事サービスを受けない者	300円																																																																											
利 用 料 金 ( 1 回 )	訪問給食サービスを受ける者	400円																																																																											
	訪問入浴サービスを受ける者	300円																																																																											
利 用 料	介護保険法第7条第11項の規定による利用者	食事1食につき	350円																																																																										
	その他の利用者	利用1回につき	450円																																																																										
		食事1食につき	350円																																																																										
	訪問給食の利用者	1食につき	350円																																																																										
居住部門		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象収入による階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>1,200,000円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,200,001円～1,300,000円</td><td colspan="2">4,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>1,300,001円～1,400,000円</td><td colspan="2">7,000円</td></tr> <tr><td>D</td><td>1,400,001円～1,500,000円</td><td colspan="2">10,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>1,500,001円～1,600,000円</td><td colspan="2">13,000円</td></tr> <tr><td>F</td><td>1,600,001円～1,700,000円</td><td colspan="2">16,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>1,700,001円～1,800,000円</td><td colspan="2">19,000円</td></tr> <tr><td>H</td><td>1,800,001円～1,900,000円</td><td colspan="2">22,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>1,900,001円～2,000,000円</td><td colspan="2">25,000円</td></tr> <tr><td>J</td><td>2,000,000円以上</td><td colspan="2">30,000円</td></tr> </tbody> </table>		対象収入による階層区分		利用者負担額		A	1,200,000円以下	0円		B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円		C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円		D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円		E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円		F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円		G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円		H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円		I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円		J	2,000,000円以上	30,000円																															
対象収入による階層区分		利用者負担額																																																																											
A	1,200,000円以下	0円																																																																											
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円																																																																											
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円																																																																											
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円																																																																											
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円																																																																											
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円																																																																											
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円																																																																											
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円																																																																											
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円																																																																											
J	2,000,000円以上	30,000円																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象収入による階層区分</th> <th>基準徴収額 (月額)</th> <th>階層区分別徴収額 (月額)</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>1,200,000円以下</td><td>50,000円</td><td>0円</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,200,001円～1,300,000円</td><td>50,000円</td><td>4,000円</td><td>54,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>1,300,001円～1,400,000円</td><td>50,000円</td><td>7,000円</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>D</td><td>1,400,001円～1,500,000円</td><td>50,000円</td><td>10,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>1,500,001円～1,600,000円</td><td>50,000円</td><td>13,000円</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>F</td><td>1,600,001円～1,700,000円</td><td>50,000円</td><td>16,000円</td><td>66,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>1,700,001円～1,800,000円</td><td>50,000円</td><td>19,000円</td><td>69,000円</td></tr> <tr><td>H</td><td>1,800,001円～1,900,000円</td><td>50,000円</td><td>22,000円</td><td>72,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>1,900,001円～2,000,000円</td><td>50,000円</td><td>25,000円</td><td>75,000円</td></tr> <tr><td>J</td><td>2,000,001円～2,100,000円</td><td>50,000円</td><td>30,000円</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>K</td><td>2,100,001円～2,200,000円</td><td>50,000円</td><td>35,000円</td><td>85,000円</td></tr> <tr><td>L</td><td>2,200,001円～2,300,000円</td><td>50,000円</td><td>40,000円</td><td>90,000円</td></tr> <tr><td>M</td><td>2,300,001円～2,400,000円</td><td>50,000円</td><td>45,000円</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>N</td><td>2,400,001円以上</td><td>50,000円</td><td>50,000円</td><td>100,000円</td></tr> </tbody> </table>		対象収入による階層区分	基準徴収額 (月額)	階層区分別徴収額 (月額)	合 計	A	1,200,000円以下	50,000円	0円	50,000円	B	1,200,001円～1,300,000円	50,000円	4,000円	54,000円	C	1,300,001円～1,400,000円	50,000円	7,000円	57,000円	D	1,400,001円～1,500,000円	50,000円	10,000円	60,000円	E	1,500,001円～1,600,000円	50,000円	13,000円	63,000円	F	1,600,001円～1,700,000円	50,000円	16,000円	66,000円	G	1,700,001円～1,800,000円	50,000円	19,000円	69,000円	H	1,800,001円～1,900,000円	50,000円	22,000円	72,000円	I	1,900,001円～2,000,000円	50,000円	25,000円	75,000円	J	2,000,001円～2,100,000円	50,000円	30,000円	80,000円	K	2,100,001円～2,200,000円	50,000円	35,000円	85,000円	L	2,200,001円～2,300,000円	50,000円	40,000円	90,000円	M	2,300,001円～2,400,000円	50,000円	45,000円	95,000円	N	2,400,001円以上	50,000円	50,000円	100,000円	2 光熱水費の実費 居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。 減免・免除規定 村長は特に必要があると認める場合は、別表に定める 利用料を減額し、又は、免除することができる。 関係条例・規則等 ・下飯村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例	
対象収入による階層区分	基準徴収額 (月額)	階層区分別徴収額 (月額)	合 計																																																																										
A	1,200,000円以下	50,000円	0円	50,000円																																																																									
B	1,200,001円～1,300,000円	50,000円	4,000円	54,000円																																																																									
C	1,300,001円～1,400,000円	50,000円	7,000円	57,000円																																																																									
D	1,400,001円～1,500,000円	50,000円	10,000円	60,000円																																																																									
E	1,500,001円～1,600,000円	50,000円	13,000円	63,000円																																																																									
F	1,600,001円～1,700,000円	50,000円	16,000円	66,000円																																																																									
G	1,700,001円～1,800,000円	50,000円	19,000円	69,000円																																																																									
H	1,800,001円～1,900,000円	50,000円	22,000円	72,000円																																																																									
I	1,900,001円～2,000,000円	50,000円	25,000円	75,000円																																																																									
J	2,000,001円～2,100,000円	50,000円	30,000円	80,000円																																																																									
K	2,100,001円～2,200,000円	50,000円	35,000円	85,000円																																																																									
L	2,200,001円～2,300,000円	50,000円	40,000円	90,000円																																																																									
M	2,300,001円～2,400,000円	50,000円	45,000円	95,000円																																																																									
N	2,400,001円以上	50,000円	50,000円	100,000円																																																																									
短期居住		鹿 島 村																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>利 用 料 金 (日額)</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> 関係条例規則等 里村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例		利 用 料 金 (日額)	3,000円	1 高齢者生活福祉センター居住部門使用料																																																																									
利 用 料 金 (日額)	3,000円																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象収入による階層区分</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>1,200,000円以下</td><td>0円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,200,001円～1,300,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>1,300,001円～1,400,000円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>D</td><td>1,400,001円～1,500,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>1,500,001円～1,600,000円</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>F</td><td>1,600,001円～1,700,000円</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>1,700,001円～1,800,000円</td><td>19,000円</td></tr> <tr><td>H</td><td>1,800,001円～1,900,000円</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>1,900,001円～2,000,000円</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>J</td><td>2,000,000円以上</td><td>30,000円</td></tr> </tbody> </table>		対象収入による階層区分	利用者負担額	A	1,200,000円以下	0円	B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円	C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円	D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円	E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	J	2,000,000円以上	30,000円																																										
対象収入による階層区分	利用者負担額																																																																												
A	1,200,000円以下	0円																																																																											
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円																																																																											
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円																																																																											
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円																																																																											
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円																																																																											
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円																																																																											
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円																																																																											
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円																																																																											
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円																																																																											
J	2,000,000円以上	30,000円																																																																											
		2 光熱水費の実費 居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が 負担するものとする。 関係条例規則等 鹿島村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例																																																																											
		川 内 市 ・ 樋 脇 町 ・ 入 来 町 ・ 東 郷 町 ・ 祁 答 院 町 ・ 上 飯 村																																																																											
		該 当 な し																																																																											
		課 題 ・ 問 題 点																																																																											
		里村と下飯村、鹿島村の3団体だけであるが、使用者の対象収入階層 区分や利用者負担の金額が違う。																																																																											
		調 整 方 針 案																																																																											
		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																																																											



# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉・福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3b10高齢者福祉施設管理																																																																																								
協議事業(使用料)名 老人福祉センター使用料																																																																																										
上蘆村		入来町																																																																																								
老人福祉センター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日本間</th> <th>ホール</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半 日</td> <td>300円</td> <td>500円</td> <td>9時～13時 13時～17時</td> </tr> <tr> <td>全 日</td> <td>500円</td> <td>1000円</td> <td>9時～17時</td> </tr> <tr> <td>17時以降の使用</td> <td>450円</td> <td>750円</td> <td>17時～21時</td> </tr> <tr> <td>個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合</td> <td colspan="3">1回につき4,000円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規程 ・老人の相談室・健康増進・教養の向上・レクリエーション等に利用する場合 ・村長は、特に必要と認めるときは使用料の減免をすることができる。 関係条例規則等 老人福祉センターの設置及び管理に関する条例		区 分	日本間	ホール	使用時間	半 日	300円	500円	9時～13時 13時～17時	全 日	500円	1000円	9時～17時	17時以降の使用	450円	750円	17時～21時	個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき4,000円			老人福祉センター使用料 1 入浴料(1回) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">町内の高齢者・身障者・母子寡婦</th> <th>その他一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">70円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> 2 個人・団体・広間休憩(1日) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th>区分</th> <th>町内の高齢者・身障者・母子寡婦等</th> <th>町外の高齢者・身障者・母子寡婦等</th> <th>その他一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人迄</td> <td></td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>11人以上30人迄</td> <td></td> <td>1人につき70円</td> <td>1人につき300円</td> <td>1人につき400円</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td></td> <td>1人につき70円</td> <td>1人につき270円</td> <td>1人につき350円</td> </tr> </tbody> </table> (団体5名以上10名迄については、相談に応じます) 3 個室使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th>区分</th> <th>町内の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等</th> <th>町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等</th> <th>その他一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日1人</td> <td></td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> 4 会場(広間)使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間</th> <th>区分</th> <th>町内の高齢者・身障者・母子寡婦等</th> <th>一 般</th> <th>町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間以内</td> <td></td> <td>1,500円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td></td> <td>2,500円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> 広間使用者に対する入浴料は入浴料に準ずる。 展示会・映画等(営利)に利用の場合20,000円。 ただし夜間使用の場合、2割増しの料金となります。 5 宿泊料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一泊二食</th> <th>夕 食</th> <th>朝 食</th> <th>素 泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者・身障者・母子寡婦</td> <td rowspan="2">5,100円</td> <td rowspan="2">2,000円</td> <td rowspan="2">600円</td> <td rowspan="2">2,500円</td> </tr> <tr> <td>小人・大人・団体 身障者付添人</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>6,600円</td> <td>2,000円</td> <td>600円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> (1ヶ月以上宿泊者については、1日1,000円割引) 減免・免除規程 ・1ヶ月以上宿泊者については、1日1,000円割引とする。 関係条例規則等 入来町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例		町内の高齢者・身障者・母子寡婦		その他一般	70円		120円	人数	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦等	町外の高齢者・身障者・母子寡婦等	その他一般	10人迄		100円	400円	500円	11人以上30人迄		1人につき70円	1人につき300円	1人につき400円	31人以上		1人につき70円	1人につき270円	1人につき350円	人数	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等	町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等	その他一般	1日1人		400円	600円	700円	時間	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦等	一 般	町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等	3時間以内		1,500円	4,000円	3,000円	1 日		2,500円	6,000円	4,000円	区 分	一泊二食	夕 食	朝 食	素 泊	高齢者・身障者・母子寡婦	5,100円	2,000円	600円	2,500円	小人・大人・団体 身障者付添人	一 般	6,600円	2,000円	600円	4,000円
区 分	日本間	ホール	使用時間																																																																																							
半 日	300円	500円	9時～13時 13時～17時																																																																																							
全 日	500円	1000円	9時～17時																																																																																							
17時以降の使用	450円	750円	17時～21時																																																																																							
個人又は団体が祝賀会、興行等に使用する場合	1回につき4,000円																																																																																									
町内の高齢者・身障者・母子寡婦		その他一般																																																																																								
70円		120円																																																																																								
人数	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦等	町外の高齢者・身障者・母子寡婦等	その他一般																																																																																						
	10人迄		100円	400円	500円																																																																																					
11人以上30人迄		1人につき70円	1人につき300円	1人につき400円																																																																																						
31人以上		1人につき70円	1人につき270円	1人につき350円																																																																																						
人数	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等	町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等	その他一般																																																																																						
	1日1人		400円	600円	700円																																																																																					
時間	区分	町内の高齢者・身障者・母子寡婦等	一 般	町外の高齢者・身障者・母子寡婦・小中学生等																																																																																						
	3時間以内		1,500円	4,000円	3,000円																																																																																					
1 日		2,500円	6,000円	4,000円																																																																																						
区 分	一泊二食	夕 食	朝 食	素 泊																																																																																						
高齢者・身障者・母子寡婦	5,100円	2,000円	600円	2,500円																																																																																						
小人・大人・団体 身障者付添人																																																																																										
一 般	6,600円	2,000円	600円	4,000円																																																																																						
樋脇町		川内市・東郷町・祁答院町・里村・下蘆村・鹿島村																																																																																								
老人福祉センター使用料 1個室を除く休憩料(2時間当り 入浴料を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内老人・身障者</th> <th>町外老人・身障者</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当り</td> <td>30円</td> <td>100円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table> 2 団体使用料個室外の使用(入浴料を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内老人・身障者</th> <th>町外老人・身障者</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人まで</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>20人まで</td> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>30人まで</td> <td>2,000円</td> <td>3,200円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>40人まで</td> <td>2,400円</td> <td>3,500円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>50人まで</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>60人まで</td> <td>3,600円</td> <td>5,200円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>60人以上</td> <td>4,000円</td> <td>6,100円</td> <td>12,200円</td> </tr> </tbody> </table> 3 個室使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内老人・身障者</th> <th>町外老人・身障者</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日2人まで</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> 3人以上は1人増すごとに4割加算とする。 減免・免除規程 ・町長は、公益上その他特に必要と認めるときは減免することができる。 関係条例規則等 ・樋脇町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例		区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般	1人当り	30円	100円	130円	区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般	10人まで	1,000円	1,200円	2,500円	20人まで	1,500円	2,500円	5,000円	30人まで	2,000円	3,200円	6,500円	40人まで	2,400円	3,500円	7,000円	50人まで	3,000円	4,500円	9,000円	60人まで	3,600円	5,200円	10,500円	60人以上	4,000円	6,100円	12,200円	区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般	1日2人まで	400円	500円	700円	該当なし																																								
区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般																																																																																							
1人当り	30円	100円	130円																																																																																							
区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般																																																																																							
10人まで	1,000円	1,200円	2,500円																																																																																							
20人まで	1,500円	2,500円	5,000円																																																																																							
30人まで	2,000円	3,200円	6,500円																																																																																							
40人まで	2,400円	3,500円	7,000円																																																																																							
50人まで	3,000円	4,500円	9,000円																																																																																							
60人まで	3,600円	5,200円	10,500円																																																																																							
60人以上	4,000円	6,100円	12,200円																																																																																							
区 分	町内老人・身障者	町外老人・身障者	一般																																																																																							
1日2人まで	400円	500円	700円																																																																																							
		課題・問題点	調整方針案																																																																																							
		施設ごとの料金が不均一である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																																																																							

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3 c 10 老人クラブ活動等補助																																																																												
協議事業(使用料)名 屋内ゲートボール場施設		川 内 市																																																																												
<p>屋内ゲートボール場施設使用料</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内のゲートボールコート 1面につき</td> <td>小中高児童生徒</td> <td>1 時 間 200円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1 時 間 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート1面につき</td> <td>小中高児童生徒</td> <td>1 時 間 300</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1 時 間 400</td> </tr> <tr> <td>屋外のゲートボールコート</td> <td colspan="2">無 料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1)使用者が入場料を徴収する場合は、本表使用料の2割増しとする。  (2)使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。  (3)使用者が、電灯使用をする場合の使用料は、その電気料金に係る実費相当額をそれぞれの使用料に加算した額とする。</p> <p>2 附属設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用者区分</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゲートボール</td> <td>小中高児童生徒</td> <td>1コートにつき</td> <td>150円</td> <td rowspan="2">ゼッケン及びタイマー除く</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1コートにつき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニス審判台</td> <td>小中高児童生徒</td> <td>1台につき</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1台につき</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>折りたたみ椅子</td> <td></td> <td>1脚につき</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長 机</td> <td></td> <td>1脚につき</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送施設</td> <td></td> <td>1 式</td> <td>510</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガスコンロ</td> <td></td> <td>1 台</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規程</p> <p>・市又は市の機関が主催する行事等に参加するとき、免除  ・市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき、使用料について、電灯使用料の実費使用額を除いた額。  ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する医療特別手当証書、特別手当証書・原子爆弾小頭症手当証書、等の交付を受けている者  ・市小中学校体育連盟、川内市体育協会、川内市老人クラブ連合会若しくはその加盟団体、障害者等で構成された団体又は公民会組織が主催する行事等に使用するとき等。</p> <p>関係条例規則等</p> <p>・川内市屋内ゲートボール場の設置及び管理に関する条例  平成13年度実績(件数・金額) 17,289人 1,788,710円</p>		区 分	時 間	金 額	屋内のゲートボールコート 1面につき	小中高児童生徒	1 時 間 200円	一 般	1 時 間 300	テニスコート1面につき	小中高児童生徒	1 時 間 300	一 般	1 時 間 400	屋外のゲートボールコート	無 料		使用区分	使用者区分	単 位	使 用 料	備 考	ゲートボール	小中高児童生徒	1コートにつき	150円	ゼッケン及びタイマー除く	一 般	1コートにつき	200	テニス審判台	小中高児童生徒	1台につき	100		一 般	1台につき	200		折りたたみ椅子		1脚につき	10		長 机		1脚につき	30		放送施設		1 式	510		ガスコンロ		1 台	100		<p>樋 脇 町</p> <p>もくもくふれあい館使用料</p> <p>1時間当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町 内</th> <th>町 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゲートボールコート (1コート当り)</td> <td>小、中、高校生</td> <td>無 料 200円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>200円 400</td> </tr> <tr> <td>照 明 施 設</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 附属設備等使用料</p> <p>1回当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町 内</th> <th>町 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール用具一式(1コート分)</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規程</p> <p>・町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、又は一部の額を減額することができる。  関係条例規則等 樋脇町もくもくふれあい館の設置及び管理に関する条例</p>		区 分	町 内	町 外	ゲートボールコート (1コート当り)	小、中、高校生	無 料 200円	一 般	200円 400	照 明 施 設	300	600	区 分	町 内	町 外	ゲートボール用具一式(1コート分)	500円	1,000円
区 分	時 間	金 額																																																																												
屋内のゲートボールコート 1面につき	小中高児童生徒	1 時 間 200円																																																																												
	一 般	1 時 間 300																																																																												
テニスコート1面につき	小中高児童生徒	1 時 間 300																																																																												
	一 般	1 時 間 400																																																																												
屋外のゲートボールコート	無 料																																																																													
使用区分	使用者区分	単 位	使 用 料	備 考																																																																										
ゲートボール	小中高児童生徒	1コートにつき	150円	ゼッケン及びタイマー除く																																																																										
	一 般	1コートにつき	200																																																																											
テニス審判台	小中高児童生徒	1台につき	100																																																																											
	一 般	1台につき	200																																																																											
折りたたみ椅子		1脚につき	10																																																																											
長 机		1脚につき	30																																																																											
放送施設		1 式	510																																																																											
ガスコンロ		1 台	100																																																																											
区 分	町 内	町 外																																																																												
ゲートボールコート (1コート当り)	小、中、高校生	無 料 200円																																																																												
	一 般	200円 400																																																																												
照 明 施 設	300	600																																																																												
区 分	町 内	町 外																																																																												
ゲートボール用具一式(1コート分)	500円	1,000円																																																																												
<p>入来町・東郷町・祁答院町・里村・上飯村・鹿島村</p> <p>該当なし</p>		<p>課 題 ・ 問 題 点</p> <p>施設ごとの料金体系が不均一である。</p>																																																																												
		<p>調 整 方 針 案</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>																																																																												

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉専門部会健康管理分科会		業務コード・NO、事務事業名 D2f30 保健センター管理事業	
協議事業(使用料)名 すこやかふれあいプラザ施設使用料			
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
名称 すこやかふれあいプラザ施設使用料  <b>使用料の明細</b> (施設使用料1H当り) 多目的ホール 700円 会議室1 200円 会議室2 200円 工芸室 200円 和室 200円 小会議室 200円 大会議室 600円 (冷暖房1H当り) 200円 (設備使用料) プロジェクター1回 500円  <b>減免・免除規程</b> ・市主催(使用料免除) ・市共催(施設・設備使用料減免) ・市応援(施設・設備市使用料の5割の額を減免)  <b>関係条例・規則等</b> 川内市すこやかふれあいプラザの設置及び管理に関する条例 川内市すこやかふれあいプラザ管理運営規則  <b>平成13年度実績</b> 1,451件 971,700円		該当なし	川内市のみ施設使用料である。  1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名 住民健康福祉・福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3b10高齢者福祉施設管理																									
協議事業(使用料)名 老人憩いの家等使用料																											
里村	鹿島村	里村・鹿島村以外の市町村																									
トンボロ元気づくり館利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">利用料</th> <th style="width: 15%;">半日</th> <th style="width: 15%;">終日</th> <th style="width: 15%;">夜間</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> </table> 減免・免除規程 ・身体障害者手帳の交付をうけているもの ・村長が特に必要があると認めるとき  関係条例規則等 ・トンボロ元気づくり館の設置及び管理に関する条例		利用料	半日	終日	夜間		2,000円	4,000円	2,200円	憩いの家使用料 1使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">小部屋</th> <th style="width: 15%;">大広間</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> <tr> <td>半日</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td>8時～12時 13時～17時</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td style="text-align: center;">750</td> <td style="text-align: center;">1,250</td> <td>17時～22時</td> </tr> </table> 1 酒席整理料は個人又は団体が使用する場合は1回につき1,000円とする。 2 個人又は団体等が営業用又は酒席等に使用する場合は1回につき4,000円とする。  減免・免除規程 ・老人クラブ会合等老人福利のための使用料は無料とする。 関係条例規則等 ・鹿島村老人憩いの家設置及び管理に関する条例		区分	小部屋	大広間	備考	半日	300円	500円	8時～12時 13時～17時	全日	600	1,000	8時～17時	夜間	750	1,250	17時～22時
利用料	半日	終日	夜間																								
	2,000円	4,000円	2,200円																								
区分	小部屋	大広間	備考																								
半日	300円	500円	8時～12時 13時～17時																								
全日	600	1,000	8時～17時																								
夜間	750	1,250	17時～22時																								
		該当なし																									
		課題・問題点	調整方針案																								
		里村と鹿島村の2村だけであるが、施設の性格が類似していない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。																								

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3b10高齢者福祉施設管理																					
協議事業(使用料)名 入来会館																							
入来町	入来町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																				
入来会館使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="2">使用時間及び使用料</th> <th rowspan="2">冷暖房料 (時間当)</th> </tr> <tr> <th>8時30分～17時</th> <th>17時～23時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>小会議室・和室・娯楽室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td style="text-align: center;">1人200円</td> <td style="text-align: center;">1人200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     減免・免除規程                      ・町が公用若しくは公共用のために使用するとき。                      ・公共的団体が社会福祉事業及び社会教育事業のために使用するとき。                      ・公益上特に必要が認められるとき。                      関係条例規則等                      入来会館の設置及び管理に関する条例                      平成13年度実績(件数・金額) 13件 22,297円                 </p>		室名	使用時間及び使用料		冷暖房料 (時間当)	8時30分～17時	17時～23時	大会議室	800円	800円	500円	小会議室・和室・娯楽室	400円	400円	150円	生活改善室	1人200円	1人200円		該当なし		類似した施設と調整が必要である。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
室名	使用時間及び使用料		冷暖房料 (時間当)																				
	8時30分～17時	17時～23時																					
大会議室	800円	800円	500円																				
小会議室・和室・娯楽室	400円	400円	150円																				
生活改善室	1人200円	1人200円																					

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3b10高齢者福祉施設管理															
協議事業(使用料)名 生きがい作業場																	
里村	里村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案														
生きがい作業場使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>半日</th> <th>終日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">冷暖房使用料(1時間につき500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     関係条例規則等                      ・里村老人生きがい作業場の設置及び管理に関する条例                 </p>		使用料	半日	終日	夜間		1,000円	2,000円	1,200円	冷暖房使用料(1時間につき500円)				該当なし		里村だけの施設であり他に類似した施設はない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用料	半日	終日	夜間														
	1,000円	2,000円	1,200円														
冷暖房使用料(1時間につき500円)																	

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3K30公立保育所・保育園運営事業															
協議事業(使用料)名 保育所																	
里 村	里村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案														
保育所使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保育料金(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳児未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>1歳児以上2歳児未満</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>2歳児以上3歳児未満</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳児以上</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> 短期入所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>保育料金(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢区分なし</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規程 ・村長は、保護者が生活保護法による被保護者又は生活に困窮していると認められる者については、保育料の減額又は免除することができる。 関係条例規則等 里村へき地保育所の設置及び管理に関する条例	区 分	保育料金(月額)	1歳児未満	30,000円	1歳児以上2歳児未満	22,000円	2歳児以上3歳児未満	17,000円	3歳児以上	15,000円	区 分	保育料金(日額)	年齢区分なし	3,000円	該当なし	里村だけの施設である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
区 分	保育料金(月額)																
1歳児未満	30,000円																
1歳児以上2歳児未満	22,000円																
2歳児以上3歳児未満	17,000円																
3歳児以上	15,000円																
区 分	保育料金(日額)																
年齢区分なし	3,000円																

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉		業務コード・NO、事務事業名 D3c10ゲートボール場管理																																																			
協議事業(使用料)名 アーチエリー場施設																																																					
川内市	川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案																																																		
アーチエリー場施設使用料 1 施設使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">使用時間</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> <th>午前～午後</th> <th>午後～夜間</th> <th>全 日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> <th>9時～17時</th> <th>13時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用区分</td> <td>高校生以下</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,100円</td> <td>1,200円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> <td>2,600円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">無 料</td> </tr> </tbody> </table> 備考 使用者が、夜間照明施設を使用する場合の施設使用料は、上表に掲げるそれぞれの区分ごとの施設使用料に、団体使用にあっては200円、個人使用にあっては50円をそれぞれ加算した額とする。 2 設備使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用区分</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">弓 具</td> <td>高校生以下</td> <td>一式</td> <td>150円</td> <td rowspan="2">装備を含む。</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>一式</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> 減免・免除規程 ・身体障害者が個人・団体で使用する場合無料 関係条例規則等 川内アーチエリー場の設置及び管理に関する条例 川内アーチエリー場管理運営規則 平成13年度実績(件数・金額) 1,154人 130,075円	使用時間		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	使用区分	高校生以下	500円	600円	600円	1,100円	1,200円	1,700円	一 般	1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円	個人使用		無 料						区 分	使用区分	単 位	使用料	備 考	弓 具	高校生以下	一式	150円	装備を含む。	一 般	一式	200円	該当なし	川内市だけの施設であり他に類似したところがない。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。
使用時間			午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日																																													
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時																																														
使用区分	高校生以下	500円	600円	600円	1,100円	1,200円	1,700円																																														
	一 般	1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円																																														
個人使用		無 料																																																			
区 分	使用区分	単 位	使用料	備 考																																																	
弓 具	高校生以下	一式	150円	装備を含む。																																																	
	一 般	一式	200円																																																		

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉	福祉	業務コード・NO、事務事業名 D3c10ゲートボール場管理
協議事業(使用料)名 サンアビリティーズ川内		川 内 市

#### サンアビリティーズ川内 1 施設使用料

使用区分		使用時間		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
				8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	8時30分～17時	12時～22時	8時30分～22時
専用使用	使用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき	小中高児童生徒	円 600	円 900	円 1,200	円 1,300	円 1,900	円 2,300
			その他の団体	1,200	1,800	2,300	2,600	3,800	4,300
		文化的催物に使用するとき(営利又は宣伝を目的としないとき)	2,300	3,500	5,800	5,400	8,900	9,500	
	使用者が入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	3,500	5,800	8,100	8,800	13,400	15,200	
		文化的催物に使用するとき(営利又は宣伝を目的としないとき)	6,900	11,500	17,400	17,700	28,100	31,600	
		会議室(一室につき)		700	900	1,200	1,300	1,900	2,300
一般使用	団体使用	小中高児童生徒		1回		150円			
		一般		1回		300円			
	個人使用	小中学校児童生徒		1回		30円			
		高等学校生徒		1回		40円			
	一般		1回		70円				

#### 2 附属設備使用料

使用区分	使用者区分	単 位	使用料	備 考
卓 球	小中高児童 生徒	1 台 に つ き	円 50	ラケット及び球を除く。
	一 般	1 台 に つ き	80	
バトミントン	小中高児童 生徒	1 コ ー トにつ き	100	ラケット及びシャトルコックを除く。
	一 般	1 コ ー トにつ き	150	
バレーボール	小中高児童 生徒	1 コ ー トにつ き	150	ボールを除く。
	一 般	1 コ ー トにつ き	200	
バスケットボール	小中高児童 生徒	1 コ ー トにつ き	400	ボールを除く。
	一 般	1 コ ー トにつ き	600	
ソフトテニス	小中高児童 生徒	1 コ ー トにつ き	200	ラケット及びボールを除く。
	一 般	1 コ ー トにつ き	300	
その他の種目	小中高児童 生徒	バドミントン1コート相当部分につき	100	
	一 般	バドミントン1コート相当部分につき	150	
折りたたみ椅子		1 脚 に つ き	10	使用1回につき
長 机		1 脚 に つ き	30	使用1回につき
放 送 設 備		1 式	510	使用1回につき(マイク2本付)

#### 臨時売店等の使用料

区 分	単 位	使用料	備 考
臨 時 売 店	日 額	2,060円	指定の場所に限る。
自動販売機	たばこ	月額1台につき	売上額の100分の2相当額
	その他	月額1台につき	売上額の100分の5相当額

#### 減免・免除規程

- ・障害者、障害者団体又は障害者に準ずる者と市長が認める者及びこれらの者に付き添う者が使用する場合無料
  - ・全額を免除する場合は、市又は市の機関が主催する行事等に参加する場合
  - ・使用料を免除する場合は、市又は市の機関が共催して行うアマチュアスポーツ大会又は行事等に参加するとき
  - ・市小中学校体育連盟が主催して行う児童生徒を対象とするスポーツ大会に参加する場合等
- 関係条例規則等  
サン・アビリティーズ川内の設置及び管理に関する条例  
平成13年度実績(件数・金額) 22,427人 972,770円

川内市以外の町村	課題・問題点	調整方針案
該当なし	川内市だけの施設である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉部会 環境分科会		業務コード・NO、事務事業名 D5-c10 火葬場(施設・使用料)		
協議事業(使用料)名 斎場等施設使用料				
川内市		川内市以外の町村		課題・問題点
名称 斎場等施設使用料、その他葬祭場施設使用料 使用料の明細		該当なし		調整方針案
区分	使用時間	使 用 料		備 考
		死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にない場合	
斎場	3時間以内	5,150円	10,300円	減免・免除規定 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。  関係条例・規則等 ・川内市の葬祭場の設置及び管理に関する条例 ・川内市葬祭場管理運営規則  平成13年度実績 ・(市内)通夜室13件、斎場13件 ・(市外)通夜室 5件、斎場 4件 544,240円 ・自販機 2台分 13,420円
		超過時間は1時間当たり510円	超過時間は1時間当たり1,030円	
通夜室	24時間以内	10,300円	20,600円	
		超過時間は1時間当たり1,030円	超過時間は1時間当たり2,060円	
				超過時間の計算において、1時間未満の時間は1時間とみなす。
区 分		単 位	使 用 料	
自動販売機の設置		1台につき月額	月間売上額の100分の5相当	

専門部会・分科会名 住民健康福祉部会 環境分科会		業務コード・NO、事務事業名 D5-c20 墓地(公営墓地の状況)		
協議事業(使用料)名 墓地使用料				
川内市		入来町		川内市・入来町以外の町村
名称 墓地使用料 使用料の明細		名称 墓地使用料 使用料の明細		該当なし
名称	単 位	金 額		
芸ノ尾第1墓地	1㎡当たり	20,000円		
芸ノ尾第2墓地	1区画(5㎡)	190,000円		
減免、免除規定 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又はその一部を減額することができる。		減免、免除規定 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又はその一部を減額することができる。		
関係条例・規則等 ・川内市墓地の設置及び管理に関する条例 ・川内市墓地の設置及び管理に関する条例施行規則		関係条例・規則等 ・入来町営墓地の設置及び管理に関する条例 ・入来町営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則		
平成13年度実績 ・芸ノ尾第2墓地 4件 760,000円		平成13年度実績 ・2件 600,000円		
				課題・問題点
				調整方針案
				立地場所、建設年度、施設の内容が異なる。  1 現行のまま新市に引き継ぐ。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名		建設専門部会 土木分科会		業務コード・NO、事務事業名		E1p10 道路・河川占用許可関連事務		協議事業(使用料)名		道路占用料	
占 用 物 件				単 位		川内市		樋脇町・入来町・東郷町・里村 上甌村・下甌村・鹿島村		祁答院町	
						乙地		丙地		丙地	
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	本	年			1,000	620				
	第2種電柱					1,600	620				
	第3種電柱					2,100	620				
	第1種電話柱					910	230				
	第2種電話柱					1,500	230				
	第3種電話柱					2,000	230				
	その他の柱類					70	460				
	共架電線その他上空に設ける線類			m		年		9			
	地下電線その他地下に設ける線類					5					
	路上に設ける変圧器	個		年		690					
	地下に設ける変圧器	㎡		年		470					
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	個		年		1,400		540			
	広告塔	㎡		年		3,900		930			
	家屋その他これに類する工作物	㎡		年		700					
その他のもの	㎡		年		1,400		540				
法第32条第1項第2号 に掲げる工作物	外径が0.1m未満のもの	m		年		47		46			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの					70		46			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの					93		46			
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの					190		92			
	外径が0.4m以上1m未満のもの					470		230			
	外径が1m以上のもの					930		460			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			㎡		年		1,400				
法第32条第1項第5号 に掲げる工作物	地下街及び地下室	階数が1のもの				A × 0.003		A × 0.001			
		階数が2のもの				A × 0.005		A × 0.0016			
		階数が3以上のもの				A × 0.006		A × 0.002			
	通路	上空に設けるもの				2,600		460			
		地下に設けるもの				1,300		460			
		その他のもの				470					
その他のもの					1,400		540				
法第32条第1項第6号 に掲げる工作物	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		㎡		日		39		9		
	その他のもの		㎡		月		390		93		
政令第7条第1号に掲 げる工作物	看板(アーチであるものを除く)		一時的に設けるもの		㎡		月		390		
			その他のもの		㎡		年		3,900		
	標識				本		年		1,100		
	旗ざお		祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		本		日		39		
			その他のもの		本		月		390		
	幕(政令第7条第2号に掲げる工 用施設であるものを除く)		祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		㎡		日		39		
			その他のもの		㎡		月		390		
	アーチ		車道を横断するもの		基		月		3,900		
		その他のもの						1,900			
								460			
政令第7条第2号に掲げる工 事用施設及び同条第3号に掲 げる工事用材料				㎡		月		390		93	
政令第7条第6号に掲 げる施設	建築物	階数が1のもの		㎡		年		A × 0.006		A × 0.018	
		階数が2のもの						A × 0.009		A × 0.025	
		階数が3のもの						A × 0.011		A × 0.032	
		階数が4以上のもの						A × 0.013		A × 0.036	
	その他のもの								A × 0.006		A × 0.018

#### 課題・問題点

・川内市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村は、県条例に準拠し占用料を徴収している。最も新しい県条例に対応しているのは川内市である。

・祁答院町は徴収していない。

・占用料の有無及び金額に差異があるので調整が必要である。基本的には市としての区分である乙地の料金に移行していく。

#### 調整方針案

2 合併時に、川内市の例により調整する。



## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 土木分科会	業務コード・NO、事務事業名 E1p10 道路・河川占用許可関連事務																																																																																																																																																																																								
協議事業(使用料)名 河川等占用料																																																																																																																																																																																									
下郷村	下郷村以外の市町村	課題・問題点																																																																																																																																																																																							
河川等占用料		該当なし																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th style="width: 25%;">土地占用料(種別)</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電気、ガス又は水道施設用地</td> <td>電柱</td> <td>本</td> <td>510</td> <td rowspan="4">占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は徴収しない</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>基</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>樋管等の地下埋設物 直径50cm未満</td> <td rowspan="2">m</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>樋管等の地下埋設物 直径50cm以上</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>交通施設用地</td> <td>道路又は通路橋</td> <td>m</td> <td>年</td> <td>41</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業用地</td> <td>農地</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宅 地</td> <td>専用住宅</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉱工業用地</td> <td>仮設工作物</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料置場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>78</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木建築用地</td> <td>仮設工作物</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料置場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>78</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水又は放水施設用地</td> <td>ダム、水路又は暗きょ</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温泉施設</td> <td>施設</td> <td></td> <td>14,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業用地</td> <td>農業用工作物</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">娯楽施設用地</td> <td>遊船</td> <td>隻</td> <td>年</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棧橋又は渡舟場</td> <td>m</td> <td>日</td> <td>64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>露店又は仮設興行場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告宣伝施設用地</td> <td>広告板又は広告塔</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>900</td> <td>板又は塔の表面積による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>物干場又は物揚場</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>年</td> <td>69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>係船くい又は流木くい</td> <td>本</td> <td></td> <td>77</td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th style="width: 25%;">土 石 等 採 取 料 (種 別)</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> <tr> <td>土</td> <td rowspan="5">m<sup>3</sup></td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂 利</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ぐり石</td> <td>140</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転 石</td> <td rowspan="2">個</td> <td>直径60センチメートル未満</td> <td>80</td> <td rowspan="2">庭園用のものは、10倍の額とする</td> </tr> <tr> <td>直径60センチメートル以上</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>軽 石</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石 材</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芝 草</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>68</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹 木</td> <td>m</td> <td>時 価</td> <td>立木、枯損木、風倒木、障害木</td> </tr> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th style="width: 25%;">流 水 占 用 料 (種 別)</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> <tr> <td>でんぶん工業用水</td> <td rowspan="4">毎 秒</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>1,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業用水</td> <td>120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の用水</td> <td>940</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		土地占用料(種別)	単位	金額	備 考	電気、ガス又は水道施設用地	電柱	本	510	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は徴収しない	鉄塔	基	720	樋管等の地下埋設物 直径50cm未満	m	69	樋管等の地下埋設物 直径50cm以上	130	交通施設用地	道路又は通路橋	m	年	41		農業用地	農地	m <sup>2</sup>	年	6		採草放牧地	m <sup>2</sup>	年	6		宅 地	専用住宅	m <sup>2</sup>	年	90		倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗	m <sup>2</sup>	年	100		鉱工業用地	仮設工作物	m <sup>2</sup>	年	110		材料置場	m <sup>2</sup>	年	78		土木建築用地	仮設工作物	m <sup>2</sup>	年	110		材料置場	m <sup>2</sup>	年	78		取水又は放水施設用地	ダム、水路又は暗きょ	m <sup>2</sup>	年	110		温泉施設	施設		14,000		漁業用地	農業用工作物	m <sup>2</sup>	年	56		その他			23		娯楽施設用地	遊船	隻	年	600		棧橋又は渡舟場	m	日	64		露店又は仮設興行場	m <sup>2</sup>	年	17		広告宣伝施設用地	広告板又は広告塔	m <sup>2</sup>	年	900	板又は塔の表面積による	その他	物干場又は物揚場	m <sup>2</sup>	年	69		係船くい又は流木くい	本		77		土 石 等 採 取 料 (種 別)	単 位	金 額	備 考	土	m <sup>3</sup>	100		砂	120		砂 利	150		かき込砂利	140		ぐり石	140		転 石	個	直径60センチメートル未満	80	庭園用のものは、10倍の額とする	直径60センチメートル以上	120	軽 石	m <sup>3</sup>	150		石 材	m <sup>3</sup>	3,000		芝 草	m <sup>2</sup>	68		樹 木	m	時 価	立木、枯損木、風倒木、障害木	流 水 占 用 料 (種 別)	単 位	金 額	備 考	でんぶん工業用水	毎 秒	250		工業用水	1,700		漁業用水	120		その他の用水	940		<p>減免・免除規定                  村長は次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等を減額又は免除することができる。                  (1) 地方財政法第6条に規定する公営企業のために占用等をする場合。                  (2) 農業のために占用等をする場合。                  (3) 水管又はガス管の各戸引込管のために占用等をする場合。                  (4) 小規模な通路橋又は配水管等のために占用等をする場合。                  (5) 電線等の上空横過物のために占用等をする場合。                  (6) 前各号に掲げる場合のほか、村長が特別な理由があると認める場合。</p> <p>関係条例・規則等                  下郷村普通河川等管理条例                  平成13年度実績</p>	<p>下郷村のみの占用料である。                  なお、新市においては、水路、里道等を一体的に管理するため、「法定外公共物管理条例」の制定が必要である。</p> <div style="background-color: #e1f5fe; text-align: center; padding: 5px;">調整方針案</div> <p>6 廃止の方向で調整に努める。</p>
土地占用料(種別)	単位	金額	備 考																																																																																																																																																																																						
電気、ガス又は水道施設用地	電柱	本	510	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は徴収しない																																																																																																																																																																																					
	鉄塔	基	720																																																																																																																																																																																						
	樋管等の地下埋設物 直径50cm未満	m	69																																																																																																																																																																																						
	樋管等の地下埋設物 直径50cm以上		130																																																																																																																																																																																						
交通施設用地	道路又は通路橋	m	年	41																																																																																																																																																																																					
農業用地	農地	m <sup>2</sup>	年	6																																																																																																																																																																																					
	採草放牧地	m <sup>2</sup>	年	6																																																																																																																																																																																					
宅 地	専用住宅	m <sup>2</sup>	年	90																																																																																																																																																																																					
	倉庫、工場、造船所、事務所又は店舗	m <sup>2</sup>	年	100																																																																																																																																																																																					
鉱工業用地	仮設工作物	m <sup>2</sup>	年	110																																																																																																																																																																																					
	材料置場	m <sup>2</sup>	年	78																																																																																																																																																																																					
土木建築用地	仮設工作物	m <sup>2</sup>	年	110																																																																																																																																																																																					
	材料置場	m <sup>2</sup>	年	78																																																																																																																																																																																					
取水又は放水施設用地	ダム、水路又は暗きょ	m <sup>2</sup>	年	110																																																																																																																																																																																					
	温泉施設	施設		14,000																																																																																																																																																																																					
漁業用地	農業用工作物	m <sup>2</sup>	年	56																																																																																																																																																																																					
	その他			23																																																																																																																																																																																					
娯楽施設用地	遊船	隻	年	600																																																																																																																																																																																					
	棧橋又は渡舟場	m	日	64																																																																																																																																																																																					
	露店又は仮設興行場	m <sup>2</sup>	年	17																																																																																																																																																																																					
広告宣伝施設用地	広告板又は広告塔	m <sup>2</sup>	年	900	板又は塔の表面積による																																																																																																																																																																																				
その他	物干場又は物揚場	m <sup>2</sup>	年	69																																																																																																																																																																																					
	係船くい又は流木くい	本		77																																																																																																																																																																																					
土 石 等 採 取 料 (種 別)	単 位	金 額	備 考																																																																																																																																																																																						
土	m <sup>3</sup>	100																																																																																																																																																																																							
砂		120																																																																																																																																																																																							
砂 利		150																																																																																																																																																																																							
かき込砂利		140																																																																																																																																																																																							
ぐり石		140																																																																																																																																																																																							
転 石	個	直径60センチメートル未満	80	庭園用のものは、10倍の額とする																																																																																																																																																																																					
		直径60センチメートル以上	120																																																																																																																																																																																						
軽 石	m <sup>3</sup>	150																																																																																																																																																																																							
石 材	m <sup>3</sup>	3,000																																																																																																																																																																																							
芝 草	m <sup>2</sup>	68																																																																																																																																																																																							
樹 木	m	時 価	立木、枯損木、風倒木、障害木																																																																																																																																																																																						
流 水 占 用 料 (種 別)	単 位	金 額	備 考																																																																																																																																																																																						
でんぶん工業用水	毎 秒	250																																																																																																																																																																																							
工業用水		1,700																																																																																																																																																																																							
漁業用水		120																																																																																																																																																																																							
その他の用水		940																																																																																																																																																																																							

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 都市計画分科会		業務コード・NO、事務事業名 E3e20 駐車場法に関する事務				
協議事業(使用料)名 川内市営駐車場使用料						
川内市	川内市以外の町村			課題・問題点	調整方針案	
川内市営駐車場使用料(時間駐車場分) ・1時間以内...無料 ・1時間を超え7時間以内...1時間を超える1時間につき150円を加算した額 ・7時間を超え48時間以内は...900円 ・48時間を超える場合...900円に48時間を超える24時間につき900円を加算した額  減免・免除規定なし  関係条例・規則等 ・川内市営駐車場の設置及び管理に関する条例 ・川内市営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則  平成13年度実績額 4,729千円  川内市営駐車場使用料(月極駐車場分) ・1月につき...5,000円 減免・免除規定なし 平成13年度実績額 1,593千円		該当なし			・実施地域のみ使用料であるので、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新幹線開業に向けて駅前立体駐車場の整備を行い使用料を見直す計画がある。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。

専門部会・分科会名 建設専門部会 建築住宅分科会		業務コード・NO、事務事業名 E4e10 公営住宅管理事業				
協議事業(使用料)名 住宅駐車場使用料						
川内市	樋脇町	入来町	川内市・樋脇町・入来町以外の町村		課題・問題点	調整方針案
川内市営住宅駐車場使用料  ・使用料 1区画 月額800円(県と同額)  ・平成14年度から実施  ・県と合併団地(ハイタウン平佐住宅)のみ実施 他の住宅については、駐車場の整備状況を見ながら実施していく。  ・自動車保管場所管理組合に、1区画あたり300円の補助金を交付している。	駐車場使用料  ・使用料 サンビレッジ樋脇(18戸) 1区画 月額500円 椿団地(40戸) 1区画 月額1,500円(屋根付) 向湯団地住宅A棟(16戸) 1区画 月額1,500円(屋根付)  ・平成13年度実績額 サンビレッジ 108,000円 椿団地 484,500円 向湯団地住宅A棟 252,000円	駐車場使用料  ・使用料 1区画 月額800円  ・グリーンビレッジ入来 20戸  ・愛宕団地 16戸  ・1区画300円を報償費として管理協議会へ支出している。	該当なし		・徴収していない町村、団地がある。 ・屋根付駐車場がある。 ・各市町村の駐車場の整備状況及び管理事務補助金等との整合を図り、調整する必要がある。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 都市計画分科会		業務コード・NO、事務事業名 E3h30 都市公園等の維持管理	
協議事業(使用料)名 公園使用料			
川内市	樋脇町	里村	課題・問題点
公園使用料 1使用料 物品販売等 1日1㎡ 30円 写真撮影業務 1日 230円 興行等 1日10㎡ 50円 減免・免除規定 ・市長は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は一部の額を減免することができる。 関係条例・規則等 ・市公園条例 ・市行政財産の使用料徴収条例 ・市道路占用料徴収条例 ・市公有財産規則 ・電気通信事業法施行令 平成13年度実績 使用8件 110千円	公園使用料 1使用料 行商・写真撮影(1日 100円) 興行 (1日10㎡ 5円) 競技会等(1日10㎡ 4円) 有料公園施設 タイマーコンセント1時間100円 屋外ステージタイマー1時間300円 上記で使用者が入場料を取る場合 1時間3,000円 減免・免除規定 ・町長は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は一部の額を減免することができる。 関係条例・規則等 ・樋脇町公園条例 平成13年度実績 使用8件 110千円	公園使用料 1使用料 ・行商、募金、その他類する行為 (1日 1㎡ 10円) ・競技会、展示会、その他の類する行為 (1日 10㎡ 10円) ・公園内の電気設備 (コンセント)(1時間当り 500円) ・クラブハウス休憩室 (半日1,000円, 終日2,000円, 夜間1,200円) 減免・免除規定 ・村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等 ・里村公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 なし	・使用料(単価)については、それぞれ単価が違うが、地域の実情等を考慮し調整する。 ・新市に移行後調整を図る。
下甌村	鹿島村	入来町・東郷町・祁答院町・上甌村	調整方針案
公園使用料 1使用料 ・行商、募金、その他類する行為 (1日 1㎡ 10円) ・競技会、展示会、その他の類する行為 (1日 10㎡ 10円) 減免・免除規定 ・村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 関係条例・規則等 ・下甌村公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 11千円	公園使用料 1使用料 ・競技会その他これらに類する催し 1日につき 2,000円 減免・免除規定 ・村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料減免することができる。 関係条例・規則等 ・鹿島村の公園の設置及び管理に関する条例 平成13年度実績 なし	該当なし	5 新市に以降後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 建築住宅分科会	業務コード・NO、事務事業名 E4e30 公営住宅収納管理																																																																														
協議事業(使用料)名 公営住宅使用料																																																																															
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村																																																																															
<p>公営住宅使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f0ff;"> <th style="font-size: small;">市町村名</th> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団地数</td> <td>43</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>1,362</td> <td>149</td> <td>193</td> <td>176</td> <td>93</td> <td>39</td> <td>57</td> <td>94</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>月額使用料(最低額,円)</td> <td>500</td> <td>2,700</td> <td>2,500</td> <td>2,900</td> <td>1,700</td> <td>5,400</td> <td>5,400</td> <td>7,600</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>月額使用料(最高額,円)</td> <td>49,400</td> <td>36,800</td> <td>40,800</td> <td>28,000</td> <td>26,300</td> <td>21,700</td> <td>28,000</td> <td>66,700</td> <td>21,100</td> </tr> <tr> <td>平成13年度収納額(千円)</td> <td>219,835</td> <td>32,693</td> <td>30,257</td> <td>42,282</td> <td>20,666</td> <td>9,892</td> <td>9,131</td> <td>20,954</td> <td>11,140</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">公営住宅使用料算出方法                  公営住宅使用料の算出については、公営住宅法に定められている。                  入居者の収入による家賃算定基礎額に団地の立地条件、住宅の規模、                  経過年数などに基づく数値を乗じて決定します。</p> <p style="margin-top: 10px;">家賃算定基礎額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f0ff;"> <th colspan="2">入居者の収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">123,000円以下</td> <td>37,100円</td> </tr> <tr> <td>123,000円を超え153,000円以下の場合</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>153,000円を超え178,000円以下の場合</td> <td>53,200円</td> </tr> <tr> <td>178,000円を超え200,000円以下の場合</td> <td>61,400円</td> </tr> <tr> <td>200,000円を超え238,000円以下の場合</td> <td>70,900円</td> </tr> <tr> <td>238,000円を超え268,000円以下の場合</td> <td>81,400円</td> </tr> <tr> <td>268,000円を超え322,000円以下の場合</td> <td>94,100円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超える場合</td> <td>107,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">市町村立地係数は、川内市のみが0.75                  その他の町村は、0.7となっています。</p>	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	団地数	43	11	15	13	7	6	6	15	3	戸数	1,362	149	193	176	93	39	57	94	41	月額使用料(最低額,円)	500	2,700	2,500	2,900	1,700	5,400	5,400	7,600	9,500	月額使用料(最高額,円)	49,400	36,800	40,800	28,000	26,300	21,700	28,000	66,700	21,100	平成13年度収納額(千円)	219,835	32,693	30,257	42,282	20,666	9,892	9,131	20,954	11,140	入居者の収入		123,000円以下	37,100円	123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円	153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円	178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円	200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円	238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円	268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円	322,000円を超える場合	107,700円	<p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff; margin-bottom: 10px;">課題・問題点</p> <p>・使用料の一元化を図ろうとすると家賃計算の基礎となる市町村立地係数(国から示されたもの)が、川内市は0.75、同市以外は0.7である。</p> <p>・家賃計算については、新市の立地係数がどうなるか不明であり、利便係数等の取扱いをどうするかにもよるが、試算として、現在の算出係数等のうち立地係数のみを川内市に合わせた場合、他町村では、現行の最低家賃が月額100円から1,200円の上昇。同最高家賃が0円から7,500円の上昇となる。</p> <p>・新家賃が上昇することとなった場合には、                  新市移行後、期間を設け、傾斜家賃により新家賃に移行する。                  新市移行後、現行家賃の期間を設け、以後期間を定めて傾斜家賃で移行する。                  等の方法が考えられる。</p> <p>・新家賃については、新市の利便係数等の取扱いにより、現行とほとんど変更ない場合も考えられる。</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0f0ff; margin-top: 10px;">調整方針案</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																																						
団地数	43	11	15	13	7	6	6	15	3																																																																						
戸数	1,362	149	193	176	93	39	57	94	41																																																																						
月額使用料(最低額,円)	500	2,700	2,500	2,900	1,700	5,400	5,400	7,600	9,500																																																																						
月額使用料(最高額,円)	49,400	36,800	40,800	28,000	26,300	21,700	28,000	66,700	21,100																																																																						
平成13年度収納額(千円)	219,835	32,693	30,257	42,282	20,666	9,892	9,131	20,954	11,140																																																																						
入居者の収入																																																																															
123,000円以下	37,100円																																																																														
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円																																																																														
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円																																																																														
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円																																																																														
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円																																																																														
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円																																																																														
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円																																																																														
322,000円を超える場合	107,700円																																																																														

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 建築住宅分科会				業務コード・NO、事務事業名 E4e30 公営住宅収納管理									
協議事業(使用料)名 一般住宅等使用料													
樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村													
一般住宅等使用料													
	町村名	樋脇町		東郷町		祁答院町		里村	上甌村		下甌村		鹿島村
住宅の種類	高齢者等向町営住宅	一般住宅	一般住宅	まちづくり促進住宅	一般住宅	独身者住宅	一般住宅	ふるさと住宅	NTT住宅	単身者向住宅	漁業従事アイター ン者用住宅	村民住宅	
団地数	2	3	6	1	8	1	4	4	1	1	3	3	
構造、戸数	木造平屋建 4戸	木造平屋建 9戸	木造平屋建6戸 木造2階 6戸	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ4階 10戸	木造平屋建 28戸	木造平屋建 20戸	木造2階建 8戸 RC平屋建 3戸 RC2階建 4戸	RC平屋建 8戸 RC2階建 2戸 CB平屋建 1戸 木造平屋建 2戸	RC2階建 4戸	RC3階建 9戸	木造平屋建 3戸 RC平屋建 4戸	耐火2 10戸 木造平屋建 1戸	
1ヶ月使用料 (基本月額、円)	15,000	10,000～30,000	18,000～40,000	世帯向け50,000 単身向け30,000	19,000～21,000	13,000	19,000～27,000	10,000～27,000	32,500	16,000	6,000～19,000	12,000～23,000	
備考					割増賃料なし	割増賃料なし						割増賃料なし	
川内市・入来町							課題・問題点			調整方針案			
該当なし							・使用料には、差異がある。 ・各住宅の建設の目的、入居対象者にも違いがある。 ・これまでの経過、地域の実情等に違いがあるので、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G1c50 教職員住宅管理			
協議事業(使用料)名 教職員住宅使用料					
里村	上甌村	下甌村		鹿島村	東郷町
教職員住宅使用料 3階建て住宅 1ヶ月 12,000円～13,000円 1戸建て住宅 1ヶ月 10,000円～13,000円	教職員住宅使用料 A型住宅(11棟) 1ヶ月 11,000円 B型住宅(21棟) 1ヶ月 9,500円 C型住宅(5棟) 1ヶ月 9,000円  教育長住宅使用料 教育長住宅 1ヶ月 25,000円	教職員住宅使用料  簡易耐火平屋 下限 49.50 6,500円 上限 51.10 11,000円  木造平屋 39.70 5,500円  簡易平屋 下限 50.00 8,000円 上限 51.10  鉄筋コンクリート平屋 60.00 12,000円  鉄筋コンクリート2階建 下限 29.93 8,000円 上限 60.10 13,000円		教職員住宅使用料 教職員住宅 A型住宅(6棟)1ヶ月 14,000円 B型住宅(8棟)1ヶ月 15,000円 C型住宅(4棟)1ヶ月 16,000円	参考(町営住宅使用料) 教職員住宅(1戸建) 月額20,000～28,000円 11棟 教育長住宅 月額 25,000円  (東郷町まちづくり促進町営住宅) ・世帯向け住宅 50,000円 ・独身者向け住宅 30,000円
川内市	樋脇町	入来町	祁答院町	課題・問題点	調整方針案
参考(財産収入) 教職員住宅44戸9,000円～33,000円	参考(財産収入) 1戸建て住宅 1ヶ月 24,000円	参考(財産収入) 教職員住宅(1戸建て)14戸 8,400円～28,300円	参考(財産収入) 1戸建て住宅 1ヶ月 5,500円～18,000円 なお、物価変動、増築等の状況により町長は入居料は変更できる。	ある程度の期間で調整すべきである 財産収入で徴収しているものについては、管財部会での協議の例により調整 公営住宅使用料で徴収しているものについては、建設部会での協議の例により調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G1c90 学校開放事業			
協議事業(使用料)名 学校施設使用料(屋外照明施設を除く。)					
樋脇町	東郷町	祁答院町		樋脇町・東郷町・祁答院町以外の市町村	
学校建物使用料 ・教室 1室 (町内)午前 100円・午後 100円 (町外)午前 200円・午後 200円	学校施設使用料 ・教室 1室 1日 1,000円 ただし4時間未満 500円	教室等使用料  小学校 中学校 特別教室 1室1時間 100円 100円(照明) (コンピュータ室) 1室1時間 100円 100円(冷暖房) 蘭牟田小学校 (図書室) 1室1時間 100円(照明) 1室1時間 200円(冷暖房) (思いやりルーム) 1室1時間 100円(照明) 1室1時間 100円(冷暖房) (きゃんせ広場) 1室1時間 150円(照明) 1室1時間 100円(視聴覚設備) (音楽視聴覚室) 1室1時間 100円(視聴覚設備)		該当なし	
				課題・問題点	調整方針案
				・ 免除規定が必要 ・ ある程度の期間で調整すべきである。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G6a10 公民館維持運営管理業務Ⅰ																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
協議事業(使用料)名 公民館等使用料(中央公民館、校区公民館その他公民館施設)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
川内市	東郷町	祁答院町	上甌村																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>中央公民館使用料</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">(午前)</th><th>(午後)</th><th>(夜間)</th></tr> <tr><td>会議室</td><td>400</td><td>600</td><td>750</td><td></td></tr> <tr><td>実習室</td><td>700</td><td>1,000</td><td>1,100</td><td></td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>2,200</td><td></td></tr> <tr><td>大研修室</td><td>3,700</td><td>4,900</td><td>5,700</td><td></td></tr> <tr><td>第1研修室</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,300</td><td></td></tr> <tr><td>第2研修室</td><td>600</td><td>750</td><td>900</td><td></td></tr> <tr><td>第3研修室</td><td>600</td><td>750</td><td>900</td><td></td></tr> <tr><td>調理室</td><td>1,000</td><td>1,400</td><td>1,500</td><td></td></tr> <tr><td>和室</td><td>1,000</td><td>1,400</td><td>1,500</td><td></td></tr> </table> <p>(冷暖房)</p> <table border="1"> <tr><td>会議室</td><td>1時間当り</td><td>1,230円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>実習室</td><td>"</td><td>1,230円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td>"</td><td>1,440円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大研修室</td><td>"</td><td>2,670円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第1研修室</td><td>"</td><td>1,440円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第2研修室</td><td>"</td><td>1,230円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>第3研修室</td><td>"</td><td>1,230円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調理室</td><td>"</td><td>1,330円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>和室</td><td>"</td><td>1,330円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>附属設備使用料</p> <table border="1"> <tr><td>ピアノ(大研修室)</td><td>1回につき</td><td>1,800円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16ミリ映写機</td><td>"</td><td>1,030円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>校区公民館使用料</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">(午前)</th><th>(午後)</th><th>(夜間)</th></tr> <tr><td>大研修室</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,300</td><td></td></tr> <tr><td>研修室</td><td>600</td><td>750</td><td>900</td><td></td></tr> <tr><td>調理室</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,300</td><td></td></tr> </table> <p>公民館施設使用料(冷暖房)</p> <table border="1"> <tr><td>大研修室</td><td>1時間当り1台につき</td><td>200円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>研修室</td><td>"</td><td>200円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調理室</td><td>"</td><td>200円</td><td></td><td></td></tr> </table>	(午前)			(午後)	(夜間)	会議室	400	600	750		実習室	700	1,000	1,100		視聴覚室	1,500	2,000	2,200		大研修室	3,700	4,900	5,700		第1研修室	900	1,200	1,300		第2研修室	600	750	900		第3研修室	600	750	900		調理室	1,000	1,400	1,500		和室	1,000	1,400	1,500		会議室	1時間当り	1,230円			実習室	"	1,230円			視聴覚室	"	1,440円			大研修室	"	2,670円			第1研修室	"	1,440円			第2研修室	"	1,230円			第3研修室	"	1,230円			調理室	"	1,330円			和室	"	1,330円			ピアノ(大研修室)	1回につき	1,800円			16ミリ映写機	"	1,030円			(午前)			(午後)	(夜間)	大研修室	900	1,200	1,300		研修室	600	750	900		調理室	900	1,200	1,300		大研修室	1時間当り1台につき	200円			研修室	"	200円			調理室	"	200円			<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">(午前)</th><th>(午後)</th><th>(夜間)</th><th>(全日)</th></tr> <tr><td>ホール(入場料を徴収しない場合)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5,000</td><td>5,000</td><td>8,000</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>6,000</td><td>6,000</td><td>10,000</td><td>12,000</td><td>16,000</td><td>22,000</td></tr> </table> <p>ホール(入場料を徴収する場合)</p> <table border="1"> <tr><td>10,000</td><td>10,000</td><td>16,000</td><td>20,000</td><td>26,000</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>13,000</td><td>13,000</td><td>20,000</td><td>26,000</td><td>33,000</td><td>46,000</td></tr> </table> <p>小会議室・和室・調理研修室・研修室・製作学習室</p> <table border="1"> <tr><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,000</td></tr> </table> <p>大会議室</p> <table border="1"> <tr><td>800</td><td>800</td><td>1,500</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>2,500</td></tr> </table> <p>(冷暖房料金)1時間毎</p> <p>ホール(入場料を徴収しない場合300円)</p> <p>ホール(入場料を徴収する場合 500円)</p> <p>ホール以外の部屋(100円)</p> <p>(附帯設備使用料)</p> <p>16ミリ映写機・スライド映写機・OHP・拡声装置 1,000円</p> <p>館内で使用する場合は1時間毎100円電気使用料として徴収</p> <p>プロパンガス 50円 電気 100円</p> <p>東郷町に居住していないものが使用する場合は、上記の使用料の3割を加算した額とする。</p>	(午前)			(午後)	(夜間)	(全日)	ホール(入場料を徴収しない場合)						5,000	5,000	8,000	10,000	13,000	18,000	6,000	6,000	10,000	12,000	16,000	22,000	10,000	10,000	16,000	20,000	26,000	36,000	13,000	13,000	20,000	26,000	33,000	46,000	500	500	1,000	1,000	1,500	2,000	800	800	1,500	1,500	2,000	2,500	<p>公民館使用料(黒木地区公民館)</p> <p>1時間につき</p> <table border="1"> <tr><td>大会議室(ホール)</td><td>100円</td></tr> <tr><td>大会議室(畳)</td><td>50円</td></tr> <tr><td>和室</td><td>60円</td></tr> <tr><td>控室</td><td>30円</td></tr> </table> <p>公民館等使用料</p> <p>施設</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">-午前-</th><th>-午後-</th><th>-5時以降-</th></tr> <tr><td>ホール</td><td>3,000</td><td>5,000</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>大広間</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td></tr> <tr><td>老人室</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> <tr><td>農事研修室</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td></tr> <tr><td>会議室2</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> <tr><td>会議室1</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td></tr> <tr><td>生活研修室</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> <tr><td>調理実習室</td><td>800</td><td>800</td><td>800</td></tr> <tr><td>その他</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> </table> <p>空調 冷房 暖房 (時間単価)</p> <table border="1"> <tr><td>ホール</td><td>2,000</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,800</td><td>1,300</td></tr> </table> <p>設備(1回又は1日)</p> <table border="1"> <tr><td>視聴覚器具一式</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>照明道具一式</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>放送器具一式</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>ピアノ(1日)</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>舞台のみ ホールの3割</p> <p>調理室でガスを使用する場合 時間200円</p> <p>入場料を徴する場合(ホール) 2倍</p>	大会議室(ホール)	100円	大会議室(畳)	50円	和室	60円	控室	30円	-午前-		-午後-	-5時以降-	ホール	3,000	5,000	7,000	大広間	600	600	600	老人室	400	400	400	農事研修室	600	600	600	会議室2	400	400	400	会議室1	600	600	600	生活研修室	400	400	400	調理実習室	800	800	800	その他	400	400	400	ホール	2,000	1,500	その他	1,800	1,300	視聴覚器具一式	2,000円	照明道具一式	4,000円	放送器具一式	1,000円	ピアノ(1日)	2,000円	その他		<p>コミュニティセンター使用料</p> <p>専用使用料</p> <p>(入場料を徴収しない場合)</p> <p>・体育スポーツに使用する場合</p> <table border="1"> <tr><td>小・中・高・児童・生徒</td><td>1時間</td><td>100円</td></tr> <tr><td>その他の一般・団体</td><td>1時間</td><td>200円</td></tr> </table> <p>・文化等催物使用 ・その他</p> <table border="1"> <tr><td>9:00~12:00</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>12:00~17:00</td><td>2,500</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>17:00~19:00</td><td>1,000</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>19:00~22:00</td><td>2,500</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>9:00~22:00</td><td>6,500</td><td>6,500</td></tr> </table> <p>(入場料を徴収する場合)</p> <p>・文化等催物使用 ・その他</p> <table border="1"> <tr><td>9:00~12:00</td><td>3,000</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>12:00~17:00</td><td>5,000</td><td>7,500</td></tr> <tr><td>17:00~19:00</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>19:00~22:00</td><td>3,000</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>9:00~22:00</td><td>13,000</td><td>20,000</td></tr> </table> <p>一部使用</p> <p>・バレーボールコート(1面) 1時間150円</p> <p>・バドミントンコート(1面) 1時間150円</p> <p>・トレーニング場 1人 1時間100円</p> <p>・卓球場 1人 1時間100円</p> <p>・ステージのみ 1時間150円</p> <p>・会議室 1時間300円照明料含</p> <p>・研修室 1時間300円照明料含</p> <p>・合宿等の場合の研修室の使用1人1回500円照明料含</p> <p>照明施設使用料</p> <p>・アリーナ(フロア) 1回500円 ・その他 1回200円</p> <p>その他設備</p> <p>・会議室・研修室の冷・暖房 1時間100円</p> <p>・自動販売機月額1台2500円 ・洗濯機・乾燥機 1回100円</p>	小・中・高・児童・生徒	1時間	100円	その他の一般・団体	1時間	200円	9:00~12:00	1,500	1,500	12:00~17:00	2,500	2,500	17:00~19:00	1,000	1,500	19:00~22:00	2,500	2,500	9:00~22:00	6,500	6,500	9:00~12:00	3,000	4,500	12:00~17:00	5,000	7,500	17:00~19:00	2,000	3,000	19:00~22:00	3,000	4,500	9:00~22:00	13,000	20,000
(午前)			(午後)	(夜間)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
会議室	400	600	750																																																																																																																																																																																																																																																																																																
実習室	700	1,000	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																
視聴覚室	1,500	2,000	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大研修室	3,700	4,900	5,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第1研修室	900	1,200	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第2研修室	600	750	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第3研修室	600	750	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理室	1,000	1,400	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																
和室	1,000	1,400	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																
会議室	1時間当り	1,230円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
実習室	"	1,230円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
視聴覚室	"	1,440円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大研修室	"	2,670円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第1研修室	"	1,440円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第2研修室	"	1,230円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3研修室	"	1,230円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
調理室	"	1,330円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
和室	"	1,330円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ピアノ(大研修室)	1回につき	1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16ミリ映写機	"	1,030円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(午前)			(午後)	(夜間)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
大研修室	900	1,200	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																
研修室	600	750	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理室	900	1,200	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大研修室	1時間当り1台につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
研修室	"	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
調理室	"	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(午前)			(午後)	(夜間)	(全日)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ホール(入場料を徴収しない場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5,000	5,000	8,000	10,000	13,000	18,000																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6,000	6,000	10,000	12,000	16,000	22,000																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10,000	10,000	16,000	20,000	26,000	36,000																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13,000	13,000	20,000	26,000	33,000	46,000																																																																																																																																																																																																																																																																																														
500	500	1,000	1,000	1,500	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																														
800	800	1,500	1,500	2,000	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																														
大会議室(ホール)	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大会議室(畳)	50円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
和室	60円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
控室	30円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
-午前-		-午後-	-5時以降-																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ホール	3,000	5,000	7,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大広間	600	600	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																
老人室	400	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農事研修室	600	600	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																
会議室2	400	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
会議室1	600	600	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																
生活研修室	400	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理実習室	800	800	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他	400	400	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ホール	2,000	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他	1,800	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
視聴覚器具一式	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
照明道具一式	4,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
放送器具一式	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ピアノ(1日)	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小・中・高・児童・生徒	1時間	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他の一般・団体	1時間	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9:00~12:00	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12:00~17:00	2,500	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17:00~19:00	1,000	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19:00~22:00	2,500	2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9:00~22:00	6,500	6,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9:00~12:00	3,000	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12:00~17:00	5,000	7,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17:00~19:00	2,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19:00~22:00	3,000	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9:00~22:00	13,000	20,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
下甌村	樋脇町	入来町	里村																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>公民館使用料</p> <p>(1) 室使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">区分</th><th>午前9時から</th><th>正午から</th><th>午後5時から</th><th>午前9時から</th></tr> <tr><th>正午まで</th><th>午後5時まで</th><th>午後10時まで</th><th>午後5時まで</th></tr> <tr><td>集会室</td><td>500</td><td>500</td><td>750</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>講座室</td><td>300</td><td>300</td><td>450</td><td>600</td></tr> <tr><td>研修室</td><td>200</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td></tr> <tr><td>調理室</td><td>400</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td></tr> </table> <p>備考 冷暖房装置を使用するときは、1時間までごとに381円を上記使用料に加算する。</p> <p>(2) 備品使用料</p> <table border="1"> <tr><td>映写機</td><td>1式</td><td>1回につき</td><td>500円</td></tr> <tr><td>その他備品</td><td>1件</td><td></td><td>100円</td></tr> </table>	区分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	集会室	500	500	750	1,000	講座室	300	300	450	600	研修室	200	200	300	400	調理室	400	400	600	800	映写機	1式	1回につき	500円	その他備品	1件		100円	<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">(午前)</th><th>(午後)</th><th>(夜間)</th></tr> <tr><td>ホール</td><td>1,200</td><td>1,400</td><td>1,600</td><td></td></tr> <tr><td>研修室</td><td>1,100</td><td>1,300</td><td>1,500</td><td></td></tr> <tr><td>大会議室</td><td>900</td><td>1,100</td><td>1,300</td><td></td></tr> <tr><td>小会議室</td><td>500</td><td>700</td><td>900</td><td></td></tr> <tr><td>和室</td><td>900</td><td>1,100</td><td>1,300</td><td></td></tr> <tr><td>料理実習室</td><td>1,000</td><td>1,200</td><td>1,400</td><td></td></tr> <tr><td>産業実習室</td><td>400</td><td>600</td><td>800</td><td></td></tr> </table> <p>・研修室を間仕りにして、使用する場合 2分の1</p> <p>・時間区分を超えて使用する場合は1時間につき400円</p> <p>・催事で入場料を徴収して使用する場合は</p> <p>(1)入場料等 200円未満のとき 2倍</p> <p>(2)入場料等 200円以上のとき 3倍</p> <p>・特に電気、ガス等を多量に使用する場合は 2倍</p>	(午前)			(午後)	(夜間)	ホール	1,200	1,400	1,600		研修室	1,100	1,300	1,500		大会議室	900	1,100	1,300		小会議室	500	700	900		和室	900	1,100	1,300		料理実習室	1,000	1,200	1,400		産業実習室	400	600	800		<p>分館使用料(ふるさと会館)</p> <table border="1"> <tr><td>室名</td><td>9:00~</td><td>17:00~22:00</td><td>冷暖房料</td></tr> <tr><td>大会議室</td><td>100</td><td>200</td><td>500</td></tr> <tr><td>小会議室</td><td>100</td><td>200</td><td>150</td></tr> <tr><td>調理実習室(一人当り)</td><td>25</td><td>50</td><td>-</td></tr> <tr><td>公園・広場</td><td>無料</td><td>無料(含ゲートボール場)</td><td>-</td></tr> </table> <p>1時間未満は1時間とする。</p> <p>分館使用料(八重集会所)</p> <table border="1"> <tr><td>室名</td><td>9:00~</td><td>13:00~</td><td>17:00~22:00</td></tr> <tr><td>集会室</td><td>400</td><td>400</td><td>800</td></tr> <tr><td>和室</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td></tr> <tr><td>調理実習室(一人当り)</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> </table> <p>時間区分を超えて使用する場合は、1時間につき100円</p> <p>分館使用料(入来町勤労者福祉研修館)</p> <table border="1"> <tr><td>室名</td><td>9:00~</td><td>13:00~</td><td>17:00~22:00</td></tr> <tr><td>集会室</td><td>400</td><td>400</td><td>800</td></tr> <tr><td>和室</td><td>200</td><td>200</td><td>400</td></tr> <tr><td>調理実習室(一人当り)</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> </table> <p>時間区分を超えて使用する場合は、1時間につき100円</p>	室名	9:00~	17:00~22:00	冷暖房料	大会議室	100	200	500	小会議室	100	200	150	調理実習室(一人当り)	25	50	-	公園・広場	無料	無料(含ゲートボール場)	-	室名	9:00~	13:00~	17:00~22:00	集会室	400	400	800	和室	200	200	400	調理実習室(一人当り)	100	100	200	室名	9:00~	13:00~	17:00~22:00	集会室	400	400	800	和室	200	200	400	調理実習室(一人当り)	100	100	200	<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <tr><th>半日</th><th>終日</th><th>夜間</th><th>冷暖房(1時間当り)</th></tr> <tr><td>大ホール</td><td>3,000</td><td>6,000</td><td>4,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>会議室等</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>1,200</td><td>500</td></tr> </table> <p>照明機械等使用料(1回につき 1,000円)</p> <p>半日とは8時30分から12時、又は13時から17時まで</p> <p>終日とは8時30分から17時まで</p> <p>夜間とは17時から21時まで</p>	半日	終日	夜間	冷暖房(1時間当り)	大ホール	3,000	6,000	4,000	1,000	会議室等	1,000	2,000	1,200	500																																																																																																																																																	
区分		午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで																																																																																																																																																																																																																																																																																															
集会室	500	500	750	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																															
講座室	300	300	450	600																																																																																																																																																																																																																																																																																															
研修室	200	200	300	400																																																																																																																																																																																																																																																																																															
調理室	400	400	600	800																																																																																																																																																																																																																																																																																															
映写機	1式	1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他備品	1件		100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(午前)			(午後)	(夜間)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール	1,200	1,400	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																
研修室	1,100	1,300	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大会議室	900	1,100	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小会議室	500	700	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																
和室	900	1,100	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																
料理実習室	1,000	1,200	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
産業実習室	400	600	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																
室名	9:00~	17:00~22:00	冷暖房料																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大会議室	100	200	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小会議室	100	200	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理実習室(一人当り)	25	50	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																
公園・広場	無料	無料(含ゲートボール場)	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																
室名	9:00~	13:00~	17:00~22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																
集会室	400	400	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																
和室	200	200	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理実習室(一人当り)	100	100	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																
室名	9:00~	13:00~	17:00~22:00																																																																																																																																																																																																																																																																																																
集会室	400	400	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																
和室	200	200	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																
調理実習室(一人当り)	100	100	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																
半日	終日	夜間	冷暖房(1時間当り)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大ホール	3,000	6,000	4,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																															
会議室等	1,000	2,000	1,200	500																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			<p>課題・問題点</p> <p>・使用料金の格差、減免規定の調整</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<p>調整方針案</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G6 a 7 0 博物館等運営管理			
協議事業(使用料)名 博物館等使用料					
川内市	入来町	下甕村	川内市・入来町・下甕村以外の町村	課題・問題点	調整方針案
歴史資料館入館料 大人(個人) 250円 (団体) 200円 小中高(個人) 100円 (団体) 50円 未就学児は無料	郷土館使用料 個人 200円 小・中・高 100円 未就学児は無料 団体(10名以上) 150円 50円	歴史民俗資料館入館料 大人 1人1回につき 210円 児童、生徒 1人1回につき 110円 備考 20人以上の団体については、それぞれ上記の7割とする。 関係条例・規則等 下甕村歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	該当なし	・ 使用料金の格差、減免規定の調整	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G6 b 6 0 少年自然の家維持管理業務			
協議事業(使用料)名 少年自然の家使用料					
川内市	川内市以外の町村		課題・問題点	調整方針案	
少年自然の家使用料 研修施設 1人1研修につき 小中高児童生徒 100円 それ以外の者 150円 宿泊棟 1人1泊につき 小中高児童生徒 100円 それ以外の者 150円 テント 1人1泊につき 小中高児童生徒 100円 それ以外の者 150円 寝具 1人1セットにつき 小中高児童生徒 100円 それ以外の者 150円	該当なし		特になし	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	



## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 <b>教育 教育振興施設</b>	業務コード・NO、事務事業名 <b>G6 a 7 0 市民文化センター等運営管理業務</b>	
協議事業(使用料)名 <b>市民文化センター等使用料</b>		
川内市	入来町	課題・問題点
市民会館使用料 区分 午前 午後 夜間 午前～午後 午後～全日 9時～13時 13時～18時 18時～22時 17時 22時 12時 17時 22時 17時 22時 22時 大 入場料等徴 平日 13,000 17,300 21,600 30,400 40,100 51,700 小 しない場合 土日休日 14,600 19,400 24,500 34,000 45,500 57,100 入場料等徴 平日 20,000 27,600 34,800 48,300 65,600 82,600 ル する場合 土日休日 23,900 32,300 40,700 56,500 77,200 94,200 楽屋(1室につき) 800 800 800 1,400 1,400 2,000 ホワイエ(ホワイエのみ 使用する場合に限る。) 1,800 2,600 3,200 4,300 5,800 7,500 第1会議室 1時間につき500円 第2～第6会議室 1時間につき300円 (1室につき) 第7会議室 1時間につき200円 第8～第10会議室 1時間につき150円 (1室につき) シャワー室(1室につき) 1回(4時間以内)1,030円 食堂(厨房及び喫茶室) 月額 月間売上額の100分の5相当額 臨時売店 1日につき2,060円 (所定の場所に限る。) 自動販売機 たばこ 月額 月間売上額の100分の2相当額 (1台につき) その他 月額 月間売上額の100分の5相当額	文化ホール使用料 使用時間 8:30 13:00 17:00 8:30 13:00 8:30 冷暖房 使用区分 13:00 17:00 22:00 17:00 22:00 22:00 1時間毎 入場料等 平日 8,000 8,000 12,000 16,000 20,000 28,000 を徴収し ない場合 土・日曜 10,000 10,000 14,000 20,000 24,000 34,000 日、祝日 入場料等 平日 14,000 14,000 20,000 28,000 34,000 50,000 を徴収す 土・日曜 16,000 16,000 22,000 32,000 38,000 54,000 る場合 日、祝日 舞台のみ 1時間当たり 500 楽屋 1時間につき 1,000	・ 使用料金の格差、減免規定の調整
桶脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村		調整方針案
該当なし		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育 教育振興施設		業務コード・NO、事務事業名 G6 b 1 0 社会体育施設運営・維持管理業務			
協議事業(使用料)名 体育館等使用料					
川内市		樋脇町			
東郷町					
<p>総合体育館使用料</p> <p>使用時間 午前8時 正午から 午後5時 午前8時 正午から 午前8時</p> <p>使用区分 30分から 午後5時 午後5時 30分から 午後10時 30分から 午前8時 午後10時 午後10時 午後10時 午後10時 午後10時</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 1,800 3,000 3,000 4,500 5,700 7,000</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 3,600 6,000 6,000 9,000 11,400 14,000</p> <p>不徴収 その他のとき 7,200 12,000 12,000 18,000 22,800 28,000</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 14,400 24,000 24,000 36,000 45,600 56,000</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 28,800 48,000 48,000 72,000 91,200 112,000</p> <p>不徴収 その他のとき 650 1,100 1,100 1,700 2,100 2,600</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 1,300 2,200 2,200 3,400 4,200 5,200</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 2,600 4,400 4,400 6,800 8,400 10,400</p> <p>不徴収 その他のとき 5,200 8,800 8,800 13,600 16,800 20,800</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 10,400 17,600 17,600 27,200 33,600 41,600</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 850 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300</p> <p>不徴収 その他のとき 1,700 2,800 2,800 4,200 5,400 6,600</p> <p>武道場(半面) 小中高児童生徒 850 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300</p> <p>不徴収 上記以外の者 1,700 2,800 2,800 4,200 5,400 6,600</p> <p>弓道場 小中高児童生徒 850 1,400 1,400 2,100 2,700 3,300</p> <p>不徴収 上記以外の者 1,700 2,800 2,800 4,200 5,400 6,600</p> <p>卓球 小中高児童生徒 1面 1時間 50円</p> <p>上記以外の者 1面 1時間 100円</p> <p>バドミントン 小中高児童生徒 1面 1時間 100円</p> <p>上記以外の者 1面 1時間 200円</p> <p>バレーボール 小中高児童生徒 1面 1時間 200円</p> <p>上記以外の者 1面 1時間 400円</p> <p>ソフトテニス 小中高児童生徒 1面 1時間 250円</p> <p>上記以外の者 1面 1時間 500円</p> <p>バスケットボール 小中高児童生徒 1面 1時間 300円</p> <p>上記以外の者 1面 1時間 600円</p> <p>武道場・弓道場 小中高児童生徒 1人 1回 100円</p> <p>回数券カード 1,000円</p> <p>エアロビクススタジオ 上記以外の者 1人 1回 200円</p> <p>回数券カード 2,000円</p> <p>トレーニング室(高校生以上) 小中高児童生徒 3か月券 3,000円</p> <p>6か月券 5,000円</p> <p>上記以外の者 3か月券 6,000円</p> <p>6か月券 10,000円</p> <p>サンアリーナ会員券A 小中高児童生徒 12か月券 1,000円</p> <p>上記以外の者 12か月券 2,000円</p>		<p>総合体育施設使用料(体育館使用料)</p> <p>使用時間 午前 午後 夜間 全日</p> <p>使用区分 9時 12時 17時 19時 9時</p> <p>~12時 ~17時 ~19時 ~22時 ~22時</p> <p>小中高児童生徒 100円(1時間当り)</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 200円(1時間当り)</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 3,000 5,000 2,000 5,000 10,000</p> <p>不徴収 その他の場合 3,000 5,000 2,000 5,000 10,000</p> <p>アマチュア 小中高児童生徒 4,000 7,000 3,000 7,000 20,000</p> <p>入場料等 ボーツ/文化行事 上記以外の者 4,000 7,000 3,000 7,000 20,000</p> <p>不徴収 その他の場合 20,000 30,000 15,000 60,000 100,000</p> <p>バレーコート1面 100円(1時間当り)</p> <p>トレーニング場 100円(1時間当り)</p> <p>卓球場 50円(1時間当り)</p> <p>ステージのみ 50円(1時間当り)</p> <p>会議室 50円(1時間当り)</p> <p>フロア(バレーコート1面) 300円(1時間当り)</p> <p>照明施設 上記以外 100円(1時間当り)</p>		<p>町体育館使用料</p> <p>基本料金の区分(専用使用)</p> <p>ア 使用料を徴収しないとき(町内・町外の区分あり)</p> <p>・アマチュアスポーツ及び文化行事</p> <p>「町内の児童・生徒」、「体協加盟団体の大会」</p> <p>・その他のとき「地方公共団体が使用」</p> <p>イ 使用料を徴収するとき(町内・町外の区分あり)</p> <p>・アマチュアスポーツ及び文化行事</p> <p>・その他のとき</p> <p>時間の区分(専用使用)・・・基本的に区分はない</p> <p>基本料金の区分(一部使用 1面,1時間当り)</p> <p>ア 種目ごと 小・中・高校生 一般</p> <p>町内 町外 町内 町外</p> <p>・バレー・バスケット 無料 100 100 200</p> <p>・バドミントン 無料 50 50 100</p> <p>・全館(テニス等) 無料 300 300 600</p> <p>イ 使用器具ごと(付属設備等)・・・別になし</p> <p>時間の区分(一部使用)</p> <p>ア 種目ごと1時間単位・・・上記の金額のとおり</p> <p>イ 使用器具(付属設備)1回(許可時間内)</p> <p>放送用具・・・町内500円 町外1,000円</p> <p>照明使用料1時間単位 3灯につき町内70円 町外140円</p>	
<p>入来町</p> <p>体育館、武道館使用料</p> <p>【体育館】</p> <p>種目ごと1時間単位 小中高児童生徒 一般社会人</p> <p>勤労青少年 200円</p> <p>・バレー・バスケット・その他 100円</p> <p>・バドミントン・卓球台1台 50円 100円</p> <p>・ステージのみ 50円 50円</p> <p>使用器具ごと(付属設備等)・・・別になし</p> <p>照明使用料1時間単位・・・100円</p> <p>【トレーニング室】</p> <p>・中・高校生 1回 50円</p> <p>・一般社会人 1回 100円</p> <p>【武道館】</p> <p>・小・中学校児童生徒 1回 20円</p> <p>・高等学校生徒 1回 30円</p> <p>・一般 1回 100円</p>		<p>祁答院町</p> <p>祁答院町体育センター使用料</p> <p>町内・・・無料</p> <p>町外・・・1時間当たり 100円</p> <p>(1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする)</p>			
<p>上飯村</p> <p>村立体育館使用料</p> <p>1回300円に1.00分の1.05を乗じて得た額</p> <p>(10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる)</p>		<p>課題・問題点</p> <p>・使用料金の格差、減免規定の調整</p>			
<p>里村・下飯村・鹿島村</p> <p>該当なし</p>		<p>調整方針案</p> <p>5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>			

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G6 b 4 0 体育施設使用料			
協議事業(使用料)名 学校等照明施設使用料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
照明施設使用料 照明施設使用に要する電気料金の実費相当額	総合体育施設使用料(屋外運動場照明施設使用料) 1回当たり町内800円町外1,200円(市比野のみ1時間当たり)  学校建物使用料(運動施設) ・屋内運動場(町内)午前 300円・午後 300円・夜間 800円(町外)午前 500円・午後 500円・夜間 1,000円 ・武道館(町内)午前 300円・午後 300円・夜間 800円(町外)午前 500円・午後 500円・夜間 1,000円	該当なし	屋外運動場照明施設使用料 30分 町内 500円 町外 600円 60分 町内 1,000円 町外 1,200円  学校施設使用料(運動施設) ・屋内運動場 1時間 昼間 100円	教室等使用料(運動施設) 小学校 中学校 屋内運動場 1室1時間 150円 200円(照明)	屋外運動場照明施設使用料 1時間 1,050円
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点		調整方針案
学校屋内運動場照明施設使用料 小学校 中学校 1回 300円 300円  屋外運動場照明施設使用料 村内居住者 1時間 1,000円 村外居住者 1時間 1,500円 使用料の総額に100分の105を乗じて得た額 10円未満の端数は切り捨てる	学校屋内運動場照明施設使用料 小学校 中学校 1回 300円 300円  屋外運動場照明施設使用料 1,000円 使用料の総額に100分の105を乗じて得た額 10円未満の端数は切り捨てる	屋外運動場照明施設使用料 1時間ごとに1,050円	・ 使用料金の格差、減免規定の調整		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育	業務コード・NO、事務事業名 G6 b 4 0 体育施設使用料			
協議事業(使用料)名 プール使用料				
川内市	樋脇町	里村	上甌村	鹿島村
川内プール使用料 基本料金 1回(原則2時間) 幼児(同伴) 無料 児童生徒 70円 高校生 100円 一般 150円 専用使用 午前(8:30~13:00) ・ ・ ・ 5700円 午後(13:00~17:00) ・ ・ ・ 5700円 全日(8:30~17:00) ・ ・ ・ 11,400円 *スライダー、幼児プール無料	樋脇町総合プール施設使用料 (名称) B & G樋脇海洋センター 基本料金 1回 乳幼児無料、同伴者 100円 児童生徒 100円 一般 200円 回数券 1,800円で2,000円分 コインロッカー 無料 (名称) サンヘルスパーク 基本料金 1回 乳幼児無料、同伴者 200円 児童生徒 200円 一般 300円 回数券 1,800円で2,000円分 コインロッカー 無料	村民プール使用料 基本料金 1回(原則2時間) ア 乳幼児(同伴) 無料 イ 児童生徒 50円 ウ 高校生以上 100円 専用使用 ア 9時~12時 4,000円 イ 14時~17時 4,000円 ウ 9時~17時 8,000円 エ 超過料金 1時間増すごとに1,000円 (1時間未満は、1時間とする。)	B & Gプール使用料 基本料金 1回 幼児以下 無料 小人(小・中学生) 50円 大人(高校生・一般) 100円 コインロッカー 10円	プール使用料 基本料金 1回 幼稚園児以下 無料 小・中学生 50円 高校生以上 100円
入来町・東郷町・祁答院町・下甌村		課題・問題点		調整方針案
該当なし		・ 使用料金の格差、減免規定の調整		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

# 現況調査表

## 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育部会 教育振興施設		業務コード・NO、事務事業名 G6 b 4 0 体育施設使用料	
協議事業(使用料)名 多目的運動場等使用料			
川内市			
<b>総合運動公園使用料(多目的運動広場)</b> 使用区分 使用時間 2時間以内 2時間を超え 4時間を超え 6時間を超え 8時間を超え 円 円 円 円 円 全面 小中高児童 410 820 1,230 1,640 2,470 3,290 4,100 生徒 820 1,640 2,470 3,290 4,100 上記以外の者 野球1面 小中高児童 200 410 610 820 1,230 1,640 生徒 410 820 1,230 1,640 上記以外の者 入場料等をソフトボール1面 小中高児童 100 200 300 410 徴収しない場合 生徒 200 410 610 820 上記以外の者 ラグビー・サッカー1面 小中高児童 200 410 610 820 生徒 410 820 1,230 1,640 上記以外の者 ゲートボール1面 100 200 300 410 入場料等をアマチュアのスポーツ 1日につき 10,300円 徴収する場及び文化行事のとき 合 其他のとき 1日につき 20,600円 放送施設 1回につき 510円 会議室 1時間につき 200円 夜間照明施設 実費相当額とする。(20分500円)		<b>総合運動公園使用料(テニスコート)</b> 使用区分 使用料 入場料等 小中高児童生徒 1コート 1時間につき 100円 を徴収し上記以外の者 1コート 1時間につき 210円 ない場合 入場料等をアマチュアのスポーツ 1コート 1時間につき 1,030円 を徴収する場及び文化行事のとき 合 其他のとき 放送施設 1コート 1時間につき 2,060円 1回につき 510円 会議室 1時間につき 300円 夜間照明施設 実費相当額とする。(30分500円)	
<b>総合運動公園使用料(陸上競技場)</b> 使用区分 使用時間 2時間以内 2時間を超え 4時間を超え 6時間を超え 8時間を超え 円 円 円 円 円 入場料等をアマチュアのスポーツ 800 1,600 3,200 4,100 を徴収しない場合 1,600 3,200 6,400 事るとき 其他のとき 4,000 8,000 16,000 2,000 専用使用 入場料等をアマチュアのスポーツ 2,400 4,800 9,600 1,200 を徴収する場合 及文化行事のとき 4,800 9,600 19,200 2,400 事るとき 其他のとき 44,800 89,600 11,200 専用使用以外の 小中高児童生徒 1回 2時間以内 50円 使用 上記以外の者 1回 2時間以内 100円 放送施設 1回につき 510円 会議室 1時間につき 300円 陸上競技用具 1個又は1組 50円 使用1回につき 冷暖房設備(本部席) 1時間につき 500円		<b>運動場会館使用料</b> 使用時間 8時30分から 8時30分から 17時から22時 22時から翌日 室区分 12時まで又は 17時まで まで 8時30分まで 円 円 円 円 大会議室 900 1,800 1,500 150 小会議室(和室) 300 610 510 200 研修室 410 820 610 卓球室 1人当たり 150 150 200 トレーニング室 1人当たり 150 150 200 調理室 510 1,030 820	
<b>総合運動公園使用料(野球場)</b> 使用区分 使用時間 2時間以内 2時間を超え 4時間を超え 6時間を超え 8時間を超え 円 円 円 円 円 入場料等をアマチュアのスポーツ 500 1,000 1,800 250 を徴収しない場合 スポーツ及び文化行事のとき 1,200 2,400 4,400 650 合 其他のとき 3,000 6,000 11,000 1,650 入場料等をアマチュアのスポーツ 1,500 3,000 5,400 750 徴収する場及び文化行事のとき 合 其他のとき 3,600 7,200 13,000 1,950 スコアボード 40,000 80,000 11,000 1試合につき 2,100円 放送施設 1回につき 510円 冷暖房設備(本部席) 1時間につき 500円		<b>野球場使用料 御陵下運動公園(テニスコート含む)</b> 有料公園使用時間 2時間以内 2時間を超え 4時間を超え 6時間を超え 8時間を超え 施設使用区分 円 円 円 円 円 的名称 4時間以内 6時間以内 8時間以内 8時間を超えは延長の1時間につき 全面 小中高児童 410 820 1,230 1,640 250 生徒 820 1,640 2,470 3,290 510 上記以外の者 入場料等を徴収しない場合 半面 小中高児童 100 200 300 410 100 生徒 200 410 610 820 150 上記以外の者 ゲートボール1面 100 200 300 410 100 入場料等をアマチュアスポーツ 1日につき 10,300円 を徴収する場合 上記以外のとき 1日につき 20,600円 テニス 小中高児童生徒 1コート 1時間につき 50円 コート 上記以外の者 1コート 1時間につき 100円	

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 教育		業務コード・NO、事務事業名 G6b40 体育施設使用料	
協議事業(使用料)名 多目的運動場等使用料			
樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
総合体育施設使用料(総合運動場使用料) 町内 町外 総合グラウンド 小、中、高校生 無料 400円 一般 無料 800円 ゲートボール場 無料 100円  総合体育施設使用料(総合運動場照明施設使用料) 1コート1時間当り 町内1,500円 町外3,000円  総合体育施設使用料(弓道場使用料) 1回につき(個人は1人について) 午前 午後 夜間 町内 個人 100 100 200 団体 500 500 700 町外 個人 200 200 400 団体 1,000 1,000 1,000  総合体育施設使用料(人工芝コート照明施設使用料) 町内 1,500円/1時間(税別) 半面は半額 町外 3,000円/1時間(税別) 半面は半額  総合体育施設使用料(人工芝コート施設使用料) 町内 無料 町外 1時間当り ・小、中、高校生 500円 半面は半額 ・一般 1,000円 半面は半額	ナイター使用料 30分 町内 500円(税別) 町外 600円(税別) 60分 町内 1000円(税別) 町外 1200 (税別) *60分を経過した後は、30分毎に町内500円、町外600円を徴収する。  弓道場使用料 1回につき(個人は1人について) 午前 午後 夜間 町内 個人 100 100 200 団体 500 500 700 町外 個人 200 200 400 団体 1,000 1,000 1,000  ゲートボール場使用料 1 使用料・・・1コート1時間当り 町内・・・無料 町外・・・500円 2 夜間照明施設(1時間当り) 町内・・・500円 町外・・・1,200円	総合グラウンド使用料 使用区分 ア 全面 イ 野球場 ウ ソフトボール場 使用料(1面 1時間あたり) 小中高校生 一般 町内 町外 町内 町外 無料 200 100 400  夜間照明施設使用料 30分 町内 1,000円 町外 1,500円 1時間 町内 2,000円 町外 3,000円 備品等使用料 テント(1張) 町内 無料 町外500円 放送用具 町内 500円 町外1,000円  池島運動公園 1時間当り 利用者 町内 町外 小、中、高校生 無料 100円 一般 50円 200円	祁答院グラウンド 町内……無料 町外……1時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする)  轟運動広場 町内……無料 町外……1時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする)  ナイター使用料 1時間 町内 1,500円(税別) 町外 1,800円(税別) 轟運動場 町内 600円(税別) 町外 700円(税別)  弓道場使用料 町内……無料 町外……1時間当たり 100円 (1時間未満の端数があるときはその端数は1時間とする)
里村・上甌村・下甌村・鹿島村		課題・問題点	
該当なし		・ 使用料金の格差、減免規定の調整	
		5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	

合併協定項目 「14 使用料、手数料等の取扱い」

# 参 考 資 料

( 手 数 料 現 況 調 査 表 )

川薩地区法定合併協議会

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会		業務コード・NO、事務事業名 A 3 m20 情報公開制度			
協議事業(手数料)名 情報公開開示手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧、聴取及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録...無料  (写しの交付)...実費 ビデオテープ...1本につき 300円 録音テープ...1本につき 200円 文書、図画及び写真 白黒(B5,B4,A4,A3)...1枚につき 10円 (A1)...1枚につき 20円 カラー(B5,B4,A4,A3)...1枚につき50円 フロッピーディスク...1枚につき 60円  減免、免除規定...なし  関係条例・規則等 川内市情報公開条例 川内市情報公開条例施行規則 川内市情報公開・個人情報保護審査会規則  平成13年度実績(件数、金額) 件数 8件 金額 12,340円	名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧及び視聴)...閲覧無料  (写しの交付)...実費 庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの...A3版まで1面あたり 10円 庁舎内に設置してあるカラー複写機により複写できるもの...A3版まで1面あたり 70円 外部の業者に発注しなければ複写できないもの...当該複写に要した額 録音テープその他媒体の複製によるもの...当該複製に要した額 送付に要する費用...当該送付に要する費用  減免、免除規定...なし  関係条例・規則等 樋脇町情報公開条例 樋脇町情報公開条例施行規則  平成13年度実績(件数、金額) 公開件数 2件 金額 0円 閲覧のみのため手数料不要	名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧及び視聴) 文書、図画、写真及び電磁的記録...1件につき 200円 (写しの交付)...実費 ビデオテープ...1巻1回につき 400円 録音テープ...1巻1回につき 300円 文書、図画及び写真...1件につき200円に、写し白黒1枚につき 20円 カラー1枚につき 100円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。  減免、免除規定...なし  関係条例・規則等 入来町情報公開条例  平成13年度実績(件数、金額) 件数 1件(開示のみ) 金額 0円	名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧及び視聴)...閲覧無料  (写しの交付)...実費 庁舎内に設置してある複写機により複写できるもの、又は用紙に出力したものの交付 白黒B5 A4 20円 B4 A3 30円 A2 50円 カラーB5 A4 B4 60円 A3 80円 録音カセットテープによるものの交付...1巻 600円 ビデオテープによるものの交付...1巻 700円 フロッピーディスクによるものの交付...1枚 80円 送付に要する費用...当該送付に要する費用  減免、免除規定...なし  関係条例・規則等 東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例施行規則 東郷町情報公開事務取扱要領  平成13年度実績(件数、金額) なし	名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧及び視聴)...閲覧無料 (写しの交付)...実費 文書・図画及び写真...1枚につき10円 録音テープ...1巻600円 ビデオテープ...1巻700円  電磁的記録 ・印刷物として出力したものの1枚につき10円 ・フレキシディスクカートリッジ1枚につき80円  公文書の写しは原則としてA-3まで送付に要する費用郵送料実費  減免、免除規定...なし  関係条例・規則等 祁答院町情報公開条例  平成13年度実績(件数、金額) 未実施	情報公開条例等の整備がなされていないため、該当なし
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
情報公開条例等の整備がなされていないため、該当なし	情報公開条例等の整備がなされていないため、該当なし	名称 情報公開開示手数料  手数料の明細 (閲覧及び視聴) 文書、図画、写真及び電磁的記録...1件につき 200円 (写しの交付) 文書、図画及び電磁的記録...1件につき200円 文書、図画...1件につき200円に、写し白黒1枚につき20円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。  減免、免除規定 なし  関係条例・規則等 鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例施行規則  平成13年度実績(件数、金額) なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開条例を制定していない村がある。里村、上甌村、下甌村</li> <li>開示手数料として徴収している。入来町、鹿島村(1件、200円)</li> <li>開示手数料は無料としている。川内市、樋脇町、東郷町、祁答院町</li> <li>情報公開条例を制定している市町村は、写し等の交付は、実費として徴収している。</li> <li>実費徴収の規定が異なっている。</li> </ul>	3 合併時に、新たな制度等を制定する。  ・内容の調整が必要。	



現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 企画財政専門部会 財政分科会		業務コード・NO、事務事業名 r 10 税外督促手数料			
協議事業(手数料)名 税外督促手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 川内市税外督促手数料及び延滞金条例 内容 督促手数料 地方自治法第231条の3第1項の規定により督促状を発送したときは、督促手数料として100円を徴する。 延滞金 納期限後納入する場合においては、その収入金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5%（督促状を発送する前の期間又は督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.25%）の割合を乗じて計算した額に相当する額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が100円未満である場合はこの限りでない。 延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、間年の日を含む期間についても、365日当たりの割合による。 納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金を減免することができる。 徴収の方法 督促手数料及び延滞金の徴収方法は、市税の例による。	名称 樋脇町税外収入督促手数料及び延滞金条例 内容 督促手数料 地方自治法第231条の3の規定に基づき督促状を発送したときは、督促手数料として100円を徴する。 延滞金 督促状の指定期日までに納入しない者に対しては、当該金額に指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、100円（100円未満及び100円未満の端数は切り捨てる）につき年14.6%（督促状を発送する前の期間又は督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が100円未満であるときは、これを徴収しない。 納付者が指定期日までに町税外収入金を納付しなかったことについて、真にやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金を減免することができる。	名称 入来町の督促手数料及び延滞金徴収条例 内容 督促手数料 税外収入の徴収につき、督促状を発送した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴する。 延滞金 税外収入の納付義務者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年14.6%（督促状を発送する前の期間及び督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものとする。 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 納付者が滞納したることについてやむを得ない理由があると認める場合においては、町長は、延滞金を減免することができる。	名称 税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 内容 （徴収） 第2条 法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、次条以下に定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。 （督促手数料の額） 第3条 前条の督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。 （延滞金の額） 第4条 第2条の延滞金の額は、納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（督促状を発送する前の期間及び督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数は、切捨てる。） （減免） 第5条 町長は、納付者が納期限までまでに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、第2条の延滞金を減免することができる。 （徴収の方法） 第6条 督促手数料及び延滞金の徴収方法は、町税の例による。	名称 祁答院町使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例 内容 督促手数料 納期限までに完納しなかったことにより督促状を発送したときに、督促手数料として100円を徴収する。 延滞金 納入者が納期限後徴収金を納入する場合においては、当該徴収金額にその納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該徴収金額が100円以上であるときは100円（端数は切り捨てる）について年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。ただし延滞金額が100円未満である場合には徴収しない。	名称 里村分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例 内容 督促手数料 分担金等の納入について督促状を発送したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。 延滞金 分担金等の納入義務者が、分担金等を納期限までに納入しないときは、次項に定める額の延滞金を徴収する。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。 (1) 延滞金の額が100円未満であるとき。 (2) 村長においてやむを得ない理由があると認めるとき 延滞金の額は、分担金等の未納額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、その未納金額100円（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6%（督促状を発送する前の期間及び督促状を発送した日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数は、切捨てる。）とする。 村長は、分担金等の納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前条の規定による延滞金を減免することができる。 徴収の方法 督促手数料及び延滞金の徴収方法は、村税の例による。
上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称 上飯村の督促手数料及び延滞金条例 内容 督促手数料 税外収入の徴収につき、督促状を発送した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴収するものとする。 延滞金 税外収入の納税義務者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき、年14.6%（督促状を発送する前の期間及び督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものとする。 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 納付者が滞納したることについてやむを得ない理由があると認める場合においては、滞納金を減免することができる。	名称 下飯村の督促手数料及び延滞金条例 内容 督促手数料 税外収入の徴収につき、督促状を発送した場合には、督促手数料として1通につき100円を徴収するものとする。 延滞金 税外収入の納税義務者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき、年14.6%（督促状を発送する前の期間及び督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものとする。 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 納付者が滞納したることについてやむを得ない理由があると認める場合においては、滞納金を減免することができる。	名称 鹿島村税外督促手数料及び延滞金条例 内容 督促手数料 地方自治法第231条の3第1項の規定により督促状を発送したときは、督促手数料として100円を徴する。 延滞金 納期限後納入する場合においては、その収入金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（督促状を発送する前の期間又は督促状を発送した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額に相当する額を加算して納付しなければならない。 延滞金の額の計算につき年当たりの割合は、間年の日を含む期間についても、365日当たりの割合による。 徴収の方法 督促手数料及び延滞金の徴収方法は、村税の例による。	延滞金の利率に若干の違いがあり、調整が必要である。 税の督促手数料と同様の扱いとすべきである。	2 合併時に、川内市の例により調整する。 例規の一元化作業時に、詳細は調整する。	

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 総務部会 税務分科会		業務コード・NO、事務事業名 A 5 a 20 税務証明等			
協議事業(手数料)名 督促手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 川内市税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 8,854件 金額 885,400円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 樋脇町税条例第21条 樋脇町国民健康保険税条例第17条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 1,526件 金額 152,600円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 入来町税条例 入来町の督促手数料及び延滞金徴収条例 入来町収納金取扱い要領 平成13年度実績(件数、金額) 件数 669件 金額 66,900円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 1,354件(発布件数 1,681件) 金額 134,500円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 祁答院町税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 844件 金額 84,400円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 里村税条例第21条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 550件 金額 55,000円
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 上甌村税条例第19条、第20条、第140条 上甌村税条例附則第3条の2、第4条、第85条 平成13年度実績(件数、金額) 件数 44件(発布件数 52件) 金額 4,400円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 下甌村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 0件 金額 0円	名称 督促手数料 手数料の明細 督促状1通 100円 減免、免除規定 なし 関係条例・規則等 鹿島村税条例 平成13年度実績(件数、金額) 件数 74件 金額 7,400円	・構成市町村全て、同一である。	1 現行のまま新市に引き継ぐ。 ・取扱いは、事務事業で調整する。	

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 総務部会 税務分科会		業務コード・NO、事務事業名 A 5 a 20 税務証明等									
協議事業(手数料)名 税務証明手数料											
各市町村											課題・問題点
税務証明手数料 (単位:円)											<p>【特記事項】</p> <p>川内市...公課に関する証明は、1筆1棟増す毎に50円を加算、土地・建物その他物件に関する1筆1棟増す毎に50円を加算。</p> <p>入来町...固定資産評価証明書に関しては、各地目、建物及び物件の類別ごとにそれぞれ1件として200円。2以上を超える証明は、1件超えるごとに20円加算。1筆、1棟、1物件ごとに証明を請求するものについては、これらのうち1を200円とし、1筆、1棟、1物件を増すごとに20円を加算する。 台帳閲覧に関して、2冊を超える閲覧は1冊超えるごとに20円を加算する。</p> <p>下甌村...土地は1筆、家屋は1棟をもって1件とし、2件以上は1件増すごとに10円を加算する。 閲覧及び照合は、1種類1回につき1件とする。</p> <p>鹿島村...2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件とする。 同一の事項を2通以上証明するときは、1通ごとに1件とする。</p>
種別	単位区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
資産証明	1件	200	200	200	200	200	200		200	200	2 合併時に、川内市の例により調整する。  ・今後、詳細を詰める必要がある。
所得証明	1件	200	200	200	200	200	200	所得課税証明 200	200		
課税証明	1件	200	200	200	200	200	200		200		
納税証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	100		
評価証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200		
公課証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
固定資産課税台帳の写し	1件	200	200	200	200	200	200		200		
営業証明	1件	200	200	200					200	200	
住宅用家屋証明	1件	1,200	200	1,200	950		1,300	1,300	1,300		
字絵図、地籍図の写し	1枚	200	200	200	200	200	200		200		
公簿の写し	1枚	200	200	200	200	200		コピー料(公簿等) 200	200	公簿又は公図の謄抄本 200	
土地、家屋台帳閲覧	1冊	200	200	200	200	2時間 200	1件 200	200	200		
国保税納付証明		無料	無料	無料	無料	無料	無料			無料	
車検用軽自動車税納税証明		無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
閲覧手数料	1回		200								
地籍小字集成図	1件			200							
地籍集成図	1件			500							
評価証明(法務局提出用)								無料			
土地境界の実地調査手数料	1件							1,000			
その他の証明	1件									200	
土地境界踏査手数料	1件								1,000	実費	
公簿又は公図閲覧照合	1件								200	200	
平成13年度 実績	件数	件	31,594	3,412	2,660	2,217	1,846	680	611	1,470	375
	金額	千円	6,719	682	533	486	369	143	141	292	75

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1g50 家畜運営診療所・管理事業																																																																							
協議事業(手数料)名 畜産診療手数料																																																																									
里村		下甌村																																																																							
畜産診療手数料 手数料の明細		下甌村家畜診療所診療等手数料 (単位: 円)																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="2">料 金</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th>大動物</th> <th>中動物</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共済事故診療費</td> <td>初診料</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">去勢</td> <td>無血</td> <td>700</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>観血</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>駆虫</td> <td>300</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>削蹄</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>1肢について</td> </tr> <tr> <td>除角</td> <td>500</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断尾</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種別	料 金		備考	大動物	中動物	金額	金額	共済事故診療費	初診料	200円	200円		去勢	無血	700	200	観血	1,000	500	駆虫	300	200		削蹄	300	200	1肢について	除角	500	300		断尾		500		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>大動物 金額</th> <th>中動物 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初診料</td> <td>200</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">去勢</td> <td>無血</td> <td>700</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>観血</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>駆虫</td> <td>300</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>削蹄</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>1肢について</td> </tr> <tr> <td>除角</td> <td>500</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断尾</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規定                      村長が特に必要と認める場合は、これを減免することができる。</p> <p>関係条例・規則等                      下甌村家畜診療所診療等手数料徴収条例</p> <p>平成13年度実績 <span style="float: right;">98件      57,600円</span></p>		種別	料 金		備考	大動物 金額	中動物 金額	初診料	200	200		去勢	無血	700	200	観血	1,000	500	駆虫	300	200		削蹄	300	200	1肢について	除角	500	300		断尾		500	
	種別			料 金			備考																																																																		
				大動物	中動物																																																																				
		金額	金額																																																																						
共済事故診療費	初診料	200円	200円																																																																						
	去勢	無血	700	200																																																																					
		観血	1,000	500																																																																					
	駆虫	300	200																																																																						
	削蹄	300	200	1肢について																																																																					
	除角	500	300																																																																						
断尾		500																																																																							
種別	料 金		備考																																																																						
	大動物 金額	中動物 金額																																																																							
初診料	200	200																																																																							
去勢	無血	700	200																																																																						
	観血	1,000	500																																																																						
駆虫	300	200																																																																							
削蹄	300	200	1肢について																																																																						
除角	500	300																																																																							
断尾		500																																																																							
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・上甌村・鹿島村		課題・問題点																																																																							
該当なし		里村・下甌村のみの手数料である。 甌島には、民間の家畜診療所等がないため、今後も必要である。																																																																							
		調整方針案																																																																							
		3 合併時に、新たに制度等を制定する。																																																																							

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農林畜産分科会		業務コード・NO、事務事業名 C1j50 鳥獣飼養許可事務			
協議事業(手数料)名 鳥獣飼養許可手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。 (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの (4)官公署から請求があったもの (5)公用で使用するもの (6)公的年金又は農業者年金基金法の規定に基づく農業者年金の受給のため、行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は戸籍の記載事項証明を請求する者に対して行うもの (7)前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 川内市手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 24件 81,600円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 1,000円</p> <p>手数料の免除 (1)官公署から請求があった場合 (2)公用で使用するもの (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)前各号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 樋脇町手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 25件 25,000円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)官公署より請求があったとき。 (2)一般に周知の必要がある公文書、図書等の閲覧を求めたとき。 (3)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第2に掲げる者から、当該証明の請求があったとき (4)前3号に掲げるもののほか、町長が手数料を徴収する必要がないと認めたとき。</p> <p>関係条例・規則等 入来町手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 2件 6,800円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 東郷町手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 16件 54,400円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 祁答院町手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 1件 3,400円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 里村手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 4件 13,600円</p>
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	
<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 上甌村手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 10件 34,000円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 下甌村手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 7件 23,800円</p>	<p>鳥獣飼養許可手数料</p> <p>手数料の明細 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付(1件につき) 3,400円</p> <p>手数料の免除 (1)法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用するもの (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 鹿島村手数料条例 平成13年度実績 飼養許可 8件 27,200円</p>	<p>飼養許可証交付手数料が8市町村3,400円で樋脇町だけ1,000円となっているため、調整が必要である。</p>	<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>	

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 水産分科会	業務コード・NO、事務事業名 C4e20 水産関係諸認可申請
協議事業(手数料)名 小型船舶測度証明手数料	
里村	里村以外の市町村
水産関係事務手数料 手数料の明細 ・小型漁船積量測度及び機関積量測度証明手数料 1件につき 1,000円  手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合  関係条例・規則等 里村手数料条例	該当なし
課題・問題点	調整方針案
実施地域のみである。	6 廃止の方向で調整する。

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 産業経済部会 農業委員会分科会		業務コード・NO、事務事業名 C2a10 農業委員会の運営	
協議事業(手数料)名 嘱託登記手数料			
川内市	樋脇町	入来町	
<p>嘱託登記手数料</p> <p>手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条又は第7条の規定による登記の嘱託 ア 所有権移転の登記 1件につき 5,000円 イ 所有権保存の登記 1件につき 3,000円 ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 2,000円 (この場合において、ア、イ又はウの登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増すごとに200円を、5筆を超えるものは1筆増すごとに100円をそれぞれの額に加算した額とする)</p> <p>手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの、 (2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの (4) 官公署から請求があったもの (5) 公用で使用するもの (6) 公的年金又は農業者年金基金法の規定に基づく農業者年金の受給のため、行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は戸籍の記載事項証明を請求する者に対して行うもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めるもの</p> <p>関係条例・規則等 川内市手数料条例</p>	<p>嘱託登記手数料</p> <p>手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条又は第7条の規定による登記の嘱託手数料 ア 所有権移転の登記 1件につき 3,500円 イ 所有権保存の登記 1件につき 2,000円 ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 1,500円 この場合、ア、イ又はウの登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増すごとに200円を、5筆を超えるものは1筆増すごとに100円をそれぞれの額に加算した額とする。</p> <p>手数料の免除 (1) 官公署から請求があった場合 (2) 公用で使用する場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 樋脇町手数料徴収条例</p>	<p>嘱託登記手数料</p> <p>手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令第5条又は第7条の規定による登記の嘱託に係る手数料 ア 所有権移転の登記 1件につき 3,500円 イ 所有権保存の登記 1件につき 2,000円 ウ 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 1,500円 手数料については、所有権移転の登記、所有権保存の登記又は登記名義人の表示の変更の登記の登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは、1筆増すごとに200円を、5筆を超えるものは1筆増すごとに100円をそれぞれの額に加算した額とする。</p> <p>手数料の免除 (1) 官公署より請求があったとき、 (2) 一般に周知の必要がある公文書、図書等の閲覧を求めたとき、 (3) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第2に掲げる者から、当該証明の請求があったとき (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が手数料を徴収する必要がないと認めたとき、</p> <p>関係条例・規則等 入来町手数料徴収条例</p>	
東郷町	祁答院町	里村・上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点
<p>嘱託登記手数料</p> <p>手数料の明細 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の規定による登記の嘱託 (1) 所有権移転の登記 1件につき 3,500円 (2) 所有権保存の登記 1件につき 2,000円 (3) 登記名義人の表示の変更の登記 1件につき 1,500円 この場合、(1)、(2)又は(3)の登記1件について2筆以上のときは、2筆から5筆までは1筆増すごとに400円を、5筆を超えるものは1筆増すごとに200円をそれぞれの額に加算した額とする。</p> <p>手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表3に掲げる者から当該証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 東郷町手数料条例</p>	<p>嘱託登記手数料</p> <p>手数料の明細 ア 所有権移転の登記 1件1筆につき 3,000円 イ 所有権保存の登記 1件1筆につき 1,500円 ウ 登記名義人表示、変更、更正の登記 1件1筆につき 1,500円</p> <p>手数料の免除 (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めた場合</p> <p>関係条例・規則等 祁答院町手数料徴収条例</p>	<p>該当なし</p>	<p>川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町のみが実施している。手数料の金額の調整や新制度の検討が必要である。</p>
			調整方針案
			<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 住民	業務コード・NO、事務事業名 D1 g 10臨時運行								
協議事業(手数料)名 自動車臨時運行許可									
川内市・樋脇町・東郷町	入来町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村								
<p>自動車臨時運行許可手数料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">区 分</th> <th style="padding: 5px;">川内市</th> <th style="padding: 5px;">樋脇町</th> <th style="padding: 5px;">東郷町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 車 両 に つ き</td> <td style="padding: 5px;">750円</td> <td style="padding: 5px;">750円</td> <td style="padding: 5px;">750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法の適用を受けるもの</li> <li>・官公署からの請求があったもの</li> <li>・公用で使用するもの</li> <li>・市長・町長が特に免除を認めたもの等</li> </ul> <p>関係条例・規則等</p> <p>道路運送車両法                  樋脇町自動車臨時運行許可取扱規則                  川内市・樋脇町・東郷町手数料徴収条例</p>	区 分	川内市	樋脇町	東郷町	1 車 両 に つ き	750円	750円	750円	<p style="text-align: center;">該当なし</p>
区 分	川内市	樋脇町	東郷町						
1 車 両 に つ き	750円	750円	750円						
課 題 ・ 問 題 点	調 整 方 針 案								
<p>・川内市、樋脇町、東郷町の1市2町が実施しており、新市になることによって区域が拡大し利用者が増加する。</p>	<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>								



## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 住民	業務コード・NO、事務事業名 D1h10手数料(証明書の交付・閲覧・許認可等)																																																																																																																																																																																												
協議事業(手数料)名 住民窓口における手数料																																																																																																																																																																																													
住民窓口における手数料比較表																																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c0ffc0;"> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 10%;">単位区分</th> <th style="width: 10%;">川内市</th> <th style="width: 10%;">樋脇町</th> <th style="width: 10%;">入来町</th> <th style="width: 10%;">東郷町</th> <th style="width: 10%;">祁答院町</th> <th style="width: 10%;">里村</th> <th style="width: 10%;">上甌村</th> <th style="width: 10%;">下甌村</th> <th style="width: 10%;">鹿島村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍の謄抄本交付</td> <td>1通</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>除籍の謄抄本交付</td> <td>1通</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>戸籍に記載した事項に関する証明</td> <td>1件</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>除籍に記載した事項に関する証明</td> <td>1件</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書の交付</td> <td>1通</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>戸籍法に基づく届出その他の書類の閲覧</td> <td>1件</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>住民票の写しの交付</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>住民票の写し又は戸籍附票の写しの交付</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>住民票及び戸籍附票記載事項の証明</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>住民票の閲覧</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>印鑑証明</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証再交付</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>身分又は本籍住所に関する証明</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>その他証明</td> <td>1件</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成13年度 実績</td> <td style="text-align: center;">件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">136,658</td> <td style="text-align: center;">16,085</td> <td style="text-align: center;">12,095</td> <td style="text-align: center;">12,022</td> <td style="text-align: center;">12,479</td> <td style="text-align: center;">3,382</td> <td style="text-align: center;">3,480</td> <td style="text-align: center;">3,480</td> <td style="text-align: center;">1,251</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">34,605</td> <td style="text-align: center;">4,816</td> <td style="text-align: center;">3,511</td> <td style="text-align: center;">3,589</td> <td style="text-align: center;">3,018</td> <td style="text-align: center;">932</td> <td style="text-align: center;">1,127</td> <td style="text-align: center;">1,127</td> <td style="text-align: center;">460</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	単位区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	戸籍の謄抄本交付	1通	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	除籍の謄抄本交付	1通	750	750	750	750	750	750	750	750	750	戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350	除籍に記載した事項に関する証明	1件	450	450	450	450	450	450	450	450	450	戸籍法に基づく届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通	350	350	350	350	350	350	350	350	350	戸籍法に基づく届出その他の書類の閲覧	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350	住民票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	住民票の写し又は戸籍附票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	住民票及び戸籍附票記載事項の証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	住民票の閲覧	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	印鑑証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	印鑑登録証再交付	1件	200	400	400	400	400	200				身分又は本籍住所に関する証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	その他証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200	平成13年度 実績	件 数	件	136,658	16,085	12,095	12,022	12,479	3,382	3,480	3,480	1,251	金 額	千円	34,605	4,816	3,511	3,589	3,018	932	1,127	1,127	460
種 別	単位区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																																																																																																																																																			
戸籍の謄抄本交付	1通	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円	450円																																																																																																																																																																																			
除籍の謄抄本交付	1通	750	750	750	750	750	750	750	750	750																																																																																																																																																																																			
戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350																																																																																																																																																																																			
除籍に記載した事項に関する証明	1件	450	450	450	450	450	450	450	450	450																																																																																																																																																																																			
戸籍法に基づく届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通	350	350	350	350	350	350	350	350	350																																																																																																																																																																																			
戸籍法に基づく届出その他の書類の閲覧	1件	350	350	350	350	350	350	350	350	350																																																																																																																																																																																			
住民票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
住民票の写し又は戸籍附票の写しの交付	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
住民票及び戸籍附票記載事項の証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
住民票の閲覧	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
印鑑証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
印鑑登録証再交付	1件	200	400	400	400	400	200																																																																																																																																																																																						
身分又は本籍住所に関する証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
その他証明	1件	200	200	200	200	200	200	200	200	200																																																																																																																																																																																			
平成13年度 実績	件 数	件	136,658	16,085	12,095	12,022	12,479	3,382	3,480	3,480	1,251																																																																																																																																																																																		
	金 額	千円	34,605	4,816	3,511	3,589	3,018	932	1,127	1,127	460																																																																																																																																																																																		
課題・問題点	調整方針案																																																																																																																																																																																												
・印鑑登録証の再交付手数料は、徴収しているところとないところがあり、金額的にも違いがある。	2 合併時に、川内市の例により調整する。																																																																																																																																																																																												

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉	業務コード・NO、事務事業名 D3a100 ホームヘルプサービス事業																										
協議事業(手数料)名 身障者ヘルプサービス事業における手数料																											
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																								
身障ヘルプサービス事業における手数料																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ランク</th> <th style="width: 75%;">対 象 者</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による非保護世帯</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以上30,000円以下の世帯</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者の前年所得税30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td style="text-align: right;">650円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td style="text-align: right;">850円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯</td> <td style="text-align: right;">950円</td> </tr> </tbody> </table>				ランク	対 象 者	金 額	A	生活保護法による非保護世帯	0円	B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円	D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以上30,000円以下の世帯	400円	E	生計中心者の前年所得税30,001円以上80,000円以下の世帯	650円	F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円	G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円
ランク	対 象 者	金 額																									
A	生活保護法による非保護世帯	0円																									
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円																									
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円																									
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以上30,000円以下の世帯	400円																									
E	生計中心者の前年所得税30,001円以上80,000円以下の世帯	650円																									
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円																									
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円																									
減免・免除規程 ・町長は、災害その他のその他特別な理由があると認めるときは、費用の減額又は免除することができる。 ・減額は、上記に定める金額の半額とする。																											
関係条例・規則等 ・祁答院町ホームヘルパーの派遣に関する条例																											
該当なし		祁答院町以外の市町村は、それぞれの事業の中で自己負担分の利用料として徴収している。	6 廃止の方向で調整する。																								

専門部会・分科会名 住民健康福祉 福祉	業務コード・NO、事務事業名 D3e70軽度生活援助事業					
協議事業(手数料)名 軽度生活援助事業手数料						
祁答院町	祁答院町以外の市町村	課題・問題点	調整方針案			
軽度生活援助事業手数料						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">軽度生活援助事業手数料</td> <td style="width: 20%;">1時間当り</td> <td style="width: 20%;">80円</td> </tr> </table>				軽度生活援助事業手数料	1時間当り	80円
軽度生活援助事業手数料	1時間当り	80円				
減免・免除規程 ・災害その他の特別な理由があると認めるとき減免又は免除することができる。 ・減免を受けようとするものは、速やかに手数料減免申請を提出する。						
関係条例・規則等 ・祁答院町軽度生活援助事業実施要綱						
該当なし		・祁答院町以外の市町村は、それぞれの事業の中で自己負担分の利用料として徴収している。	6 廃止の方向で調整する。			

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D5-a340 一般家庭用ごみ袋販売委託																					
協議事業(手数料)名	ごみ袋売捌手数料																							
東郷町		川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村																						
<p><b>名称</b> ごみ袋売捌手数料</p> <p><b>手数料の明細</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ袋(大)</td> <td>1箱(20枚入り×20袋)</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ袋(中)</td> <td>1箱(20枚入り×20袋)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ袋(大)</td> <td>1箱(10枚入り×20袋)</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>減免、免除規定</b>                      (1)法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないとき。                      (2)本町の住民から、公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があったとき。                      (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があったとき。                      (4)官公署から請求があったとき。                      (5)公用で使用するとき。                      (6)前各号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたとき。</p> <p><b>関係条例・規則等</b> 東郷町手数料条例</p> <p><b>平成13年度実績</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">・可燃ごみ袋(大)</td> <td style="width: 10%;">410箱</td> <td style="width: 60%;">1,968,000円</td> </tr> <tr> <td>・可燃ごみ袋(中)</td> <td>110箱</td> <td>396,000円</td> </tr> <tr> <td>・不燃ごみ袋(大)</td> <td>38箱</td> <td>129,200円</td> </tr> </table>		区 分	数 量	金 額	可燃ごみ袋(大)	1箱(20枚入り×20袋)	4,800円	可燃ごみ袋(中)	1箱(20枚入り×20袋)	3,600円	不燃ごみ袋(大)	1箱(10枚入り×20袋)	3,400円	・可燃ごみ袋(大)	410箱	1,968,000円	・可燃ごみ袋(中)	110箱	396,000円	・不燃ごみ袋(大)	38箱	129,200円	<p>該当なし</p>	
区 分	数 量	金 額																						
可燃ごみ袋(大)	1箱(20枚入り×20袋)	4,800円																						
可燃ごみ袋(中)	1箱(20枚入り×20袋)	3,600円																						
不燃ごみ袋(大)	1箱(10枚入り×20袋)	3,400円																						
・可燃ごみ袋(大)	410箱	1,968,000円																						
・可燃ごみ袋(中)	110箱	396,000円																						
・不燃ごみ袋(大)	38箱	129,200円																						
		課題・問題点	調整方針案																					
		<p>・町で販売手数料を徴収しているのは東郷町のみである。                      ・他市町村は、衛自連組織で対応している。</p>	<p>3 合併時に、新たに制度を制定する。</p>																					

## 現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D5-c20 墓地（公営墓地の状況）
協議事業(手数料)名	改葬許可手数料		
川内市	里村	上甌村	
<b>名称</b> 改葬許可手数料  <b>手数料の明細</b> ・許可証交付1件につき 200円  <b>減免、免除規定</b> (1)法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの (2)本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの (4)官公署から請求があったもの (5)公用で使用するもの (6)公的年金又は農業者年金基金法の規定に基づく農業者年金受給のため、行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は記載事項証明を請求する者に対して行うもの (7)前各号に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めるもの  <b>関係条例・規則等</b> 川内市手数料条例  <b>平成13年度実績</b> ・44件 8,800円	<b>名称</b> 墓地新設及び改葬許可申請手数料  <b>手数料の明細</b> ・許可証交付1件につき 200円  <b>減免、免除規定</b> (1)法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合  <b>関係条例・規則等</b> 里村手数料条例  <b>平成13年度実績</b> ・なし	<b>名称</b> 墓地新設及び埋火改葬許可申請手数料  <b>手数料の明細</b> ・許可証交付1件につき 200円  <b>減免、免除規定</b> (1)法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならない場合 (2)本村の住民から、公費の援助又は扶助を受けるために必要なものとして請求があった場合 (3)生活保護法の適用を受けている者から請求があった場合 (4)官公署から請求があった場合 (5)公用で使用する場合 (6)戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、別表第3に掲げる者から、当該証明の請求があった場合 (7)前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めた場合  <b>関係条例・規則等</b> 上甌村手数料条例  <b>平成13年度実績</b> ・3件 600円	
樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・下甌村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案	
該当なし	川内市、里村、上甌村のみが実施している。	3 合併時に、新たに制度を制定する。	

## 現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名	住民健康福祉部 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名	D5-d30 動物愛護事業（狂犬病予防他）																																																																																																				
協議事業(手数料)名	狂犬病予防法関係手数料																																																																																																						
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村																																																																																																							
<b>課題・問題点</b>																																																																																																							
<p><b>名称及び明細</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">川内市</th> <th style="width: 10%;">樋脇町</th> <th style="width: 10%;">入来町</th> <th style="width: 10%;">東郷町</th> <th style="width: 10%;">祁答院町</th> <th style="width: 10%;">里村</th> <th style="width: 10%;">上甌村</th> <th style="width: 10%;">下甌村</th> <th style="width: 10%;">鹿島村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録手数料</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>犬の鑑札再交付手数料</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">1件につき 1,600円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射票交付手数料</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">1件につき 340円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射票再交付手数料</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">1件につき 550円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>減免、免除規定</b> 「法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの」等あり。</p> <p><b>関係条例・規則等</b> 各市町村手数料条例（手数料徴収条例）</p> <p><b>平成13年度実績</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">川内市</th> <th style="width: 10%;">樋脇町</th> <th style="width: 10%;">入来町</th> <th style="width: 10%;">東郷町</th> <th style="width: 10%;">祁答院町</th> <th style="width: 10%;">里村</th> <th style="width: 10%;">上甌村</th> <th style="width: 10%;">下甌村</th> <th style="width: 10%;">鹿島村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録手数料</td> <td style="text-align: center;">1,165頭 3,495,000円</td> <td style="text-align: center;">109頭 327,000円</td> <td style="text-align: center;">88頭 264,000円</td> <td style="text-align: center;">88頭 264,000円</td> <td style="text-align: center;">67頭 201,000円</td> <td style="text-align: center;">13頭 36,000円</td> <td style="text-align: center;">6頭 18,000円</td> <td style="text-align: center;">16頭 48,000円</td> <td style="text-align: center;">2頭 6,000円</td> </tr> <tr> <td>犬の鑑札再交付手数料</td> <td style="text-align: center;">5件 8,000円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射票交付手数料</td> <td style="text-align: center;">3,219件 1,770,450円</td> <td style="text-align: center;">664件 365,200円</td> <td style="text-align: center;">550件 302,500円</td> <td style="text-align: center;">459件 252,450円</td> <td style="text-align: center;">429件 235,950円</td> <td style="text-align: center;">60件 33,000円</td> <td style="text-align: center;">64件 35,200円</td> <td style="text-align: center;">96件 52,800円</td> <td style="text-align: center;">20件 17,000円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射票再交付手数料</td> <td style="text-align: center;">1件 340円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> <td style="text-align: center;">0件 0円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円									犬の鑑札再交付手数料	1件につき 1,600円									狂犬病予防注射票交付手数料	1件につき 340円									狂犬病予防注射票再交付手数料	1件につき 550円									区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	犬の登録手数料	1,165頭 3,495,000円	109頭 327,000円	88頭 264,000円	88頭 264,000円	67頭 201,000円	13頭 36,000円	6頭 18,000円	16頭 48,000円	2頭 6,000円	犬の鑑札再交付手数料	5件 8,000円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	狂犬病予防注射票交付手数料	3,219件 1,770,450円	664件 365,200円	550件 302,500円	459件 252,450円	429件 235,950円	60件 33,000円	64件 35,200円	96件 52,800円	20件 17,000円	狂犬病予防注射票再交付手数料	1件 340円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円
区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																																																														
犬の登録手数料	1頭につき 3,000円																																																																																																						
犬の鑑札再交付手数料	1件につき 1,600円																																																																																																						
狂犬病予防注射票交付手数料	1件につき 340円																																																																																																						
狂犬病予防注射票再交付手数料	1件につき 550円																																																																																																						
区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																																																														
犬の登録手数料	1,165頭 3,495,000円	109頭 327,000円	88頭 264,000円	88頭 264,000円	67頭 201,000円	13頭 36,000円	6頭 18,000円	16頭 48,000円	2頭 6,000円																																																																																														
犬の鑑札再交付手数料	5件 8,000円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円																																																																																														
狂犬病予防注射票交付手数料	3,219件 1,770,450円	664件 365,200円	550件 302,500円	459件 252,450円	429件 235,950円	60件 33,000円	64件 35,200円	96件 52,800円	20件 17,000円																																																																																														
狂犬病予防注射票再交付手数料	1件 340円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円																																																																																														
<b>調整方針案</b>																																																																																																							
<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p>																																																																																																							

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 住民健康福祉部会 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名 D5-b200 化製場法関係																						
協議事業(手数料)名 動物の飼養又は収容の許可申請手数料																							
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	課題・問題点	調整方針案																					
<b>名称及び明細</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">川内市</th> <th style="width: 10%;">樋脇町</th> <th style="width: 10%;">入来町</th> <th style="width: 10%;">東郷町</th> <th style="width: 10%;">祁答院町</th> <th style="width: 10%;">里村</th> <th style="width: 10%;">上甌村</th> <th style="width: 10%;">下甌村</th> <th style="width: 10%;">鹿島村</th> </tr> <tr> <td>動物の飼養又は収容の許可申請手数料</td> <td colspan="2">1件につき 7,300円</td> <td colspan="7">1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合には、当該件数の申請につき7,300円</td> </tr> </table> <p>減免・免除規定                  「法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの」等あり。</p> <p>関係条例・規則等                  各市町村手数料条例(手数料徴収条例)</p> <p>平成13年度実績                  該当なし</p>		区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき 7,300円		1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合には、当該件数の申請につき7,300円							・全市町村同額である。 ・県からの権限委譲事務であり、内容も同じである。 ・新市に移行後、指定地域の見直しが必要である。 ・各市町村間で手数料条例に若干の差がある。	3 合併時に、新たに制度化できるように調整する。
区 分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村														
動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき 7,300円		1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合には、当該件数の申請につき7,300円																				

専門部会・分科会名 住民健康福祉部会 環境分科会	業務コード・NO、事務事業名 D5-a590 自動車放置防止																																																
協議事業(手数料)名 自動車処分手数料																																																	
里村・上甌村・下甌村	里村・上甌村・下甌村以外の市町村	課題・問題点	調整方針案																																														
<b>自動車処分手数料</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車 種</th> <th rowspan="2">車体の大きさ等</th> <th colspan="2">料 金</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>販売 修理業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通自動車</td> <td rowspan="3">道路交通法施行規則 第2条の定めるところ による。</td> <td>24,000円</td> <td>41,000円</td> <td>2トトラック</td> </tr> <tr> <td>15,000円</td> <td>25,000円</td> <td>乗用車・バン</td> </tr> <tr> <td>11,000円</td> <td>18,000円</td> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td rowspan="2"></td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>耕耘機</td> </tr> <tr> <td>9,000円</td> <td>15,000円</td> <td>トラクター</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>道路交通法施行規則 第1条の2に定めるところによる。</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減免・免除規定                  村長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>関係条例・規則等                  自動車放置防止条例(里村、上甌村、下甌村)</p> <p>平成13年度実績</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">里村</td> <td style="width: 10%;">99件</td> <td style="width: 10%;">884,000円</td> </tr> <tr> <td>上甌村</td> <td>66件</td> <td>777,000円</td> </tr> <tr> <td>下甌村</td> <td>70件</td> <td>698,000円</td> </tr> </table>		車 種	車体の大きさ等	料 金		備 考	一般	販売 修理業者	普通自動車	道路交通法施行規則 第2条の定めるところ による。	24,000円	41,000円	2トトラック	15,000円	25,000円	乗用車・バン	11,000円	18,000円	軽自動車	小型特殊自動車		3,000円	5,000円	耕耘機	9,000円	15,000円	トラクター	自動二輪車		3,000円	5,000円		原動機付自転車	道路交通法施行規則 第1条の2に定めるところによる。	1,000円	2,000円		里村	99件	884,000円	上甌村	66件	777,000円	下甌村	70件	698,000円	該当なし	里村・上甌村・下甌村のみの手数料で、同額である。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。
車 種	車体の大きさ等			料 金			備 考																																										
		一般	販売 修理業者																																														
普通自動車	道路交通法施行規則 第2条の定めるところ による。	24,000円	41,000円	2トトラック																																													
		15,000円	25,000円	乗用車・バン																																													
		11,000円	18,000円	軽自動車																																													
小型特殊自動車		3,000円	5,000円	耕耘機																																													
		9,000円	15,000円	トラクター																																													
自動二輪車		3,000円	5,000円																																														
原動機付自転車	道路交通法施行規則 第1条の2に定めるところによる。	1,000円	2,000円																																														
里村	99件	884,000円																																															
上甌村	66件	777,000円																																															
下甌村	70件	698,000円																																															

## 現況調査表

### 使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 都市計画分科会	業務コード・NO、事務事業名 E3k80 屋外広告物関係事務																																		
協議事業(手数料)名 屋外広告物許可手数料																																			
川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・下甌村・鹿島村	上甌村																																		
鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)に基づく屋外広告物の許可(許可の更新を含む。)の申請に対する審査。ただし、鹿児島県屋外広告物条例第9条第1項に規定する変更等の許可及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を徴収する事項</th> <th style="width: 70%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア はり紙</td> <td>1枚につき 5円</td> </tr> <tr> <td>イ 気球広告(アド・バルーン)</td> <td>1個につき 1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウ 電柱又は街灯柱広告</td> <td>巻付け1個につき 250円</td> </tr> <tr> <td>袖付き1個につき 250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">エ 広告塔、看板又は広告板</td> <td>表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 190円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 380円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 660円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 1,900円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 3,600円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 8,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 11,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 11,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに330円を加算した額</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">オ 照明広告</td> <td>表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 380円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 760円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 1,320円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 3,800円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 7,200円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 12,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 16,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 22,000円</td> </tr> <tr> <td>表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 22,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに660円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>カ 広告網</td> <td>1枚1平方メートル 170円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	ア はり紙	1枚につき 5円	イ 気球広告(アド・バルーン)	1個につき 1,200円	ウ 電柱又は街灯柱広告	巻付け1個につき 250円	袖付き1個につき 250円	エ 広告塔、看板又は広告板	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 190円	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 380円	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 660円	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 1,000円	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 1,900円	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 3,600円	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 6,000円	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 8,000円	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 11,000円	表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 11,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに330円を加算した額	オ 照明広告	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 380円	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 760円	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 1,320円	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 2,000円	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 3,800円	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 7,200円	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 12,000円	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 16,000円	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 22,000円	表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 22,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに660円を加算した額	カ 広告網	1枚1平方メートル 170円	該当なし 平成15年度中に制定予定	
手数料を徴収する事項	手数料の金額																																		
ア はり紙	1枚につき 5円																																		
イ 気球広告(アド・バルーン)	1個につき 1,200円																																		
ウ 電柱又は街灯柱広告	巻付け1個につき 250円																																		
	袖付き1個につき 250円																																		
エ 広告塔、看板又は広告板	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 190円																																		
	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 380円																																		
	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 660円																																		
	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 1,000円																																		
	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 1,900円																																		
	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 3,600円																																		
	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 6,000円																																		
	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 8,000円																																		
	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 11,000円																																		
	表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 11,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに330円を加算した額																																		
オ 照明広告	表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき 380円																																		
	表示面積が1平方メートルを超え2平方メートル以下のもの1個につき 760円																																		
	表示面積が2平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき 1,320円																																		
	表示面積が3平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 2,000円																																		
	表示面積が5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 3,800円																																		
	表示面積が10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 7,200円																																		
	表示面積が20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 12,000円																																		
	表示面積が30平方メートルを超え40平方メートル以下のもの1個につき 16,000円																																		
	表示面積が40平方メートルを超え50平方メートル以下のもの1個につき 22,000円																																		
表示面積が50平方メートルを超えるもの1個につき 22,000円に50平方メートルを超える1平方メートルごとに660円を加算した額																																			
カ 広告網	1枚1平方メートル 170円																																		
		課題・問題点																																	
		調整方針案																																	
		・上甌村は未制定である。 ・県から権限委譲された手数料であるので(県徴収時単価に)統一されている。																																	
		2 合併時に、川内市の例により調整する。																																	
平成13年度実績額 川内市 131件 1,386千円 その他の市町村は、0件																																			

現況調査表

使用料、手数料等の取扱い

専門部会・分科会名 建設専門部会 区画整理分科会		業務コード・NO、事務事業名 E5e10 土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付			
協議事業(手数料)名 清算金滞納者への督促手数料					
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
清算金滞納者への督促手数料 1通 60円	該当なし	清算金滞納者への督促手数料 金額を定めていない。	該当なし	該当なし	該当なし
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
該当なし	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・督促手数料が統一されていない。</li> <li>・2市町3地区で土地区画整理事業を行っており、この地区の中で、最初に清算事務が始まる地区でも合併して4、5年経過後であるため新市に移行後速やかに調整しても、事務事業に支障をきたさない。</li> <li>・しかし、現在、地区ごとに施行規定(条例)を定めているため、新市に向けて条例の制定が必要である。</li> </ul>	4 新市に移行後、速やかに調整する。  ・現在、地区ごとに施行規定(条例)を定めているため、新市の条例施行にあたり督促手数料を統一する方向で調整する。  ・「土地区画整理法施行規則第17条の規定により国土交通大臣が定める額」と規定したい。  (定形郵便物重量25グラムまでのものの郵便料以内)	土地区画整理法施行規則 (賦課金等の督促手数料の額の限度) 第17条 法第41条第2項及び第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第75条の2第2項第3号に規定する定形郵便物の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。